

衆議院 第四百十三回国会

# 金融安定化に関する特別委員会議録 第十号

平成十年九月七日(月曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸晃君 理事 藤井 孝男君  
 理事 村田 吉隆君 理事 保岡 興治君  
 理事 山本 有二君 理事 池田 元久君  
 理事 中野 寛成君 理事 坂口 力君  
 理事 谷口 隆義君

愛知 和男君 伊藤 達也君

伊吹 文明君 飯島 忠義君

江渡 聡徳君 大石 秀政君

大島 理森君 大野 功統君

金田 英行君 河村 建夫君

木村 隆秀君 佐田 玄一郎君

阪上 善秀君 桜井 郁三君

田中 和徳君 滝 実君

津島 雄二君 中谷 元君

西川 公也君 萩野 浩基君

蓮実 進君 宮本 一三君

山本 公一君 山本 幸三君

吉川 貴盛君 渡辺 喜美君

安住 淳君 上田 清司君

枝野 幸男君 岡田 克也君

海江田万里君 北村 哲男君

仙谷 由人君 古川 元久君

石井 啓一君 上田 勇君

西川 知雄君 若松 謙維君

鈴木 淑夫君 西川 太一郎君

西田 猛君 木島日出夫君

佐々木憲昭君 春名 真章君

秋葉 忠利君 濱田 健一君

出席國務大臣

法務 大臣 中村正三郎君

出席政府委員

大蔵 大臣 宮澤 喜一君  
 國務 大臣 野中 広務君  
 (内閣官房長官)  
 内閣 審議官 白須 光美君  
 総務庁 行政官 瀧上 信光君  
 局長  
 金融監督庁 長官 日野 正晴君  
 金融監督庁 検査 部長 五味 廣文君  
 部長  
 金融監督庁 監督 部長 乾 文男君  
 法務省 民事局長 細川 清君  
 法務省 刑事局長 松尾 邦弘君  
 大蔵省 金融企画 局長 伏屋 和彦君  
 大蔵省 國際局長 黒田 東彦君

委員外の出席者

議 員 池田 元久君  
 議 員 枝野 幸男君  
 議 員 古川 元久君  
 議 員 石井 啓一君  
 議 員 西川 知雄君  
 議 員 鈴木 淑夫君  
 議 員 谷口 隆義君  
 衆議院 法制局 第二部長 窪田 勝弘君  
 最高裁判所 事務 総局 民事局長 石垣 君雄君  
 (金融危機管理 参考人)  
 金融危機管理 審査委員会 委員 佐々木波楊子君  
 衆議院 調査局 金融安定化に関する 特別調査室 長 藤井 保憲君

委員の異動

九月七日

辞任

愛知 和男君 萩野 浩基君  
 大野 松茂君 飯島 忠義君  
 倉成 正和君 田中 和徳君  
 砂田 圭佑君 木村 隆秀君  
 吉田六左門君 阪上 善秀君  
 岡田 克也君 安住 淳君  
 大口 善徳君 若松 謙維君  
 濱田 健一君 秋葉 忠利君

同日

飯島 忠義君 補欠選任 大野 松茂君

木村 隆秀君 吉川 貴盛君

阪上 善秀君 大石 秀政君

田中 和徳君 西川 公也君

萩野 浩基君 愛知 和男君

安住 淳君 岡田 克也君

秋葉 忠利君 大口 善徳君

同日 中川 智子君

同日 補欠選任 吉田六左門君

同日 大石 秀政君 桜井 郁三君

同日 西川 公也君 砂田 圭佑君

同日 吉川 貴盛君 濱田 健一君

同日 中川 智子君

同日 補欠選任 倉成 正和君

同日 桜井 郁三君

同日 補欠選任

同日 倉成 正和君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

補欠選任

萩野 浩基君

飯島 忠義君

田中 和徳君

木村 隆秀君

阪上 善秀君

安住 淳君

若松 謙維君

秋葉 忠利君

同日 補欠選任

同日 大野 松茂君

同日 吉川 貴盛君

同日 大石 秀政君

同日 西川 公也君

同日 愛知 和男君

同日 岡田 克也君

同日 大口 善徳君

同日 中川 智子君

同日 補欠選任

同日 吉田六左門君

同日 桜井 郁三君

同日 砂田 圭佑君

同日 濱田 健一君

同日 補欠選任

同日 倉成 正和君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出、衆法第一号)

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第二号)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆法第三号)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特別に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出、衆法第四号)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第五号)

金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出、衆法第六号)

預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第七号)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第八号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

売手統における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、特に菅直人君外十二名提出の各案について審査を行います。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。保岡興治君。

○保岡委員 いよいよ野党三党の共同提案になる金融安定化のための諸法案が提出されまして、きょうは審議が始まりますこと、大変意義の大きいことだと思っております。

既に政府としては、この七月の二日に、金融安定化のための最終的な取りまとめをいたしまして、そうして、この七月の末には国会を召集して直ちに国会に出せるように鋭意法案化を急いでまいりました。遺憾なことながら、政権が交代するというようなことがあって国会の開会がおくれないという関係で、我が政府あるいは我が党の法案というものもいささかおくれで提出に相なりまして、私が承知しているところによりますと、今度の三党合意になる金融安定化の諸法案の骨格である金融再生委員会なるものを中心とする野党の提案については、既に六月の末にいろいろ立案をされてきて、そして、それが今日まで、三党の提案として国会に提出されるまで我が党以上に時間を要してまいりました。そういった野党の提出の法案の準備について、どれだけこの迅速性に対応するために、我が党の案に対する対策として努力されてきたか、まずその経緯を簡単に伺いたいと思っております。

○池田(元)議員 保岡委員の御質問にお答えをいたします。

民主党、平和・改革、自由党、三党派が、総称

して金融再生法案と言っておりますが、先週提出をいたしました。

もとより、我々野党三党派は、去年の十一月の大型破綻の直後から、特にこの問題について真剣に研究し、一月には金融二法に対する対策を提出いたしました。四月に例の優良銀行などに資本注入が行われましたが、大きな効果を上げず、我々も、日本の金融危機に、また世界の金融危機にいかに取り組むか、それを乗り切っていくか、真剣に三党派とも検討をいたしました。自民党は、土地の流動化等、いわばトータルではなくて、部分的といえますか、そういうものを一生懸命おやりになっておりました。

我々は、六月の二十三日、ブリッジバンク法案よりも早く、その三党派のうち民主党は既に立案をし、参議院選挙の後、鋭意、衆議院法制局というるに練り上げてまいりました。さらに、やはり三人寄れば文殊の知恵と申します。平和・改革、そして自由党の貴重な御意見、そして我々は、それに対してどのようにこの危機に対応するか、さらに精査し、十分なものにして、ここに提出を見たとところでです。

○保岡委員 今いろいろ、昨年の秋からの三党あるいは野党の皆様方の御努力について御披露がありました。が、こういった国家危機、あるいは世界のいろいろな金融や経済各分野に大きな影響を持つ我が国の金融危機あるいは経済危機に対処するには、やはり与野党が協力すべきところは協力していく、政争の具にしない、そういうことが非常に重要だ、そう思います。

私は、そういった意味で、今、池田提案者のお話を、これからの与野党の審議、あるいは修正案を得てそれを成果として、我が国の今の危機に、あるいは世界の危機状況に対するのにしっかりと答えて、迅速的確な成果が得られますように、心から願っております。

そこで、早速内容について質問をさせていただきますが、野党の提案の最も中核部分は、金融再生委員会に金融行政を統合して、そうして危機管

理に、あるいは金融行政に当たらせるといことが柱になっていると思えます。それに対して、私には、大変ここはいろいろ議論をしなければならぬところだと思つて。

なぜならば、野党の提案にあつても、金融行政というのは、世界や国民あるいはいろいろな分野に重大な影響を及ぼす根幹的な行政であるから、政治的責任、行政の責任が明確であつて、かつ迅速的確な対応をしていく大事な行政である、そういう認識には共通があると思うのですが、私たちがいろいろ検討しましてどうしても疑問なのが、この金融再生委員会は国家行政組織法第三条に基づく独立委員会になつていて、従来こういった独立委員会というのは、政治的中立、内閣から、政治から距離を置く委員会という性格があると思つて、その点について、一番根幹の問題だと思つておられますので、お答えをいただければと思つて。

○池田(元)議員 冒頭のようですが、初めの保岡委員の御見解、私も同調いたします。まさに今金融危機のさなかにあつて、我々がこれをいかに乗り切るか、そこに我々の責務があるという点では全く同じでございます。

野党三党派案の特徴といえますが、重要な点の一つであります金融再生委員会についてのお尋ねでございますが、金融再生委員会は、国家行政組織法第三条のいわゆる三条機関、独立行政委員会でありまして。

政府から離れたこの委員会が責任を負えるか等々、今のお尋ねの趣旨だと思つて、まず、金融再生委員会は、国務大臣である金融再生委員長、委員も内閣総理大臣が任命することから、同様の組織であります国家公安委員会と同じように、十分責任が全うできるものと私は考えております。

それと同時に、三条機関にしたことについて申し上げますと、今、金融行政はビッグバンの時代に入りまして、長銀の合併劇のようなこれまでの密室行政、業者行政から市場中心の行政へと転換

を迫られております。別の言葉で言えば、事前指導型から事後チェック型行政へ転換しなければならぬということだと思います。その場合、何よりもルールに基づいた公正さと透明さが求められると私は思つております。したがって、アームズ・レンディングス・ルールといいますが、政治家の介入を許さない、政府から一定の距離を置いた三条機関が最もふさわしいものと私は考えております。

○保岡委員 今、池田提案者が御答弁されましたことは、いささか矛盾しているのではないかな。なぜならば、判断の公正、適正を得るといふ点で合議制にしてあつて、従来の裁量行政の反省の上で立った、そういった観点は一応わからないわけでもありません。しかし、それが、政治から中立、政治から一歩距離を置くという趣旨のことも最後に述べられましたが、先ほど私が申し上げたことは、金融行政というのは、すぐれて総理大臣の責任、すぐれて政治の責任、行政の責任という、例えば、世界の経済に重大な影響を及ぼす政策決定であつて、あるいはそれが地域の安定に影響するような、アジアの危機に対処するような我が国の金融行政の対応であつて、外交、あるいは地域の安定、あるいは世界の、人類の生活の基礎たる経済、こういったものに非常に重大な影響を及ぼすすぐれて政治的な側面があるのですが、なぜこれが政治から遠くなければいけないのでしようか。

○池田(元)議員 金融行政を内閣が責任を負う、特にこの時代においてはそうだと趣旨だと思つて、私たちがこの金融再生委員会は国務大臣を長とする委員会でありまして。しかも、今のこの政府といいますが、この国会審議もそうです。大蔵省の金融企画局と預金保険機構の監督は大蔵大臣、金融監督庁は総理大臣、そして預金保険機構の中に例の金融危機管理審査委員会があるという、こういったらばらななものではなく、まさに金融再生委員会に一元化するわけですから、いわばこの金融危機の司令塔として十分機能すると思つております。

そして同時に、さきに成立した中央省庁等改革基本法ではこう言っているのです。金融については、基本的に市場の自主性と自律性にゆだね、行政的関与は必要最小限のものに限る、こういうことをうたっているわけですね。まさに金融の一面といえますが、これからのビッグバン時代はまさに、お上がいられる指導するのではなくて、マーケットのルールに基づいて動くそれぞれの当事者の間のルールを決めることが、そしてまたモニターをすることが中心であると思います。

私たちの提案を要約いたしますと、金融再生委員会は、この金融危機に当たり、金融行政に一元的に責任を負う組織、同時に行政の公正さを確保するという両者を兼ね備えた組織であることを申し上げたいと思います。

○保岡委員 今のお答えでもどうしてもよくわかりません。

というのは、裁量行政を排除してできるだけ事後チェックにとどめて、市場の活力を生かして、その中で強い、強靱な金融サービスをつくっていくこと、そういう基本はいいのですが、その枠組みを決める、あるいは場合によっては市場が荒れたり暴力的になったりして乱れたときの金融行政の対応の仕方というものこれはなければいけない、そういったものはやはりすぐれて政治的なもの、あるいは政治から中立というわけにいかない性質のものである、私はそう思います。

そこで、私は、総務庁にお尋ね申し上げますが、今出てまいりました国家行政組織法三条に基づいて設置されております国家公安委員会それから公正取引委員会などが最も三条委員会らしい委員会と言われているが、これが一体どういうふうな趣旨で設置されているのか、それと、政治責任あるいは行政責任との関係がどう位置づけられているのか、その点についてお答えをいただければと思います。

○瀧上政府委員 お答え申し上げます。  
国家行政組織法第三条に定めます委員会は、合

議機関として特に合議により決定する必要がある行政事務を担当するものでございます。

御指摘のとおり、その所掌事務の掌理に当たりましては、政治的中立性あるいは専門技術性等、さらに準司法的機能等々を必要とされるため、府、省ないし内閣から独立的な地位にある合議制機関に行わせる必要がある場合に設置をされるものでございます。

議院内閣制のもとにおける内閣の政治的、行政的責任と行政委員会の職務の独立性との関連をどのように考えるかといったようなことでございしますが、この行政委員会は、政治的中立性あるいは専門的技術性、合議制による決定を必要とする行政事務を遂行するために必要であるということと設置をされているものでございます。

○保岡委員 今お話がございましたとおり、やはり政治的中立性ということが非常に大きな理由でこういう組織がつくられておられるということのようだと思います。

そこで、そのために、政治から中立公正のメンバーで合議制で決める。この合議制で決定した場合、先ほどから、国務大臣が委員長であるということをしきりに強調されて、政治責任をそこで国会や国民に対して負うんだ、民主的なコントロールが働くんだという趣旨のお答えでありましたが、その合議で、多数決か全会一致かわかりませんが、これが決まってしまうと、政治責任を負うべき国務大臣あるいは内閣というのが国会にその責任をきちっと果たせないというか、国会に対して金融行政の責任を果たしていけないということになるんじゃないかと思っております。

○池田(元)議員 今、総務庁の政府委員に答弁を求めて、お話を聞いておりましたが、この金融再生委員会というのは、例えば特別公的管理銀行に入るとか金融整理管財人を派遣するとか、そのジャッジという判断が大変重要ですか。これはやはり委員会というものが大変なものではないかと私は思います。

それから、再生委員会の意思決定でございしますが、金融担当の国務大臣であります委員長と、衆参両院の同意を得た、経済、金融、法律に識見を有する四人の委員で構成されます。委員長は会務を統括して委員会を代表する。委員長は再生委員会を招集することになっております。再生委員会の議事は、金融危機管理審査委員会のように全会一致ではなく、出席者の過半数で決すること、つまり多数決ということになっております。可否同数のときには、委員長の決するところによることとあります。このように、再生委員会は、国家公安委員会のように、国務大臣である委員長の指導、主導のもとで運営されるものと我々は考えております。

それから、ちょっと一言申し上げますと、政府・自民党といいますが、自民党初め与党三党は、九六年九月ですが、三党合意で、この金融行政については、公正取引委員会のような国家行政組織法第三条委員会として独立した機構を設置する、それを基本にして具体化する、まさに自民党の皆さんもこういってフェアな形がいいということで一たん取りまどめたわけですね。それも含めて念頭に置いていただきたいと思います。

○保岡委員 まず、合議制で多数決で決める、その多数決を委員長が政治的にリードするような運営を示唆されました。これはやはり、金融行政がすぐれて政治性があるということ、したがって、国務大臣を置いておられること、その指導性が重要であって、単なる多数決ではないということ、これを言われたように思いました。そしてまた、多数決で決まってしまうたら、委員長がどう対応しようとするか、その委員長の意向というものを、要するに、国会が選んだ内閣総理大臣の任命する国務大臣が金融行政に対して意見を述べても、それが否定される。そういう立場にある者が本場に金融行政を、国会や国民に対して民主的なコントロールができる立場なのか、非常に危惧を感ずる、今お話が

ありました行政改革でございませぬ。金融行政の一元化ということについての我が党の九六年の三党合意ですか、与党合意というものを例に挙げられました。これは三党の連立時代の一つの結論でありまして、私たち自由民主党は、その当時は野党と政権を共有し、維持しなきゃならぬという制約がありましたので、池田提案者のおっしゃるような結論にやむを得ずなりました。やむを得ずなりました。しかしながら……(発言する者あり)いや、失礼ではございません。これは、意見のいろいろを調整しながら、いろいろな政治的な配慮で結論を出していく連立政権の問題でもあり、限界もあるわけですね。そういった意味で、いい妥協はいろいろあるけれども、やはり無理な妥協は今御批判があるような結果につながる、私はそう思います。

そこで、我々は、行革基本法というのをこの春の国会で六月に成立させました。それにより金融と、金融行政というのは、二〇〇三年には、金融危機管理というのですか、破綻処理の企画立案だけは大阪省に当分の間残して一元化するという方向を決めております。これは、与野党国会で十分論議した上成立したものですから大変重いものでありますし、私たちは、そういった一連の努力の中で、この六月の二十二日に金融監督庁を発足させて、大事な大事な金融再生への道の担当官庁として、今その充実強化、そして運営の適正について努力を促しているところでございます。

そこで、この行革でございませぬが、私は、このところ大阪省や金融監督庁と接してございませぬ、やはり、両方に役割が分かれておられるというのにはなかなかやりにくいんだなということを非常に感じました。したがって、お互いにどちらに責任があるのかかわらないというふうなことで戸惑いがある。やはりそれは、大蔵大臣であり、金融監督庁長官に法定委任をしている総理とか、そういった方々が御相談しながら総合調整というのを政治的にリードしていかなくちゃならない仕組みになっています。

しかし、監督庁長官は政治家ではありません。国務大臣でもありません。そういったことなどにやほり問題がないわけではない、私はこう思っておりますので、いずれ金融庁ができますときには、それは、後に残すことになっておつた危機管理の権限についても、もちろん金融企画局の、大蔵省にある部門も金融庁に統合するの、一つの与野党の話し合いの方向性としてはあると私は思います。

ただ、こういう金融行政の根幹にかかわる仕組みを動かすということとはなかなか大変なことだと思います。この金融監督庁を設置する過程でも、決定から成立まで一年半を要しているのをごまいます。したがって、御提案の金融再生委員会なるものをきちっと機能するように立ち上げるまでに一体どういうプロセスを考えておられるか、どれだけの時間を要するものと考えて提案されているか、その点を伺いたいと思います。

○池田(元)議員 我々の金融再生委員会は、一元的な金融行政であり、同時に、公正さ、透明さが確保できる、そういう委員会であり、岡先生に賛成していただけるものと思つて冒頭聞いておりましたがどうもちょっと違つて、今になって大変立派なことをおっしゃいました。そういう認識であれば、我々のこの金融再生委員会にぜひ賛成をしていただきたいことをまず申し上げたいと思います。

それから、二〇〇一年一月を目標に金融監督庁を改組して、大蔵省にある国内金融の企画立案をあわせて金融庁に移行するというに中央省庁等改革基本法ではなっております。改革基本法は、国会で言いましたが、我々は、これに対しては明確に反対の意思表示をしました。先ほどの与野三党の合意は、これは合意でございます。これは、妥協の範囲で、公取委員会のような三条委員会というものをぜひ考えていただきたいと思つます。

それはそれとしまして、いずれにしても、金融再生委員会は、この金融庁を先取りにしたもので

す。それで、現状からいって、現在の金融危機に一元的に対処するために、一刻も早く金融再生委員会といった司令塔をつくる必要があると思つます。しかしながら、お尋ねのように、官僚はそういうことを考えるかもしれないが、この金融再生委員会といふものは、既存の金融監督庁、大蔵省金融企画局、これは別に分割したり統合したりするものではございません。その上に統括組織として設けるものでございまして、佐々波委員とはわけが違つてもございまして、これは迅速にこの組織を設立できるものと私は考えております。

○保岡委員 今のお答えを聞いていても、明確にどういう作業が、こういった行政の改組、そして新しい組織が動き出すのに時間を要するか、それは人員の配置とか場所の移動、予算手当て、関係法律、政令、省令の書きかえ、膨大な作業が必要ですが、したがって、こんなものが数カ月でできるような離れわざはできません。どんなことがあつても一年は、どんなに縮めても一年はかかる。したがって、こういう危機にこういう組織がえをするなどということは、私は信じられないような結論だ、そういう気がいたします。

そこで、私は想起していただきたいのです。池田提案者に想起していただきたい。この金融監督庁が二十二日に発足するに当たつて、六月の十九日に、実はその間隙を縫つて長銀の株が売り浴びせをされました。一気に株価が暴落し、そうしてそれが今日の金融の大きな大問題になつて、世界が注目するその処理に本当に適切を得なければ大変だという状況をつくり出している。

このように、ヘッジファンドとかその他の投機筋というのは、論理的に相手に対応できない難しい時期をねらつて売り浴びせをしてくるというのは世界の常識であります。そういう意味で、この金融再生委員会に大変な時間と膨大な作業と役所や対応する人々のことを考えると、そういう組織がえは、私は今のこの危機管理状況にある日本にふさわしくないことではないかということを

一番強く思います。

ただ、私は、池田提案者初め、野党の提案者の皆様方が、担当の国務大臣をそこに据えて一元的にやりたいという金融行政の願ひ、金融行政の政治性、行政の責任の直接重大なことを認識しておられる、そういう仕組みには関心をもちます。

したがって、私たちは、一日も早く議論を進めていって、そういう問題の整理をきちつとして、この危機管理を乗り切つていく体制について、組織的にも対応できるものはきちつと対応するといふ協議を急ぐべきだと思つますので、そういうことで、この議論を、先ほど申し上げました金融監督庁の、二十一世紀に設立するときに大蔵省に権限を残すことになつていられるものについてもまたいろいろ行軍の立場から、お互いこういう危機管理を通じての行政の対応から学んだものをそこに結びつけていく、結論につないでいくということも私は大事なことだと思つます。

そこで、質問を次に移したいと思つのですが、三党の提案の中の一審大きな柱は、やはり破綻金融機関の株を破綻と同時に即時全株取得して国有化するというのが破綻処理の一つの大きな特色であり、基本になつていっているように思つます。同時に清算を原則とするという、これもきちつと書かれているのであります。

私は、やはり市場原理というものがある、そこで経営がおかしくなつた人たちの経営や株主の責任は最終的には清算という形で対応する、したがつて、市場原理が非常に緊張を持つて動くといふことがやはり基本であるといふことはわからないわけでもありませんから、一応清算を基本とする物の考え方はいいと思つます。

しかしながら、やはり破綻金融機関が大きければ大きいほど、破綻の実体経済に与える痛手、影響あるいはシステムに与える重大な脅威、こういったものがある。したがつて、野党の提案にあるような国有管理銀行とか、あるいは我が党が主張している公的ブリッジバンクや、また一部減資によつて国有化する、場合によつては一〇〇%減

資して全株国有するという道も我が政府・与野の提案にもあるわけです。

そこでお伺いしたいのでございますが、私も、この即時国有という破綻処理のスキームというのは一体どこにメリットがあるのかな、この点については注目することが必要ではないかなという気がしております。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。即時株を取得させていただくというやり方については、幾つかのメリットが考えられております。

一つは、国が一〇〇%株主になる金融機関となります。それまで経営状態が非常に危ういといふことは、当然のことながらマーケットその他で伝わつていられるから、そういうスキームに入らざるを得ない状況になつていられる金融機関であります。そこで、国が一〇〇%株主ということで、どの金融機関よりも一番高い信用、つまり、現在の例えれば開銀とか輸銀のような国が、関与している公的金融機関と同じような信用を得ることができまふ。したがつて、支払い停止などというような問題のぎりぎりのところにあつたような金融機関が、その危機を当座乗り切ることができるといふことについて間違いない信用ということになります。

それから、こういった金融機関を整理をきちんとしていかなければならない場合に、さまざまな手続が考えられますが、国が一〇〇%株主という形で整理を行うという手続が、一番迅速に、しかもまさに一〇〇%株主でありますので、他に配慮することと比べると、債権者保護以外には基本的には配慮することなく自由に清算の手続を進めていくことができる、それだけ公的な縛りというものをしっかりとかけながら清算をしていくことができるといふメリットがあるといふふうに考えております。

○保岡委員 今、枝野提案者がお話しのようなメリットは、確かに我々破綻処理に考えなければならぬ重要な要素を御指摘されているところがあります。私は、我が政府の提案になるものも、これはやはりおっしゃる通りに、国の管理という意味で金融監督庁が破綻と同時に金融管理人を選任して公的管理に入る、あるいは、引き受ける民間金融機関がない、そういう場合には、一時、健全な、善良な借り主保護のために、一生懸命受け皿を探す間公的ブリッジバンクを用意する。こういった意味では、同じように公的な管理をする、国が管理をするという点では共通のものであり、先ほど申し上げたように、途中で金融管理人の判断で減資を行い国有化する道も我々用意しているものであります。

私は、こういうのはケース・バイ・ケースということで、どういうスキームが一番いいかという多様な選択肢の中からどれか一番適切な対応、スキームを選んで破綻処理に当たるといって考え方もあるのではないかな、そういう意味で、野党の提案の特定の管理銀行ですか、こういった構想というものをよく勉強してみました。

まず、全株を、破綻のときに流通している株を強制的に取用するやり方でございますね。これについては、株主権という関係で、その株主権にどういった配慮をするかということが極めて重要であります。そういった意味で、憲法二十九条三項にあるように、やはり強制的な取得には補償も必要だし、公共の福祉に適するといふ、そういった法理も動くわけで、我々は、そういった観点から、裁判所の許可による代替許可あるいは仮決議といたって二度にわたって株主総会の決議を留意する、あるいは二分の一という定足数を取り除くというふうな、破綻の金融機関として許される限度で、一方で株主権に配慮したスキームを考えているんですが、いきなり株主権を全株強制取用する野党案はその辺をどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○枝野議員 今御指摘のとおり、憲法は二十九条

一項で「財産権は、これを侵してはならない。」という規定を置いてあります。ただ、三項で、正当な補償のもとに公共のために用いることができるといふ規定も置いておまして、絶対不可侵のものではないという趣旨を示しております。そうした中で、確かにこの正当な補償のものであっても公共のために用いるという手段はできるだけできないわけではございません。

ただ、私どものこの特別公的管理というスキームを採用するのは、私どもの条文の二十八条一項三号でも、この特別公的管理以外の方法によって前号に掲げる事態を回避することができないという場合に限ってこの手段をとることになっております。そして、その前号に掲げる事態というのは、他の金融機関等の連鎖的な破綻を生じさせることになる等、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることになる事態、あるいは特定の地域や分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることになる事態、こういった事態を避けるために必要不可欠な場合に限って、この特別公的管理というスキームに入ることになっております。

また、確かに、株主総会等の手続を簡略化する、スピード化するというやり方というのは一つの考え方ではございますが、まさに金融が破綻直前のような状態に陥っている状況を想定しましたときに、例えば株主総会の招集、しかも減資等の目的の株主総会の招集がかかったというニュース自体が当該金融機関の信用、マーケットに与える影響というのはいかに大きいことかと考えてみますと、理論上は、確かにそういうこととやり方で減資をするといふことはある面でも可能性はあるかもしれませんが、実態としては、むしろそのことが管理されない破綻への引き金になりかねないというふうな場合も少なくないと考えておりますので、最後の手段としてこういったやり方を用意しておくことは憲法二十九条に反しないというふうな理解しております。

平成十年九月七日

○保岡委員 いろいろお考えになってこのスキームをつくっておられることがよくわかります。そこで、私は、株主権を奪う取得対価、これをどう決めるかというのが一番難しいと思うんですね。これはゴーンコンサーンで、どこかで破綻させて清算するスキームがありませんから、どういった方式でこの株主権を算定して、株主の最後の残余財産請求権というものを担保するか、適正に決めるかという、この工夫がとてども大事だと思っております。この補償時というものは取得時と理解していいかどうか、そして、その取得価格というものはどういふ点を考えて計算されようとしているのか、その点を伺いたいと思います。

○枝野議員 この対価は、私どもの法案で新しくつくり出す株価算定委員会が算定することになっておりますが、当然、この対価、取用対価の算定の時点というのは、取用があった時点の時価を算定して、ただ事後的になります。その時点での価格を事後的に算定をいたしまして、対価を支払うということになります。

この場合、まず当該金融機関が債務超過の金融機関になった場合、これはそれほど難しくないのであるというふうな思っております。この場合に、正当な補償といふことの意味で、例えばゼロではなくて一にするのかしないのか、これは政策的な判断で、この辺の幅は憲法上認められる幅として、どちらを選択するかというのは株価算定委員会で判断をすればいいのではないかと思っております。

問題は、債務超過といふことではないような場合については、確かに時価の算定といふのは非常に困難があるのは事実であります。しかしながら、一般に取用という制度全般についても、正当な補償の価格を算定するということについては、基本的には諸般の事情を総合的に考慮して判断をしなければならないという中で、例えば土地取用の制度等についても動いております。

基本的には、ゴーンコンサーンの状況、つ

まりお店を閉めない状況の中で特別公的管理の金融機関は清算をしまし、いわゆる清算価格というものを、例えば破産宣告のときのような形で算定することは、同じようにはできませんが、しかし、そういった場合であつたらどうなつたかといふようなことを、諸般の事情から株価算定委員会の専門家の皆さんに算定をしていただいて、時価を、しかも時価というよりも正当な補償の金額をきちんと算定していくことは不可能ではない、他の制度と比較しても不可能ではないというふうな理解をしております。

○保岡委員 確かに価格算定は、それが憲法上許される、そしてそのためには要件を厳格にするなど、さらにいろいろ深く吟味してみよう。そして、そういう中で交換価値、ゴーンコンサーンで、それから、債務超過であれ若干の株価がついていくスキームもあります。そういったいろいろな株主の権利をどういふふうに公共の福祉の関係で調整するか。これは難しい問題だけれども、私は協議してみようという感じがあるんじゃないかと。

それはあくまでも、そういうスキームも一つの選択肢。我が党のような株主権に対して慎重な対応を行うべきというスキームも、一つのスキームとして十分これは制度化するに値する。一方で、我が党の清算スキーム、公的ブリッジバンクをつくらないで済む状態の民間金融機関が金融管理人の管理のときにあらわれるスキームですね、あるいは清算を前提とする野党の提案のスキームとの違いなどもよく調整をして、そしていい形に工夫ができる可能性がある、こう思っております。したがって、この公的管理をする銀行のあり方についても与野党で鋭意協議をしていかなければならない、こういうふうな考えているところでございます。

そこで、もう一つ伺いたいと思います。それは、今日の日本の金融の置かれていく状況というのには非常に、バブルの崩壊の後遺症を抱えたり、あるいは裁量行政から市場原理へという一つの過渡期の混乱というものを抱えております。そ

して、金融監督庁が新しく発足するなど、金融行政もそこに新しいあり方を求めて、まだ落ちついた状況じゃなくて、混乱をしながら、試行錯誤をしながら、あるべきものを求めて、懸命に我々の国会の審議などを受けて努力をしているところであります。

そういったことを考えますと、私は、金融が今肺炎になっているかもう病気になるまで大変であるか、中には長銀のようなケースもあれば、いろいろなケースがあると思うんです。こういった二十一世紀に世界に通用する強靱な金融サービスを手にして、私たちのすべての基礎になる経済とていくということは、今世紀、構造改革をいろいろ進めながら二十一世紀に旅立っていく、発進していく日本にとってとても根幹的なテーマだと思えます。

そこで、私は、せんだつての委員会でも、こういう病気になるものではない、治療も少ないし、そうして実は回復も早いんだということも申し上げました。私は、急げば急ぐほど、こういったものは対応が早ければ早いほど成果が得られるものだと思います。

そういった意味では、私は、破綻してから公的ないろいろなお金をつぎ込むだけでなく、破綻前に適切な要件のもとに公的な資金を利用するということがとても大事な政策手段だと思えます。あるいは、金融当局が、患者がいるときはお医者さんのような立場でございまして、そういうときは積極的にあれこれ治療の指示をして、場合によっては半ば強制的に手術台につけて、未然に死に至るようなことを防いでいくということがとても大事な局面があると思うんです。したがって、裁量行政は終わらだ、市場原理にゆだねるんだと言ったそういう監督の指導というものを、おろそかにしては、この危機を切り抜けていけないのではないか、そういうことを強く考えている者の一人でございます。

そういった点について提案者はどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。確かに、これからのビッグバンの時代を迎えまして、日本の金融機関が国際競争の中でしっかりと生きていくために早急にその体力を回復させなければならぬという御指摘は、私どもも同感でございます。

ただ、その場合に考えなければならぬのは、なぜ現在の日本の金融機関が国際社会の中で脆弱という評価を受けているのかということでございますが、言うまでもなく、従来から続いてきた護送船団方式によってむしろ過保護の状態のもとで日本の金融機関が運営をされてきたということに大きな原因があることは、これは否定できないことであろうというふうに思っております。

そうした中で、今我が国の金融機関に必要なこととは、そうした過保護のもとでの状況から、みずからの責任と判断、行動によって国際競争の中で生きていくたくましさをつけていくことが今最も重要なことであり、そのために、ある部分の金融機関は苦しみながら頑張っておられるのかなという理解をいたしております。

そうした中で、そういった金融機関に対して今政治、行政が行わなければならないことは、なかなかみずからの足で立つてみずから競争の中に自力で闘っていくということに厳しいこととございまして、従来から出てきております早期是正措置など、こういったことをしっかりとむしろ後方から促していくというような形でみずからの体力をつけさせていくということこそが、一番大切なことでありまして、逆に、そうした中で、また過保護な状態で、ちよつと風邪を引いたから栄養剤でも打ってあげようかというようなやり方をすれば、またもとの過保護なもので保護に甘えるような体制になって、結果的に国際競争の中で我が国の金融機関は生き残っていけなくなるというふうな理解をいたしております。

○保岡委員 確かに、公的な支えあるいは指導というものに甘えが生まれてはけません。しかし、かといつて、病人に対して全く自由にしてよろしいという姿勢で医者が対処しても、病気が適切に治っていくと思えません。そして、病気が重くなってから治療費が物すごくかかる。お互いの、破綻後の対応についての野党提案にしても政府提案にしても、公的なお金をかけざるを得なく、莫大なお金をかけてでもシステムを守ろう、善良の借手を守ろうということと同じ結論になるんであります。そういった意味で、そういった公的なお金を破綻前に対応すれば、もっと少なくて済む工夫というものをお互い考えなくていいかということも申し上げているわけでございます。

そこで、その際に、例えば破綻後の問題についても、破綻の認定、あるいは第二分類と第三分類の仕分けの認定、あるいは、これは善良な借手として融資すべき案件であるかどうかのつなぎ融資の認定の問題、あるいは、破綻の公的な管理をする期間をどう延長するかというその延長のときの認定、あるいは終了するときの認定、こういったものは与野党共通するものであつて、それは常に支えが必要な公的な資金をつぎ込まなきゃならない。しかし、それに甘える関係者の態度が生まれてはならない。モラルハザードと公的資金の注入との調和という点で適正な基準を得ていかなきゃならないという点は適正な基準を得ていかなきゃならないという点は適正な基準を得ていかなきゃならないという点は適正な基準を得ていかなきゃならない。そこにも協議の可能性を、しっかりと尽くさなきゃならぬ問題があると思えます。

そしてまた、それと同じように、今、枝野提案者が言われた破綻前のこと、モラルハザードあるいは裁量行政の問題を克服するという課題は課題として、やはり破綻前に病気を治して、破綻に至る前でも処理していく。そのために公的なお金をかけるが、それも、モラルハザードが起らないようにとの調和の中でやるというのは当たり前の話であつて、その点についても与野党で調整すればいい。調整すればいい課題をもって公的資金の

注入を一切破綻前には必要としないという考え方にはならないんだと私は思いますが、いかがですか。

○枝野議員 まず、私どもの提案では、提案の条文の中に金融安定化特別措置法を廃止するという規定を盛り込んでおまして、私どもの提案の趣旨は、この法律を廃止して、現在認められている資本注入はやめるべきであるという趣旨であることとを最初に申し上げたいと思えます。

そして、今のお話の中で破綻前処理という言葉が出ておりましたが、若干、破綻という言葉の使い方に、認識がずれがあるのかなのかということを確認しなければならぬというふうな思っております。

確かに、金融機関の支払い停止等が管理されない状況で起れば、そのときにかかるコストというものは大変大きなものになります。だからこそ、私どもは特別公的管理というスキームを用意いたしました。しかもその開始の要件として、支払い停止だけではありませんが、財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれがあると認められる場合という要件を入れております。そしてこれは、特別公的管理銀行として当分営業を継続しながら清算をさせていく。つまり、支払い停止等を起こすことによつて膨大なコストがかかるというのを直前で食い止めようというものが特別公的管理の趣旨であります。

そうした意味で言えば、私どもの法案の中も、いわゆる俗の言葉で言う破綻というものの前にその膨大なコストを阻止するための手段を用意してございまして、それと、実際に支払い停止などもしてしまつた上で清算をした場合のコストなども考慮しながら、どちらの選択肢を選ぶのかを考えていくというふうなことになると思えます。

そして、今、病気の状態の金融機関というふうなおつしやり方がありましたが、公的資金で資本注入をしなければ破綻に陥つてしまうような金融機関というものを、逆にカンフル注射を打つこと

によって本当に信用を回復させて立ち直らせることができるのであるのかどうか。むしろ、早期は正措置をきちんと前倒しをしていて、そうして死に至る病に立ち至る前にみずからの体力で回復していけるような、そのための早期は正措置の前倒しのしつかりとした実施というものがむしろ重要であるというふうな考えをしております。

○保岡委員 今のお話を聞いてみると、破綻という認定についていろいろ述べられましたが、破綻は破綻です。この認定は、預金保険法の破綻の定義をいろいろ前提にしている、与野党共通のものであります。

ですから、破綻前といえ、破綻直前のものもあれば、かなり破綻に至るにまだ時間のあるものも、いろいろなケース。これを早期は正措置、しかもそれは自己資本比率を基準にしていますから、今これだけ国民が議論し、そして国会が議論し、政府がいろいろ対応をしているのに、なぜ金融機関みずからがいろいろ再生の道を具体的に示さないんだ、こう聞きますと、自分のところだけ思い切つてリストラなどしたら、一気に取りつけない危険性というものを考えながら左右を見ている、こういう状況だと。ましてや、早期は正措置を政府からやられると、なおさらそういうことになってしまふということで、必死で自己資本比率を上げてそういう早期は正措置を受けないように逃げ惑うている。これでは、やはり日本の金融再生の道筋は生まれないのである。

したがって、早期は正措置の弾力化というんでしょうか、あるいは銀行法二十六条一項の活用とか、もつと与野党がきちつとやらなきやならぬと同時に、破綻してから公的な資金をかけるというのじゃなくて、破綻前に、モラルハザードを考えたながら、破綻に遠いものから直前に至る、危機に瀕するものまで、いろいろな政策手段を私たちは持つべきだ、そういうふうなことを申し上げているわけでありませう。

私は、金融二法をつくった、今枝野さんが言われた十三兆スキームをつくった責任者でございます

す。これはやはり、もしあのスキームが住専処理のときにあれば、あるいは拓銀の破綻の前にあれば、こういうことを思わざるを得ません。あの金融二法のスタートのときに、諸外国、特に欧米の、自由主義を基調とする、何よりも大事にする、その中でも最たるものがアメリカです。アメリカが健全な銀行に公的資金を入れてほしいと強く言ったんです。今度は、訪米された宮澤大蔵大臣に対してルービン財務長官が、三月期の資本注入は中途半端だった、これは思い切つてもっとあのときにやっておくべきだった、こういう意味でございます。

そして、長銀の処理についても、ぜひ過たないで、世界経済に脅威を与えないように。これはループルの破綻から、健全だった、唯一ひとり勝ちしていたアメリカの経済まで揺らいで、中南米まで連想されておかしなふうとして、これがアジアの昨年の夏の経済危機と同じような状況に発展したり、あるいは中国の元の切り下げの懸念がどうなるのか、世界は非常に緊迫した状況にあるのです。

こういう中で、やはり長銀の処理についても、これは野党の方が、それは政府の責任でやれ、一緒に責任を持つのは困る、そういう立場もありでしょう。あるいは経営者責任、株主の責任をどうするかを明確にし、あるいは公的資金を投入して不良債権を処理して、身ざれいにして住信に合併して、あそこに残っている優秀なシステムだけを守って、金融不安やあるいは経済への重大な影響を避けて対応していけないかというふうなこと。あるいは、その中で、いろいろ国民から問題にされるおどろおどろした融資の実事もパブル崩壊後にはないわけじゃない。

そういうものに對して、一緒になってそれを批判する余り、処理を誤って、長銀と、そのスキャンダル債務と一緒に日本経済から世界経済まで沈没させるわけにいかないのです、我々は。したがって、きちつと経営責任や株主責任はとると同時に、本当に民事や刑事の責任を負うも

のについては、徹底的にこれを説明する何らかの解明の委員会を、外部から人材を投入してでも解明していく仕組みを工夫するか、それはそれできちつとやって、そして債務は債務できちつと処理をしてシステムを守っていくという工夫があつていいんじゃないかと思ひます。

このように、破綻前処理については、長銀の処理を含めてやはり与野党で知恵を絞つて、お互いに立場を支え合つてこの危機を乗り切るべきだと思ひますが、最後にお伺ひして、質問を終わります。

○枝野議員 まず最初に、アメリカの当局者の御発言を引用しておりましたが、諸外国の御意見というものは、十分に聞いた上で参考にするべきと思つておりますし、米国の当局の意見の中にもそうした部分はあります。我が国はアメリカの属国ではございませんので、だから、それが我が国の判断を拘束するものではないということをお断りいたします。

第二点目に、先ほど来、破綻後の処理になるとコストがかかるというふうなおっしゃり方が繰り返されておりますが、私も、むしろきちつと返された清算の手続に入る、しかもその場合に、管理された清算の手続に入つた場合には、必要となるコストは、基本的には、預金を払い戻すために必要な債務超過部分と、そして健全な借手手保護するために必要の部分である。そうした意味で、破綻前処理ということが必要であるならば、むしろ信用保証等、健全な借手手保護するための別途の方策というものを十分に配慮しておくことが必要であつて、預金を払い戻すための債務超過部分のコストというものは、どの段階で処理しても同じであるというよりも、死に至る病に不幸にもなつてしまつてはいる金融機関については、むしろずるずると隠れ、先送りをするの方が債務超過部分が膨らんでいくというふうな考え方もあるというところを申し上げたいと思つております。

そして最後に、長銀の処理策の問題であります。従来、国会で答弁をいただいておりますよう

な、政府がおつしやつていような状況であるならば、それが本当であるならば、債務超過の状態でもないわけでありまして、民間企業同士の任意の合併は淡々と進めていただければいいのであつて、そこに資本注入などという必要はそもそもないと思ひます。

また、国民の皆さんにもかなり誤解があるようございませうが、長銀に公的資金を注入しようというスキームにつきましては、政府の主張では現行法の範囲内で実行可能ということでございます。

私どもは、我が国のために、そして世界経済のために、こうしたやり方は中長期的にはマイナスである、不幸であるということで反対をいたしておりますが、法律ができておりました……○相沢委員長 申し合わせの時間が終了しておりますので、御協力願ひます。

○枝野議員 はい。法律上の要件がそろつてはいる処理策について、国会の中で我々には協力をする手段もございませんし、逆に我々は、国会で廃止法案が通過しない限りはとめようがないのでありますので、もし政府・自民党が自信と確信を持つてこうした手段が正しいということをお考えであるならば、淡々とお進めいただければいいのであつて、これについて協議をするということ自体が、私は何を協議をしていいのかわからない。どういふ法律を通せというふうな御主張であるならば、国会で野党に対して御意見を聞いていただくということがあります。行政が法律に基づいてやることとございませうので、行政が淡々とお進めいただければと。私どもは反対であります。

○保岡委員 この十三兆スキームについては、野党提案では廃止になつているので質疑をしたわけでございます。

私は、市場が非常に正常で賢明な動きをする、その市場の動きを基本的には大事にするということとはとても重要なことであるが、しかしながら、市場が暴力的になつたりあるいはおかしな動きをするときには、公的にこれを管理するスキーム

ム、防衛手段も持っていないまきやらぬ、暴力によつて翻弄される金融機関に対して、支える仕組みを持つていなまきやらぬという意味では、この十三兆スキームは極めて重要な政策手段だと思ひます。

そういうことで、与野党でいろいろ質疑を通じまして感じましたことは、私は、目的とするところは変わらない、基本的な考えにおいても一致するところがたくさんある、だけれども、提案はいろいろ形を変えている、その基本的な認識において一致するところが具体的な協議をしていけば必ず成案は得られるはずだ、そう思いますので、これは昭和恐慌のときのような、政争のいろいろな対立から不規則な発言を呼んで、日本じゅうが本当に生活苦に陥つていった、中小企業がばたばた倒れていった、ああいう歴史を繰り返さないためにも、与野党の賢明な協議を迅速の確に、できるだけ緊急性のあること、迅速性の必要のあること、世界がそれを注目していることに留意して協議の成果を得たいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます、質疑を終わります。

質問の冒頭、私は、先日の、同僚の渡辺喜美議員の話の中で、福島県あるいは栃木県を襲つた集中豪雨、未曾有の集中豪雨、まさに今、日本の金融システムに襲ひかかっている問題と非常に似ているような気がしてならないわけでありませう。けれども予想しなかつた雨が、一年間に降る雨の三分の二の量が三日間のうちに降つてしまふ、このような危機が起こつたとき、政治家はこれまで何をしていたかといふと、大体まず視察に参ります。視察に行つて、善後策、将来どういふことが起こつても大丈夫なように、では堤防を高くしましょう、あるいは河川を改修しましょう、こういうことが政治家のパターンであつたと思ひます。

しかし、今のこの金融システムに対するアタックあるいは不安というものは、将来的に堤防を高くする、あるいは堤防を強化する、こういうものではなくて、まず水をくみ出す、そしてそこに暮らしている方々の家が水没していたら、その方々が暮らせるところにちゃんと食糧を持つていく、こういう緊急性を要する問題がこの金融の問題ではないかという認識を持っておられます。

先日、先週ですけれども、私の知り合ひのFRBと財務省の人間から電話がかかつてきて、一体日本はどうなつておるのだ、与野党、野党案出たということも聞いている、まあ与野党、野党案違ひもあるけれども、公的に銀行を管理して破綻後その金融機関を整理するということでは同じではないか、アメリカには借り手保護という言葉はないけれども、借り手保護ということについても、方法は別にしても同じではないか、あるいは公的資金を投入するということでも一緒ではないか、どうでもいいから、どつちの案でもいいから早く通した方がいいぞ、これはちよつと非常に私ばかりではありません。

それは海外の目というものの、そしてまた彼は非常に面白いことを言つておる。お隣の韓国あるいはタイ、インドネシア、ここには国際救助隊としてIMFがやつてきて相場まで管理する、

あるいはお金をつける、こういうことをやつていける、日本は自分たちの力でこの問題を解決する能力、資源も物資もあるのに何をやっていけるのだ、こういう指摘を受けました。

そしてまた、土曜日、私の選挙区の杉並区でタウンミーティングとして座談会をしたら、石原さん、昔の政治家は違つたぞと。その方は河野一郎さんの話を出されたのですけれども、やはり災害に行つてかなりの被害があつた、これは地方だつたと聞いておられますけれども、それで、河野さんがリーダーシップを持つて、これは激甚災害だと指定して、かなりの手当てをした。しかし、まだ栃木県あるいは福島県の方は激甚災害指定は受けていない。この決断の鈍さ、これは政府・与野党にあるのかもしれないけれども、金融の問題に関して言えば、私たちが与野党、野党の政治家がまさにこの問題を問われているのではないかと気がしてならないわけでありませう。

この基本的な認識について、どなたでも結構でございますから、率直な御意見を伺わせていただきたいと思ひます。

○枝野議員 我が国の経済、金融が大変危機的な状況にあるという認識は、全く一緒であります。したがって、これに対して早急な対応をとらなければならないということもこれもまた重要なことで、そこまでは一致をしておるのかなというふうにして思つておられます。

ただ、もしかするとここで、今洪水の場合の例え話を使われましたので、私も個人的な認識としてですが同じような例えをさせていただきます。残念ながら大きな洪水、川がはらんをしかけて、既にある部分堤防が崩れるなどして水が流れ出している状況でございます。こうした状況のときに、その堤防をどうあえず今何とかがふさぐのだからという努力をするやり方があるかと思ひます。ある意味では政府・自民党の皆さんは、何とか土のうを積んで少し決壊をしていけるところをとめなければならぬということ動かれておるのかなというふうには理解をいたしております。

ただ、私どもは、今来ております洪水の規模というものは、例えば五メートルの堤防のところは十メートルの洪水が来ているというふうな状況であります。むしろ今早急にやらなければならぬことは、避難勧告を出して、この大きな洪水で命は失わないようにしましませう、そのときにできるだけ早く避難をすることによって財産も少しも失わないようにいたしましませう、そして避難をした先での生活は政治が、行政が何とかいたしませんか、こういったことを私どもはしなければならぬのではないかと。

むしろ、どう考えても、五メートルの堤防を、例えば一時間、二時間で十メートルにすることは不可能だ。それを残念ながらこれまで政府の金融の対策というものに繰り返してきてきた挙げ句として、今の危機的な状況に陥つておるのではないかとこのように私は認識をいたしております。

○石原委員 危機意識の認識ということでは共通のテーブルに着いておるというふうには御理解をさせていただきますが、やはり私は、今まさに土のうを積んで水をかき出さなければならぬもつと差し迫つた問題が、もちろん過去の政策についての瑕疵というものは個人的には認めさせていただきますけれども、現実には差し迫つた問題であるということを重ねて申述させていただきます。

そこで、質問に移らせていただきますけれども、そもそも金融機関の破綻処理については、皆様方が案を出されているわけですから、議論の過程の中でいろいろなきことがあつたと思ひます。考え得ることのできる破綻処理の方法をどのように認識されているか、基本的な御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○谷口議員 答えさせていただきます。先ほど石原議員の方から質問がございましたが、冒頭、ちよつと私の考えることを申し述べたというふうに思ひます。御存じのとおり、今現下の金融状況は、これは与野党、我々政治家も十分認識しておるところで

○相沢委員長 次は、石原伸晃君。  
○石原委員 自由民主党の石原伸晃でございます。きょうは、野党の皆様が御苦労されてまとめました金融関連法案につきまして質問をさせていただきますと思ひます。

○相沢委員長 この際、お話しいたします。最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。  
○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○相沢委員長 この際、お話しいたします。最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。  
○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○相沢委員長 次は、石原伸晃君。  
○石原委員 自由民主党の石原伸晃でございます。きょうは、野党の皆様が御苦労されてまとめました金融関連法案につきまして質問をさせていただきますと思ひます。



ございまして、まさに共通の認識であると申し上げたいように思っております。

一方で、その方法をめぐって、今与野党の間で見解、考え方が違うわけでございまして、今現下の状況の中で政府案が出てき、本日このように三野党共同のこの法案を出したところでござい

ます。実は、私は、今現下の状況の中でまず考えていかなければいけないのは、我が国の金融状況、まあこれは世界的に共通しているわけではないわけ

でございます。この四月から実質的にビッグバンが始まったわけでございまして、戦後我が国の金融行政、護送船団行政と言われる行政が続いてきたわけでござ

いまして、そのような状況の中で、金融業界は国際的競争力を失い、まさに今このような状況の中で、金融機関と言われるような状況を開放してい

これは、地域においてこの金融機関が非常に重要であつてつぶすことができないということがあ

りまして、そういう状況の中で公的資金をつぎ込んでいったところがある意味においては金融機

関はすべて地域においては非常に重要な立場を占めておるわけでございまして、そういうことか

ら非常にむだな公的資金がつぎ込まれたという歴史がございまして。そういう状況の中で、このよう

な不可欠性の原則はだめだということな状況になつたというようになっておるようござい

も同感であります。戦後の資本市場というものが未発達な中で、日本は特異な、メインバンクを中

心とした、コーポレートファイナンスを中心とした融資を主体とするものが発展してきてしまつ

た。その中で、アメリカと比較してみますと、間接金融、日本のGDPの大体一・四倍間接金融があ

るわけですか、そしてアメリカはどうかということ、アメリカはGDPの四割しかない。こんなこと

とはやはりかなり異常であるということと、まさに同感であります。また、そのオーバークャパシ

択肢というものは、いろいろな危機の場合は多くていいと思うのです。その選択肢は多くて、では

何でブリッジバンクを採用するんだ、何で管理人の方だけでいいのかということの採択した透明性が確保されれば、私はこれはあつていいと思

います。特に、皆様方のこの金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案で、二十六条を讀ませて

いただきますと、金融整理管財人、いわゆる管理人が入つての処理の方法は、原則一年である。私

どもは、ここがブリッジバンクでは原則二年となつてゐる。私は、一年間のうちに引受金融機関が登

融システムの保護、こういうことではないかというように考えております。現下、預金者については二〇〇一年三月まで全額これは保護されておる。また金融システムの問題については、与党の案にもございますが、政府また日銀が対応している、これは全く我々も同様でございます。

借り手の問題については、我々は、信用保証協会法等の一部を改正する法律案を後日提出する予定になっております。これは、中小企業保険公庫に資金を拠出したしまして、特別勘定をつくって資金を拠出し、都道府県の信用保証協会に、今まで破綻した金融機関の取引先の第二分類のところを円滑に他行に移すことができるというようなことに、後日提出する予定になっておるわけでございます。

もう一つここで申し上げたいのですが、政府提出のブリッジバンクにつきましては、これはもう今よく議論をされておるところでございますが、ブリッジバンクと取引しておることだけでは、良質な取引先が、取引の相手方からどうも良質ではないというような烙印を押される可能性がある。そうしますと、このブリッジバンクが不良債権のたまり場と申しますか、不良債権がどんとたまっていくのではないか、こういう危惧があるわけでございまして、そのような観点からも考えていかねばいけない。

そういう意味において、善良な借り手の保護のためには、この信用保証協会の融資によって他行に円滑に移動できる、移すことができるという我々の案が、これは実務的にも対応能力は高いのではないかと、このように考えておるところでございます。

○石原委員 後日、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案というものを提出しになるというところでございますが、政府・与党としても、もう既に中小企業貸し渋り対策大綱というものを八月二十八日に決定をさせていただきました。これまでのこの補充枠というものを四十兆円に拡大

する。それ以上のものをきつと出してこれらというところでございまして、この信用保証協会、各都道府県ですね、このスキームだけで本当に足りるしワークするかという問題、私は疑問だと思っております。

というのは、信用保証協会の融資枠、保証枠というものを広げるには、やはりクレジットが要るわけですね。これもある意味では公的資金なわけでありまして。そして、信用保証協会も実は査定をしなければ、先ほどブリッジバンクが不良債権の吹きだまりになると言われまじけども、信用保証協会も不良債権の吹きだまり、言葉が非常に悪いのですけれども、そういうものになる可能性がある。私はやはり、この信用保証のスキームだけでは本当に、足り得ることもできないし、審査能力ということを考えても、私どものこの公的ブリッジバンクの方がより機能するのではないかと、私どもは思っております。

そして、もう一つだけ言わせていただければ、私も、この公的ブリッジバンクに行くのはレアケースである、そしてラストリゾートである、そのぐらいの感覚を持って、それまでにやはり、善悪かつ健全な借り手であるならば、他の民間金融機関から新たなお金を借りてくることのできるという、その点においては私も同意であります。この信用保証のスキームだけで本当に足りるのか、または、先ほど冒頭申しました審査能力、あるいは各都道府県にある、このような問題をどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思っております。

○鈴木(淑)議員 石原委員御指摘のように、政府・自民党案の方でも信用保証協会の保証能力を強化して貸し渋り対策として使おう、能力四十兆円と言っておられることはよく承知しておりますが、私どもが考えております、後日提出したいと思っております法案との決定的な相違点が二つございまして。

一つは、政府・自民党さんは貸し渋り対策として考えているのであって、破綻金融機関の借り手

が他行へ移れないで困っているのに対してどうするかというのに入っていないのです。私どもは、破綻した金融機関から他行へ移れない場合に信用保証をつけて移れるようにしてやろう。ここが違う。

それからもう一つは、政府・自民党案では、お金は全国に五十二ある信用保証協会の方につけようとしておられるわけですね。しかし、私どもは、破綻した金融機関の借り手は、どこに本社があるかわからぬ、全国に散らばっています。だから、保証協会に、ここに幾ら、ここに幾らというのを事前にやっただんじや、むだ金を使っちゃうだろうな。それよりも、どんと再保険を受けとめる中小企業信用保険公庫のところに資金をつけて、破綻した金融機関の借り手でもそへ移れないで困っている中小企業が五十二の信用保証協会のどこかに来たら、これは再保険という形でつないできてくれれば中小企業信用保険公庫が受けるよ、こういう体制になっている。その二点が違うというふうな思いです。

それで、私どもは、貸し渋り対策としてですと、確かに信用保証協会のレベルでの審査能力は大丈夫だろうかとかいう話が出てくると思うのですが、私どもの場合は、貸し渋り対策としても考えていますよ、だけれども基本は、政府・自民党案と違うところは、破綻した金融機関の他行へ移れない借り手対策としてですから、そうしますと、破綻した場合には、第三分類、第四分類は整理回収銀行の方へ引き取ります。残りが第一と第二で、第一が本物の第一だったら移れるわけですね。それから、第二の中でも移れるところはあるのだからと思えます。最後に移れないところが残ったら、これは原則として保証してあげましょうというところから、ずるずるそれが広がっていくというところはないというふうな思っています。

また、保証の期間も一定の期間であって、その間に立て直しの努力をせよというふうな、こういうふうな考えでおります。

○石原委員 鈴木委員にもう一点御質問なんです。それは、保険公庫へのクレジットの枠、金額的にはボリュームとしてどのぐらいのものをお考えになつておられるのか、そしてまた、やはりこの法律案が一緒に出てこないか、実は皆様方の四法案では大きな欠点があるのではないかと、私どもは、その点についてお聞かせ願います。

○鈴木(淑)議員 私どもは、この破綻金融機関の借り手に保証協会が保証をした場合、これを保険公庫へつないでくる再保険の比率は、一般には七〇%のケースと八〇%のケースがありますが、これは九〇%以上に高めようというふうな思っております。

ところで、石原委員御存じだと思いますが、第二分類の回収不能比率というのは、過去の経験からいうと一〇%ちょっとです。それから、信用保証協会の、保証して返せなくなつてかぶつた比率というのは一〇%以下なんです。ですから、仮に梶山構想のように第二分類は二割か三割と考えると五倍の五、五、二十五兆円の保証機能を持ちます。

ところで、第二分類というのは、御承知のように、マネーセンターバンクで自己査定の結果では四十五兆円、全国銀行で六十五兆円、その他全部を入れて八十兆円ですから、二十五兆円の保証機能を持つというのはもう十二分だと思っております。場合によっては五兆円以上積んでもいいのです。ですから、能力は十分にあると思えます。それから、また法案が出ていないじゃないかとおしかりをいただきました。早急に出したいと思っておりますが、法案要綱も法律案ももうできておりまして、細かい詰めをしておりますのでございまして。

○石原委員 今の問題につきましては、公的な支援をするということで、やはり健全な借り手を保護していただくことでは一致しておりますが、手段が違うという認識を持たせていただきますし、また重ねて、早急にやはりお出しただか

ないとトータルのもので問題は解決には至らないことを指摘して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど枝野委員の方からも御指摘がありました、破綻の認定ですね。また、過去の特別委員会の中で、政府・与党の破綻認定はいいかげんじやないか、また破綻認定をめぐって、同じなのか、同じじやないのではありませんかという質問が、野委員の御指摘があったわけですが、野党案の破綻認定基準の具体的な内容は、政府案と比べて何が明確化されているのか。

私、この金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を讀ませていただきますと、破綻認定について御指摘されているのは八条と二十八条ではないかと思えます。八条の方を讀ませていただきますと、「金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件」云々というくだりがございまして、これは一体政府案とどこが違うのか、明確化されたのか。

先ほど債務超過の御言及がございましたが、債務超過については、もちろん我々も、破綻である、一番わかりやすい破綻であるということは重ねて申し上げておりますので、その御見解を聞かせていただきたいと思います。

○古川議員 お答えいたします。

ただいま石原委員から御指摘をいただきました破綻の認定でございますけれども、政府におかれましては、これは原則的に預金保険法の第二条の第四項にある規定の破綻金融機関の定義、すなわち「業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関」、それを破綻したというふうに明文では明示をしておるのじやないか。

したがしまして、これはいわゆる資金繰り破綻

のことでございまして、預金保険法を讀みますと、今石原委員がおっしゃいましたような債務超過の場合というのは、明文上の定義はされていないのではないのか。しかも、私どもが理解をいたしておりますところは、これまで政府が行つてきておりますろいな、長銀問題を含めての金融機関の危機管理でございますが、資金繰りがつきさえすれば、実質的に債務超過とみなされるようなものであつても、これは事実上破綻と認定しないで、資金繰りがついていけばこれはまだ破綻前だということに認識をしております。そのような形で、これは事実上今までの金融機関について救つてきていけるのではないかと今思つております。

私どもは、そういった意味からも、債務超過というものが破綻した金融機関であるということと明確にするべきである。そのような考え方から、先ほど石原議員もお話しになりましたように、第八条と第二十八条のところで債務超過の場合等を基本的な破綻の定義とし、それに加えて資金ショートの場合も、これも実質的に債務超過に陥つている場合が多いです、また、そうでない場合も、そうした資金ショートに陥つているような場合には、これは破綻した金融機関として管理をしていくべきである。そのように考えて定義をさせていただきます。

○石原委員 古川委員のお答えの中で一点ちよつと気にかかるところは、資金繰りがついていけば破綻ではないかというの、やはり当然破綻ではないのではないかと今思ふに私は考えます。

また、御丁寧に預金保険法の第二条第四項を御解説いただきましたが、この文言をちよつとも一度正確に讀ませていただきますと、「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。皆様方の案では、「銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し

を停止するおそれがあると認める場合又は銀行が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる」云々。

非常に、これまで恣意的だ、裁量的だと私どものことを御批判いただけてまいりましたけれども、法律案を讀むと非常によく似ていて、これまでの皆様方の批判というのが当たらないのではないかと今思ふに感じました。二点について、御感想がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○古川議員 その点に關しましては、私たち、金融再生委員会がしっかりとこれは規則を定めてやつていくわけがございまして、そもそもその金融再生委員会が定める規則の基準というものは、これは政府とは基本的に変わってくるのではないかと今思ふに考へております。

と申しますのは、私どもは、金融機関に金融再生委員会が規則で定める期日において資産の査定を行わせて、そしてその査定結果を金融再生委員会に対して報告をさせることにしています。その自己査定した結果につきましては、これを公表させることとしておりますし、またその自己査定結果だけでなく、それに対して、金融再生委員会、規則で基本的な引き当て率等、各分類についての引き当て率等の基本的な基準みたいなものも一応公表した上で、それぞれの各金融機関が現実にどれくらい引き当てしているか、それを公表させる。そのような形で客観的な基準をもつて破綻というものは認定できる、その意味でこれは政府と異なるのではないかと、今思ふに考へております。(石原委員「あと、資金繰りが続いているのは破綻ではないという点は間違ひじやありませんか」と呼ぶ)

資金繰りは、もちろんそのところで資金繰り破綻については、当然私どもも資金繰り破綻も破綻だということには考へております。(石原委員「資金繰りが続いているときは破綻じやないのですよ」と呼ぶ) ええ、資金繰りが続いているときはもちろん、資金繰りがつかないときに破綻と

いうことです。失礼いたしました。

○石原委員 了解しました。要するに、皆様方の再生委員会が明確な基準を出されるということであつて、まだ明確な基準はお示しになっていないということがわかつたということでございます。

ちよつと細かい話に移らせていただきたいと思います。

それと、先ほど鈴木委員との議論の先につきましては、もう少し議論したかったのですが、ちよつと時間の関係で、午後の山本委員が引き続きその問題についてはお話をさせていただきます。

二十八条の第一項、先ほど私も讀ませていただきました。皆様方の法律案の二十八条の第一項第二号をちよつと讀ませていただきます。「当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがあること。」これで、イトロというふうな御指摘がされているわけですが、ちよつと口の方が私気になるのですが、ちよつと讀ませていただきました。「当該銀行が業務を行つている地域又は分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態」、このところでちよつと気になるのは、声を大きくした「融資比率が高率である」と書いてあるのですが、この融資比率が高率というのは一体どういう概念なのか、具体的にどの程度の比率を考へているのか。そしてまた、ここでまた具体的な数字が出てきてそれに合理的な根拠がないか、これがまさに裁量だという批判を招くのではないかと、この点についてお話を聞かせ願ひたいと思ひます。

○枝野議員 この規定に言います「融資比率が高率である」というのは、例えば、特定の地域において、当該地域の地場産業の事業者に対する融資を特定の、その場合は特に地方銀行でしようか、これは非常に高い地域、低い地域、いろいろ

地域がございます。その比率が高ければ高いほど、つまり一つの銀行が当該地場産業の事業者を支えている比率が高ければ高いほど、当該金融機関が破綻をした場合の影響が、地域に限定的でありませんが、地域特定ではありませんが、深刻であるというように影響になります。こうした場合には、その際の混乱を回避するために、特別公的管理のスキームを利用する必要があるというふうな趣旨でこうした規定を置かせていただいております。

この比率を数字で示すということがいいことかどうかという点であります。私も単に数字で白黒つけられるような種類のものではないというふうに思っています。まさにその後にはないの代替が著しく困難である」ということが認定できるかどうか。裁量的という御批判は出るかもしれませんが、本来、明確な基準のもとで白黒つけられるものについては裁量的であるというふうには思いませんが、まさに地域に対してとれぐらいの影響があつて、それがとれぐらい深刻であるのかということについてはある意味では裁量的になる部分については私も否定をいたしません。

○石原委員 わかりませんが、裁量行政をこれだけしからぬ、けしからぬと言つてこられたわけですから、裁量があるのはいいし方ないと言われますと、どっちを信じていいのかわからない気になりますし、やはり、合理的な根拠というものは、実はここが一番難しいところで、助け船を出すわけじゃないですけれども、パーセンテージを規定するということはできるような気がしません。ちょっと意地悪な質問だったかなという気がしますが。

もう少し助け船を枝野議員に出させていたかどうか、例えば中南米問題がこの間ございましたね、

中南米の金融危機。こんなときにブレイディ提案というものが出たわけですから、じゃ、十年間だけが一歩損失を負担するかどうかという議論があつて、国ごとに微妙な違いがあつて、結論を言いますと、裁量のない、明確なだけなルールじゃ世の中の経済活動というものはコントロールできないと私は考えております。ですから、これから皆さん、ぜひ裁量行政、恣意的行政はけしからぬと紋切り調に言うのはやめて、もう少し細かく議論をさせていただければと考えております。

今ちょっと同僚の議員から、やはり古川委員のお答えのところで、おかしんじゃないか、また野党の席からもやはりおかしと話が出まして、従来、大蔵省は、債務超過であつても資金繰りがついていけば破綻ではないとして手当てをしていただと思つておられます。これがおかしとおっしゃられたわけですが、資金繰りがついていても破綻と考へていられるのはなぜなのか、また、それが間違ひならば、明確にそこをニュアンスの違いがあつたと、お願い申し上げます。

○古川議員 そのことと誤解があつたようでしたら、はっきり申し上げたいと思つていますが、私どもは、例えば長銀問題などは、もう実質的に債務超過に陥つていて、そういう銀行である、ですから、政府の方は、監督庁も含めて債務超過ではないというふうにおっしゃつておられるわけでありまして……(石原委員「資金繰りがついていない」と呼ぶ) ええ、ですから、今はもう長銀はもろろん資金繰りはついていて、わざわざいまして、そういう意味では、資金繰りの面からいけば長銀は破綻しているとは言えないかもしませんが、私どもは、この長銀などは実質的に債務超過の状況であつて、その意味から破綻しているというふうな考へるべきではないか、そのように考へておるというところでございます。

○石原委員 ちょっと微妙な問題なので発言を御注意願ひたいのは、債務超過であるということと具体的な数値をもつてだれも今知り得ない状況で

あるわけですから、そういう発言は非常にこれから委員会の中で慎重に取り扱つていただきたい。この部分はこのぐらゐにさせておいていただきたいと思ひます。

ちょっと次の質問、やはり一時的公的管理についての質問を続けさせていたいただきたいのですが、先ほど同僚の保岡委員からも質問がありましたけれども、特別な公的の管理について、裁判所は二十四時間という短時間にシステムミックスの発生のおそれ、有無等の難しい問題について判断を下さなければならぬ、そういうことになっておられます。実際問題としては、これは私は裁判官をやつていたわけじゃありませんからわかりませんが、何か裁判所にちょっと無理難題を押しつけられる責任ではないかと。これは本来行政処分は行政の責任においてなされるのが当然ではないか、また、司法に何ぞも押しつけるのは私は非常に

ちよつと問題があるような気がするのです。それはなぜかと申しますと、行政権は、皆様御承知のように内閣に属しまして、行政処分というものには行政機関がその責任を持って行うべきものであり、司法権というのは、これはもう枝野さんが一番専門ですけれども、行政処分の適法性を事後的に判断するのが私は司法権だと思つたのです。

ですから、金融再生委員会という行政機関の行政処分を裁判所の事前の認可にかからしめることは、ある意味では私は三権分立にこれは反するのではないという気がいたします。また、そのシステムミックスという問題を司法判断にまかせるといふことは、金融行政を担当する行政機関において実は判断すべき問題であり、裁判所の司法判断にまかせないのではないかと。

また、さらに進めさせていたかきまして、これは実は司法の二重関与というところになって非常に不合理が生じるのではないかと思ひます。裁判所の認可を受けてされた行政処分に対して、憲法上これによって不利益を受ける会社関係者の行政訴訟

の提訴権を奪つてできない、場合によっては、これに対して裁判所が二重に関与することによりかなりの不合理がある。端的な例でいくと、ある裁判官が却下する、裁判官がわからないからこれは却下だというケースが必ず出てくる、また、私はそれが司法制度の持つ意味でもあるような気がしてならないわけでありまして。

そこで、これはちよつと最高裁にお話を聞かせていただきたいのですけれども、しつこいようですけれども、野党の皆様が提出されている金融再生法案では、いわゆるシステムミックスの発生や特別公的の管理以外の方法ではその発生を回避できないことについて、裁判所が申請のあつた日及びその翌日に判断すべきものとされている。これは、休日を含んだときどうかということについては、例え、私は非現実的だと思つたのですけれども、裁判所が更生事件についていろいろ判断されていると思つたのです。会社の更生手続の開始の要件である事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと、あるいは破産の原因である債務超過の事実の生ずるおそれ、更生の見込みの有無など、審理されていると思つたのです、現実問題として。

これは非常に野党案に出てくるものと重なると思つたのですけれども、現実問題として一体どのぐらゐの日数がかかっているのか、ちよつと教えていただけないか。

○石垣最高裁判所長官代理者 委員御案内のとおり、会社更生の申し立てがございまして、裁判所は、多くの場合はとりあえず申し立て直後に保全処分として保全管理人の選任等を行つて、それから更生開始要件の審査に入る、こういう段取りになります。

ごいます東海興業、多田建設、大都工業、ヤオハンジャパン、これらにつきましては、申し立てから開始決定までに二カ月ないし三カ月かかっております。金融機関ではございますが、一応の数字としてはそういうところでございます。

○石原委員 どの程度の金融機関が破綻するかによって、大小はありますけれども、一日や二日で判断を裁判所に迫るといのはやはりどうしても無理があるのではないかと今感じましたが、御感想がございましたら。

○西川(知)議員 ちよつと誤解のないように申し上げておきますと、我々が裁判所の関与を法文中で取り上げておりますのは、裁判所の認可というところでございます。

委員は、認可と許可の差を十二分に御存じだと思いますが、認可というのは、当然のことながら補完的な行為でございまして、あるものに対してその補完行為が認可という形でなされないと無効になるといふことで、一般的に禁止されていることを解除する許可とは全然違うということを一つまず申し上げたいと思ひます。

それから、この裁判所の関与ということについてちよつとお答へする前に御理解いただきたいことは、これは今行政に対して、特に金融監督庁のいろんな検査結果、これも長銀の審査のときで十二分に明確になっていないといふことで、行政に対するいわゆる不信感というのが特に国民の中にある。ですから、その意味で、チェック・アンド・バランスといふことで、またそういうふうな行政のその裁量行為をチェックするといふ意味で裁判所の関与ということを我々が申し上げているわけです。

そしてさらに、今最高裁の方からおっしゃったのは、今いろんな状況があると思うのですけれども、私もそういうことで弁護士として関与した経験は何回もございまして、債務超過とかそういうことはその日にわかるわけじゃなくて、前々からずっとそういう傾向があつて、それがだんだん最後のところで出てくるということでございます。

て、実際は経験された方もたくさんいらっしゃると思うのですが、前からそういう下打ち合わせをして話を煮詰めていくというのが実際でございまして。また、現在の体制ではそういうふうな日にちがかかるようなこともございまして、日にも、これは、例えば東京なんかはそういうものの専門家の専門の部がある。ですから、地方の方でも東京の方でもそういう部をもつと強化して、人員も強化してやれば、そういう能力、そしてそれに関するスペシャリティーといふのは、皆さんが考えていらつしやるよりもうんとお持ちの裁判官もたくさんいらつしやいますから、そういうことは私は非常に可能であるといふふうに思ひます。

○石原委員 西川委員のちよつと苦しかった答弁のような気がするのですけれども、これは、この両方を聞いた方が御判断されればよいわけでありまして、私は、これ以上、別に野党の法案のあらを探しているわけじゃなくて、問題があつて、現実問題に今の話でそういう認可を、やたらめつたら判を押さざるを得ない事態が起こりますし、裁判所によって判断が変わつてしまふという問題を内包しているといふことを付言させていただいて、もう一問質問を進めさせていただきたいと思ひます。

四十五條をちよつと読ませていただきます。「金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までに、機構又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。」これはいわゆる野党案では、二〇〇一年三月といふことで区切りを切つてございまして、例えば、二〇〇一年の三月は三十一日までありますから、三月三十日に問題が発生した、そういうときには、この法律を讀ませていただくと、対応できないのではないかと思ひますが、その点についてのお話をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○枝野議員 金融検査の進行を我々は急ぐべきであるといふことを考えています。そして、債務超過になつた金融機関からきちんと処理をしいかなければならない、急がなければならぬ。

逆に、今既にペイオフの開始が決まつていまして、その中で、それまでに現在の不良債権処理、そして金融再生といふものを終わらせなければ大変な事態が、大混乱が生じてしまふ。逆に言えば、これは、政治、行政の責任として、ペイオフが始まるまでにすべての処理を終わらせる、その段取りで検査、そして監督、そして破綻処理といふものを進めていかなければならぬといふことの趣旨を示しているといふことで御理解ください。

○石原委員 意気込みは了解させていただきました。本当に誤解をしていただいたら困るのは、やはり慌ててつづられたらどうか、各党の案を持ち寄つてつづられておられますので、精査しなきゃいけないところはまだまだ実条項ごとに私もあるといふことを言つておられるのであつて、両方で理解をし合つていふものをつづつていこうといふことでは、気持ちは何の変りもないといふことを御理解いただきたいと思います。

次は、どうしても対立する点を議論させていただきます。どうも御質問のあつたいわゆる金融安定特別措置法の廃止の問題ですね。これは、私も政府案に対する質問のときにお話をさせていただいたので、最終的には公的資金、税金を使うといふことにおいては何ら違いがない。あるいは、国有化、ブリッジバンクもある意味での国有化と考へれば、原則清算としても国有化をしていくことでは、方法論は違つても、また先ほどはカテゴリーが違つたといふ話をさせていただきましたけれども、違いがないのですが、事前に資本注入を行うといふことは、やはり一國の金融問題だけではないで世界全体に関する大きなシステムリスクを守つていく上でも、事前の、破綻前の処理策といふものを、先ほど枝野委員は、行政が肅々と進めれば我々は反対をするだけであるといふ話をされました。この点について、先ほど危

機認識も大体一緒ですし、法案をつづつていく過程でオーブンカクローズか谷口議員とも議論をさせていただきましたが、大体同じであります。この部分はどつちも相入れない部分なんです。が、もう一度改めてこの部分についての基本的な考え方、危機認識と絡めて御答弁を願ひたいと思ひます。

○枝野議員 現在の金融危機、そこについての認識は一緒であります。金融危機に対してやらなければならぬことは何なのかといふことをきちんとして整理いたしますと、一つは預金者の預金は守らなければならぬ、もう一つは健全な債務者を守らなければならぬ、そして金融機関の連鎖破綻等といった混乱を回避しなければならぬ、これが金融システムを守らなければならぬといふこと、この趣旨であるといふことについては共通の認識を持てるのかといふふうに思つておられます。

そうした中で、債務超過ではない金融機関、健全だと言われている金融機関、破綻前に資本注入をしてそこを助けるといふことは、結果的に金融システム、今申し上げた三つの点につながる可能性もあるかもしれないと思ひますが、実際は金融機関そのものを守るといふスキームであります。

では、今のようなり方をしなければ最初に申し上げた三つができないのかといへば、むしろ預金者の保護につきましては、現在も預金保険法で保護されておりますので、これは問題になりません。二つ目の健全な債務者の保護というやり方につきましては、先ほどお話が出ておりますような信用保証のやり方、それから、そもそも現在この景況の状況について、この健全な債務者を立ち直らさなければ、むしろグレイゾーンといひますか、資金繰りが非常に苦しくなつてくる借り手の保護といふものは実際には実は図られない、先送りができるだけであるといふようなこともきちんと考へていかなければならぬと思ひます。そして、一つ、一番システムといふ意味では根幹がもし

れませんが、金融機関の連鎖破綻を阻止するといふ意味では、私どもは、特別公的管理というやり

方で、これによって連鎖破綻はとめることができるといふふうに考えております。

したがって、資本注入という、いわゆる破綻前処理というやり方をしなくても、システムを守るという意味で守らなければならない三つは守ることが出来る。例えば公的管理に入ればBIS規制の対象にならないので、むだな資本注入は必要になりません。

そして、残念ながら、従来までシステムを守るという言い方で資本注入をしてきたことが、これまでやってきたことが、結果的にプラスにつながっていないのではないかとようなことを考えました。ときには、むしろこの法案を廃止してしまふことが、健全な金融機関と、そして本来破綻に陥っている、実際には破綻の状態に陥っているような金融機関にむだな税金を注ぎ込まない、淘汰されるべきところは、淘汰を推し進める必要はありますが、むしろマーケットにゆだねるというやり方で我々はシステムを守れると思っております。

○石原委員 もう時間が来ましたのでやめさせていただきます。今日の前にも迫っている大手十九行の問題については、私も政府・与党は、事前注入スキームを堅持させていただきたい、そして、実質的には銀行を、スクラップするという言い方を私させていただいたのですけれども、スクラップさせていただいて合併をしていただく。他への悪影響というものを最小限に最小のコストで守っていくには、手段としての方法、もちろん、運用方法については、公正、公平、そして透明性を保つこととはもちろん必要でありませうけれども、この部分については保つていきたいということも申し上げさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○相沢委員長 これにて石原君の質疑は終了いたしました。午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時一分開議

○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○江渡委員 自由民主党の江渡聡徳でございます。質疑を続行いたします。江渡聡徳君。

今、世の中、世紀末というわけではございませんけれども、どうも東日本各地におきまして水害が多発しております。未曾有の被害が出ています。おきまして大変な地震が起こってしまった。本当に、まさに天変地異ではないのかなと言えらるるような状況が各地で続いているわけでございます。そしてまたさらに、過日北朝鮮からミサイルが日本に向けて飛んでまいりました。北朝鮮の方では、ミサイルではなくて人工衛星だというような言い方をしているわけではございませんけれども、このミサイル、ちょうど私の選挙区の頭上を飛んでいきまして、それゆえに六ヶ所のあの核燃料サイクル基地やあるいは三沢の米軍の基地に落ちなく本当によかったな、私はそのように思っているわけでございます。

それゆえに、まさに今、この時代におきまして、本当にこの日本の中におけるさまざまな分野においての危機管理システムというものをしっかりと確立しなければいけない、そのようなことが国民サイドにおきまして我々国会議員のサイドにおきまして強く求められている、そういうような状況だと私は思っているわけでございます。

いよいよ、野党三党の皆様方から提案された法案が提出されまして、本日よりの委員会で審議が始まりました。本日よりこの委員会での審議の本委員会におきまして、既に本場に多くの多くの議論が重ねられてきています。思っておりますけれども、どうも今までの委員会における審議という

か議論というのは、個別の、しかも、ともすればミクロ的な視点での議論というものが中心になってきており、国民にとりまして本委員会の議論というのは本場にわかりにくい、そういうふうになつていっているのではないのかなというふうには私は思っているところでございます。やはりこの金融安定化特別委員会の名にふさわしい、もっとマクロ的な視点に立った議論というものを私は進めるべきであるというふうには思っているところでございます。

そこで、私の質問というものをできるだけ、極力マクロ的な視点に立ちまして、国民生活に関連の深い基本的な分野について質問をさせていただきます。私、この我が国日本の金融システムの安定化というものを図って、我が国の経済の早急な景気回復というものを實現する観点におきまして、政府提案であります金融再生関連法案の早期成立というものを強く望むものであります。そしてまた、現状におきまして、これらの法案の早期成立のために、目下大きな議論となつております長銀の問題、この長銀の問題の早急な解決というものが緊急な課題となつていっているというふうには私は思っております。

ですからこそ、住友信託銀行との合併を前提といたしまして、七千五百億円にも上る不良債権というものを処理し、そしてまた株主の責任というものにもきちんと道筋をつけて、現在の経営陣は総退陣させる。そして、旧経営陣からは退職金は返還するというものをしっかりと求める。あるいは、行員の方々の給与あるいは賞与の大幅なカットを行い、そして大幅な人員削減を行い、また海外業務からの全面撤退をさせる。そのほかに本店のビル等の売却等、これらのリストラを行った上において、長銀に對して公的資本注入を行うというこの手順、こういう手順で行うことに対しての評価というものは、私はやぶさかではないというふうには思っているわけでございます。

しかし、今の現状、日本におきましての現状

は、なぜ長銀に對して公的資本を投入しようとしているのかという、その説明というものが十分ではないのかというふうには私は思っています。そのために、また本場に多くの多くの国民の方々が、いわば長銀のその放漫経営によりまして自業自得的に経営状態が悪化してしまつた、そういうような悪化してしまつた長銀を国民の税金を使つてまでなぜ救済するのか、そういう点がわからないというふうな気持ちを持っているのではないのかなというふうには考えているところでございます。

それゆえに、ここで、本来であれば大蔵大臣に聞くのが一番よかったのかもしれないけれども、金融監督庁の方にお尋ねしたいと思うわけでありますけれども、目下議論されております長銀に對しての公的資本注入というこの注入の構想、これは長銀という個別の銀行を救済するというミクロ的視点から検討されたものなのか、それとも、そうではない、マクロ的な視点から、我が国のこの金融システムに對しての不安というものを解消しなければならぬのだ、そういう視点から検討されているのかという、この最もベーシックな部分についての説明というものを伺いたいと思っております。

○日野政府委員 お答えいたします。今回のこの金融システムの安定につきましましては、小淵総理より、金融システム全体の危機的状況は絶対に対処せよという方針の決意のもとに、我が国金融システムの安定と内外の信認の向上に全力を挙げて取り組んでいくという考え方が表明されているところでございまして、ただいまお話がありましたように、これは極めてマクロ的な視点からのお考えであるというふうには考えております。

今回のこの合併構想は、まさにこのような考え方に沿つたものでございまして、長銀に對する資本注入は、我が国における金融の機能全体に對する内外の信認の向上や信用秩序の維持等国民経済の円滑な運営の確保に資するものであつて、個別

行の救済のために行われるものではないということとを申し上げさせていただきます。○江渡委員 今お答えを聞きまして、長銀をめぐる政府・与党の目下の議論というのは、ただ単に長銀を救おうというのではないんだ、我が自由民主党の同僚議員であります石原議員の言葉をかりますれば、長銀は住友信託との合併で来年の四月にはスクラップになるわけでございます。長銀というものを救うのではなくて、我が国の金融システムの安定化のために行うのだということに私は理解しております、またそのとおりであると思っております。

また、もっと易しく言うのであれば、昨年十一月に北拓、そして山一などが相次いで破綻して、国民の皆さん方や日本の企業が本場に大きな大きな不安を感じたところでございます。実際、北海道では、北拓の破綻後、大変大きなことが起こっているわけでございます。

昨年の十一月の北拓銀行の破綻におきまして、北海道地域に基盤を持ちます都市銀行が機能停止をしたわけでございますけれども、そのことによつて、北海道企業の大規模倒産や、雇用の情勢というものは本場に悪化してしまいました。地域経済への甚大な影響というものははかり知れないものと私は思っております。

ここに企業倒産の大幅増加の状況というものの資料があるわけでございますけれども、昨年十一月に北拓が破綻して以来、北海道におきまして負債が一千万以上の企業倒産というのは、昨年の十一月七十七件、十二月九十件、ことしの一月十九件、二月は九十二件、三月九十九件、四月には百十四件、その後も九十件台がずっと続いております。

そしてまた、負債総額の全国比、北海道と全国の負債総額の比率で見えますと、昨年の十一月には二九・一％、全国のうち二九・一％は北海道であった。そして、三月においても一九・七％、五月においては二八・二％と大変な数字でございます。

そしてまた、雇用情勢の悪化ということを考えてみますと、昨年の十一月、十二月は〇・四九、わずか〇・四九ですよ。そしてまた、ことしの一月から三月においてはまた悪くなりまして〇・四七に下がった。そして、何とことしの六月には〇・四〇まで下がってしまった。本場に厳しい状況になったわけでございます。あるいは、完全失業率においても四・七％という状況です。

そしてまた、地域の経済を支えている、ある意味では建設業関係の方に関連するかもしれないけれども、新設の住宅着工戸数ということを見ていきますと、昨年の十月から十二月におきまして北海道は二九・二％のマイナス、そして、ことしの一月から三月においては二二・九％のマイナス。全国平均では一三・九というマイナスですから、まさに倍以上の状況です。

本場に、一つの銀行が破綻してしまつたということだけでこれだけの影響があるということ、やはりそういうことをしっかりと我々国会議員といふものは見詰めていかなければいけないのではないのかというふうなふうに思っているわけでございます。

そして、そういうようなことで、北拓が破綻してしまつたあのあたりから、海外が日本を見る目のかなと思つて。そしてまた、日本の景気というものもさらに悪くなりました。ですからこそ、こういうことをまた繰り返すようなことを決してほつたらぬ、だからこそ早目に手を打たなければならぬ、このことが私はこの問題の本質ではないのかというふうな思っております。

ですからこそ、私は、いわゆる長銀問題をめぐるといふ形でずっと議論してきたわけですが、後半あたりから少しニュアンスに変化が出てきているのではないのかというふうな感じしております。私自身はその変化というものはいい変化だなどというふうな思っているわけでございます。ですからこそ、できるだけ早急に建設的な議論という

ものを重ねるべきであらう。そして、国民の理解をしっかりと得て、この長銀問題に的確に対応することが私も国会議員の重要な責務である、そのように私は思っております。

さらにはまた、先週ですけれども、我が自由民主党の古賀国対委員長が各会派を回りました。野党案についても私も本場に真剣に考えます、ですからこそ政府案に対してもどうぞ大いに議論してほしい、そして、長銀問題とは別にいたした議論して、いわゆる破綻前処理のルールづくりという問題もしっかりと議論していきましょう、そういうように古賀国対委員長が申し入れをしたわけでございます。

我々の協議、議論が今後どのような形で進んでいくのか、これを日本じゅうの国民、そしてまた世界というものがしっかりと注目していると私は思っております。もうこれは本場に時間との戦いなんです、勝負なんです。ですからこそ、我が自由民主党は本場に真剣であります。ですからこそ、どうぞ、野党の皆様方にも話し合う意思がしっかりとあるのかどうかということ、その辺のところをお伺いしたいと思うわけでございます。

○池田(元)議員 江渡委員と私は状況認識がちよつと違います。

我々こそ、現下の金融危機に対応して早くから危機対応策をまとめてきたわけですから、自民党のブリッジバンク法案のように部分的にしか適用できない、迅速にも適用できないものではなくて、迅速に、より包括的に適用できる金融再生案のできるだけ早い成立を私たちは願っているわけです。

私たちは、この委員会でもきょうこのように審議をやっております。あすも恐らく審議が行われるのであります。そしてその後、当然のことながら政府案と我々の案について審議が行われる。それこそまさに本格的なこの問題に対する審議になると私は思っております。拙速ではだめなので、こういうとき、しっかりとした危機対応策をまとめなければならぬと思っております。

私は、これは委員会ですから、自民党の国対委員長をここで直接は批判するつもりはございませんが、ようやくきょうから野党案の審議が始まった段階です。その野党案を提出する前から外部でいろいろ動きがありまして、国会の委員会の正式の場ではなくて非公式の場で協議しようというこのやり方こそ国対政治の手法ではないかと私は思っております。

○江渡委員 いろいろなお考え方があられるでしょうけれども、それでもしっかりと話し合ひはしていきたい、そして議論も尽くしていきたい、そういうような御趣旨の部分も含まれているのではないのかと私は受け取らせていただきました。

続きまして、また、このたび提出されました野党案の中におきまして、長銀問題解決の前提となります金融安定化特別措置法の廃止、このことが盛り込まれているわけでありませぬけれども、私は、現下の日本の金融の不安定な状況ということ、このことに照らすならば、長銀問題に例を見られるような金融危機に繋がりがかねない問題を未然に防止するということは極めて重要なことではないのかと思つているわけですから、その辺のところはどうかをお考えでしょうか。

○枝野議員 私どもも、長銀が大手銀行であるのは紛れもない事実でございますので、それが無秩序に破綻をした場合に大きな混乱が生じるだろう、そのことは政治、行政の責任として避けなければならぬという強い思いを持っておりませぬ。ただ、そのことが公的資金の導入にどうして結びつくのか、理解ができないところがございます。

従来、先ほど北拓などの例もお挙げになつておられました。経営状態の非常に悪化した金融機関をいろいろの手段を使って吸収合併等させていきながら、それが十分な、いい方向での結果をもたらさなかつた例は、ここで私があえて挙げるまでのことではないと思つております。そして、私どもの案でも、これは、この部分を使うかどうかということはある意味ではこれからの議論をしなければならぬ部分かもしれませぬ。

が、私どもの特別公的管理に入る要件は、支払いつ止などが生じてしまつて、いわゆるパニックが生じてしまつてからでなければ使えないというものではございません。

本間に今、大蔵大臣みずから公的資金を入れなければ破綻を言うような、長銀が本間にそういった状態であるならば、そしてそのことによる影響が、これまた日銀総裁以下非常に国民の不安感を意識的にあおるようなお話をしておられますが、もし本間にそんな大変なことになるというところであるならば、当然のことながら、特別公的管理にスムーズに入つていけるスキームは用意しております。

したが、いま、公的資金の導入という非常に不明瞭、あいまい、そして今までも効果を上げてきていない方法を削除しても、この問題で混乱を生じさせることはない、むしろ、私どもの法案を速やかにお通しをいただいて、万が一の場合にはいつでも特別公的管理に入れることをつくることの方が、今の金融危機に対して必要な措置であるというふうを考えております。

○江渡委員 この辺のところは違ひがあるわけでございませうけれども、私は逆に、かえつて、破綻させることが社会的コストを増大させてしまつて、国民の負担というものをかなり大きくするよつな形になるのではないのかなというふうに思つております。

この辺のところを余り話していませんと時間がなくなつてしまいますので、次に、貸し流りの問題に対して、お話を移らせていただきたいと思います。

貸し流りの問題というのは、特にこれは実態の部分としてかなり関連してくるわけでございますけれども、野党案の金融機関に対する情報開示義務や罰則の強化の問題というところについてちつと触れさせていただきますかと思つています。

金融機関による貸し流りがいかに大きな問題になつておるかということに対しては、本委員会におきましてまたたび取り上げられてまいりま

た。特に、現下の厳しい経済情勢の中におきまして、本間に類に汗を流してまじめに働いておられる中小零細企業にとりまして、この貸し流り問題というのは本間に深刻な問題でございます。

私も、選挙区に帰るたびに支持者の皆さんから本間に切実な訴えがあります。今までもずつときちんとおつき合いをしてきていたメーンバンクが、突然のように、いや、なかなか思うようにならないよ、貸せないとというような形になつたところ、至るところから聞いております。あるいは、そういうような話、私の選挙区だけじゃなくて、日本全国至るところであるわけでございますけれども、ですからこそこの問題、何として対処しなければならぬというふうに思つております。

そこで、我が自由民主党の強力な指導のもとにおきまして、政府は去る八月二十八日に、中小企業等の貸し流り対策大綱というのを閣議決定いたしましたわけでございませう。信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用保証につきましては特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じておきたわけでございませう。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけでありませうけれども、来年度においても必要十分な資金量といつものをしつかりと確保しようというふうに決定しているわけでございます。これらの対策によりまして、いわゆる貸し流り問題に関しましては、資金規模というところにおいては総額四十兆円を超える対応が可能になつたわけでございます。

そういうように、我々自由民主党、本間にこの貸し流り問題に対しては真剣に取り組んでおるわけでございます。

一方、野党の皆様方も、貸し流り対策につきましては、八月二十五日、三党合意で幾つか言及されております。その中身、先ほど鈴木議員の方からのお話も、多少触れしましたけれども、具体化されたという形、これから法案が出てくるというふうになつておるわけでございます。

まだまだよくわからないところがございませう。ですから、ある意味においては、この辺、法案提出がおくれておるといふところをとかやく言うつもりはないわけですが、貸し流り問題に對して、どうも我が自由民主党と野党の皆さん方において温度差があるんじゃないのかなというふうにお聞きしておりますけれども、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○谷口議員 お答えいたします。委員おつしやるように、私も全く同感でございます。貸し流りの問題は極めて重要な問題である。私、選挙区は大阪でございますが、大阪はもう大変な貸し流り状態にあるわけでございます。そういう状況の中で、この三月に、十三兆円の基金から、先日、当委員会また本会議において、官澤大蔵大臣は、貸し流りの対応ということに一兆八千億の資本注入を行ったところでございますが、この効果が全くなかつたというふうにおつしやつたと申しますか、謝罪をされたわけでありませう。

我々が申し上げたいのは、貸し流りという問題は、忘れてはならないのは景気の活性化を四手なればならない、これを忘れて貸し流り対策はなし、このように言つておると、ところでございませう。仮に株価が千円上がりますと、大手銀行の含み資産は二兆三千億ふえる。また同様に、為替が十円上がりますと、同じように二兆三千億の含み資産がふえるわけでありませう。ですから、今この貸し流りの問題で考えていかなければいけないのは、この景気の活性化を考えなければいけない。

当然、今議論になつております長銀問題においても同様でございますが、不良債権処理を行うということになりますと、一層金融機関の財務状態が悪くなるわけでございますから、そういう状況の中ではより一層貸し流りが進行するであろうというところは十分予想されるわけでございます。そういう観点で申し上げますと、今議論の中で漏れておりますが、景気活性化について抜本的な景気対策をやつていかなければいけない、このよう

にまず申し上げたいというふうに思つております。

また、先ほど委員おつしやりましたように、我々野党三党の間におきましては、今現在、信用保証協会法等の一部を改正する法律案を近々提出する方向で議論をいたしておるところでございます。これは中小信用保険公庫に資金を注入し、都道府県の信用保証協会からいわゆる破綻金融機関の第二分類的の相手先に対して円滑に他行に移行できるようにシステムをやるというふうに考えておるところでございます。政府案と異なるところは、我々は中小信用保険公庫のところに資金を注入する、これは都道府県の信用保証協会に直接注入することでない、このようなことでございます。このようなことで、現下の不良債権問題を抱えておると申しますか、第二分類的の貸し流りを守つていこうというふうな案を我々野党三党、考えておるところでございます。

○江渡委員 私どもの御趣旨もわかるころはあつたわけでございますけれども、しかし、なかなか経済というものは簡単によくなるものではないだつたらう、今の状況下におきまして、その中におきまして、野党案におきまして、金融機関の情報開示に関して、個別行ごとの分類債権の状況と分類債権別の引き当て率の公表を法律で義務づけようというふうにしては、これはかなり理解できるものでございませう。やはりディスクロージャーというものは必要であつたらうというふうにおつしやつたわけでございます。

しかし、現在の我が国の金融を取り巻く状況においては、このような個別の公表の義務づけというものは、銀行におきまして、ジャーナリズムなどから危ない銀行であるというふうなレッテルを張られてはたまたまらぬ、そつなつてしまつたら預金者が逃げてしまつて、そのような銀行心理を引き起こすのではないのかなというふうには私は思つておる。そうなりますと、銀行は、第二分類的の額というものを公表する前に圧縮しようとして、隠蔽にな



野党案というの、結果として銀行の貸し渋りや債権回収の激化につながって、中小企業の倒産の増加など、そういうような形で実体経済の悪化というものを引き起こすことになるというふうに考えております。

かなりこういうデイスクロージャーということに対して厳しいアメリカでさえ、この銀行のことに対しては義務づけていません。アメリカもやはり気をつけるところは気をつけているんだなというふうな思っているわけでございますけれども、この辺のところにつきまして、野党の御見解というのを聞かせていただきたいと思ひます。

○石井啓議員 お答えをいたしたいと思ひます。

まず、貸し渋りそのものにつきまして、先ほど御説明をいたしましたように、構造的な問題として景気対策をしつかりやる、これが大前提であろうかと思ひますけれども、情報公開との関連で申し上げますれば、私どもは、今ある資産査定区分でそのまゝ情報公開をせよということとは考えておりません。特に第二分類につきましては、いわば非常に幅広い定義になっておりますし、またその引き当てについても、恐らく銀行によって大分違うのではないかと、そういうことも予想されま

私ども、この情報公開をやるに当たりましては、まず、現在の資産査定区分を、特に第二分類等についてはより細分化する、あるいはその基準を明確化する。そういう上上で、また今の自己査定も、各行それぞれの基準でやっているわけですが、これを金融再生委員会が統一基準をつくって、それを周知徹底させた上で自己査定を行い、公表する、こういうことを考えております。資産区分の意味合いをきちんと明確化をする、それを周知徹底させた上で情報公開をする、こういうことと考へておりますので、御懸念の心配は当たらないのではないかと考へております。

○江渡委員 同様の点につきまして、金融監督庁

はいかがお考へでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。金融機関の財務内容の透明性を確保すること、これは、市場規律によりまして経営の自己規制を促す、あるいは預金者の自己責任原則の確立のための基盤となるものでございまして、極めて重要なものであるというふうに考へております。

しかしながら、各金融機関に対して自己査定による分類債権の状況等の公表を指導したりあるいは強制したりすることは、御指摘のとおり、個別行の分類債権の状況の公表が貸し渋りあるいは債権回収の激化につながるおそれがあるばかりではなく、先ほど御指摘がございましたようにアメリカにおいても行われておりませんで、国際的にも整合性に欠けることになるといふ問題がございまして、大変困難な問題であろうかと存じます。

○江渡委員 まだまだこの辺のところについては質問したいところでございますが、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。ありがとうございます。

○相沢委員 これにて江渡君の質疑は終了いたしました。

次に、山本幸三君。

○山本(幸)委員 自由民主党の山本幸三です。時間が限られておりますので本題に入りたいと思ひますが、私は、野党案を見て、不良債権問題の解決ということを中心とも考へていない、そういうふうな思つておりますけれども、この点についてどうですか。

○枝野議員 私ども、むしろ、不良債権処理をきちんと行わなければならないからこそ、今回のようにきちんと清算されるべき金融機関は清算をする。その清算の過程の中で、私どもは、従来の整理回収銀行では残念ながら効果が、成果が上がっていないという一般的な指摘の中で、むしろ任専機構の方がしつかりと仕事をしているのではないかと、強力な権限を持たせた日本版RTC、整理回収機構を設けまして、整理過程にありません金融機

関から切り離れた不良債権をそこでしつかりと回収をさせていく。そして、大きな不良債権を抱えて経営が立ち行かなくなっている金融機関について、それを隠べいして先送りをするようなことな

く、しつかりとデイスクロージャーをした上で、そして管理された破綻スキームの中、管理された清算スキームの中で処理をしていく。

こういった哲学のもとでこの法案を出させていただいております。私どもの法案で不良債権処理は迅速かつ強力に進んでいくというふうに理解しております。

○山本(幸)委員 ということは、破綻した銀行だけの不良債権を回収すれば、不良債権問題は解決したと思つていいのですか。

○枝野議員 経営状況の悪化によって残念ながら債務超過等の事情になっている金融機関について、デイスクロージャーが不十分なために、そして隠べい、先送りのために不良債権処理の問題が長引いてしまつてい部分については、こういったスキームを用意しております。

本来、民間金融機関として、体力のあります金融機関が、みずからの資本等を使いまして、みずからの責任において不良債権を処理していくのは、資本主義の当然のルールである。それについて、例えば早期是正措置などを推進させることによって強力に進めていくべきであるというふうな考へております。

○山本(幸)委員 そのところがはつきりわかりませんが、それでは不良債権問題の解決というの

は、どういうことをやったら解決するのですか。

○枝野議員 不良債権処理は、一つには、まず不良債権になっております。したがって回収ができていない部分について、本来支払いの能力、弁済の能力がありながら弁済がなされていない部分、あるいは担保権を実行すれば一定程度回収できるにもかかわらず回収ができていない部分について、これらの回収を図ること、それによって不良債権部分の一部分のところについては穴埋めがさ

れるということでありませう。

そして、残つた、どうやっても回収が不可能な部分は当然あります。そのどうやっても回収が不可能な部分については、当然のことながら、そこについての損金処理をしていく形において、したがって、それが出た場合には資本を減少するよう

な形、体力のある金融機関ならばそういった形になると思ひますが、そういった形で帳簿から、バランスシート上から外していくという処理をしていかなければならぬだろう、そのことによつて金融機関としての経営内容が健全化していく、こういうふうに理解してあります。

〔委員長退席、石原委員長代理着席〕

○山本(幸)委員 回収できるところは回収しなければいかぬ、そうですね。そういうふうにして回収するのですか。

○枝野議員 先ほど来申し上げましたとおり、私どもは、従来の整理回収銀行よりもさらに強い、強力な権限を持った日本版RTCを設立することをこの四法案の中で提言をいたしております。

みずからの力で回収することがあつた金融機関については、つまり清算をせざるを得ないような状況になつた金融機関についての不良債権の回収については、こゝで行かせていただきます。

○山本(幸)委員 要するに、破綻した部分だけは日本版RTCでやりましょう、その部分は日本版RTCで回収できるからいいじゃないですか、そういうことですか。

○枝野議員 資本主義の国、まして自由民主党の皆さんはその資本主義を金科玉条で闘つてこられた皆さんでございまして、健全な金融機関がみずからの債権の回収をみずからの努力で行うことは、当然のことでありませう。

ただし、現在の、特に強制執行手続について十分でない部分について、これは自民党さんからも

議員立法が出ています。この強制執行の部分について、私どもは部分的には修正しなければならぬと思っておりますが、強制執行を迅速化する部分については、私どもは反対をいたしておりません。

○山本(幸)委員 強制執行の部分はいいと。つまり皆さん方は、不良債権だったら、銀行が自分で強制執行かける、競売かける、そう言っているのですか。それだけですか。

○枝野議員 民主主義、資本主義の国でありますから、そういうことをみずからの責任でやるのは、むしろ当然のことです。

○山本(幸)委員 それは当然だということですが、これも、じゃ、なぜ今日本のシステムの中で、これは大半の、みんな破綻していませんよ、まだ。破綻してない銀行で大量に不良債権が溜って、これが景気回復に一番の支障になっているのじゃないですか。

○鈴木(淑)議員 山本委員にお答えいたしますが、今不良債権が大量に発生している、それは、単にパブル崩壊に伴って発生しただけではなくて、九一年から現在まで足かけ八年間も日本経済が停滞している中で、お客さんの企業業績がどんどん悪化している、それで不良債権がさらにふえてきておるといのが現状なんです。

つまり、現在の不良債権問題、それは山本委員のおっしゃるとおり、破綻した金融機関の不良債権問題が一つありますが、生きている金融機関の不良債権早期処理というのがもう一つあります。しかし、もうよく御存じのように、アメリカの例を引くまでもなく、経済が立ち直らなかつたら、不良債権というものは処理し切れないですよ。アメリカだって、八〇年代後半半ずつといういろな手を打ったけれども、結局それがうまく好循環で動き出したのは九二年からですよ、経済が立ち直つてから。

ですから、今の山本委員の御質問に対する端的なお答えは、それはこの八年間日本経済を停滞させた政策の失敗だということになります。

○山本(幸)委員 不良債権問題というのは、簡単に考えると、こう考えているのです。つまり、ある企業が、建設とか不動産業者が多いでしょう、百億の金を借りた、百億の土地を買った、これが資産が二十に落ちちゃった、そういう状況があるからにちもさつちもいかになかって、これが不良債権化したわけですね。経済が回復すれば問題が解決するというのは、簡単に言えば、そういう企業がちゃんと返せるようになるというのには、二十が百に戻るということですよ。つまり、二〇〇一年三月までにも一回パブルの状況に戻すということがない限り、そんなことはできませんよ。その問題について、もうちょっと聞いてからします。それは後で結論的に言いますから。

債権を分類するというのがこの法律に出ていますね。これは、分類して強制的に引き当てさせるところを含まないのですか。

○古川議員 私たちは、これを強制的に引き当てるところというところは考えておりません。

○山本(幸)委員 じゃ、引き当ては銀行が自由にする、そういうことではないのですか。

○古川議員 基本的にそれは各銀行に任せられることではあります、その引き当て率につきましては、金融再生委員会がガイドラインを提示し、そして各銀行が各分類についてどれだけ自分で引き当てるか、その部分については公表させるといふことになっております。

○山本(幸)委員 再生委員会がガイドラインをつくるとき、それに大体従え、そういうことですね。無税でやりますか。

○古川議員 基本的には、その段階ではもちろん有税でやる。ただ、最終的にそれが本当に損にならば、その時点で、当然それは、今の制度の中でも一年に限っては繰戻しなども含まれておりますから、そうした部分で、最終的に税の話と引き当てのところをどうするかというところは、またこれは別の問題だということに認識しております。

○山本(幸)委員 最後の、税の話と引き当てが別だというのはちょっとよくわかりませんが、ガイドラインをつくって有税で引き当てさせる、それはそれでいいのですか。ほかの党の方も、後で違いますが、そういうことは言わないでくださいよ。そうすると、分類をして、そして再生委員会が基準をつくって有税で引き当てさせていく。ガイドラインをつくるということには、ある意味でもう、それに従わないとどういうことになるのか、罰則規定がちょっと今わかりませんが、どうなるのかわかりませんが、ガイドラインは守らなくてもいいし、しかし、有税ですというものは、銀行経営にとっては大変なんです。コストとしては倍かかる。これは銀行経営の損益計算に大きな影響を与えると思えますけれども、その点についてはどう考えていますか。

○谷口議員 お答えをさせていただきます。基本的な問題でございまして、税務会計と企業会計は全く違うわけでございまして、仮に第二分類で二〇%引き当てるといふようなことになりまして、それは税務上その分を損金処理するかどうかというのとはまた別の話でございまして、先ほど答弁をいたしました、これを一緒にくたにして考えることはできないわけでございます。本来なら企業会計は、委員、大変御存じだと思いますが、継続性の原則と申すわけでございまして、一たん決めた以上それを継続して適用していく。それがその期によつてばらばらになってしまいますといわば粉飾ということになるわけでございまして。

しかし、一方、その分が税務上すべて損金に認められておるかどうかということとは全く別でございまして、現行、この貸倒引当金の繰り入れについては、米国においても有税で積んでおるといふ例が極めて多いわけでございまして、確かに繰り入れられる方は無税処理ができますと税制上の恩典があるわけでございまして、非常にいいわけでございますが、一方、税務処理と企業会計の態様は別であるということをごまます念頭に置いてい

ただきたいというように申し上げたいと思えます。○山本(幸)委員 基本的に、現状の税法に従って、引き当てを積むときは有税でやるんだということに理解しておきます。しかし、それは恐らく銀行経営に大きな影響を与えるだろうということも言っておきます。

回収を図るときに、破綻銀行の場合、日本版RTCでやるんだと言っておられますね。日本版RTC、整理回収機構がそういう債権を回収するときに、債権放棄はやりませんか、やりませんか。○枝野議員 ちよつと趣旨がわからないのですが、推測しながら申し上げますと、要するに回収機構でありますので、全額回収できるかどうかから不良債権について買い取るわけです、破綻金融機関から。そのときには、基本的には時価で買い取ります。したがって、一億円の債権であつても、例えば三割しか回収できても三千万円で買い取るという形になります。物によつては、それが三千万きつちり買った金額で回収できることもあるでしょうし、物によつては、三千万で買ったけれども二千万しか回収できない場合もあるでしょうし、それから四千万回収できる場合もあるかもしれません。

基本的には、回収ができるかどうかというのは、そこでRTCがどれぐらい努力をしてどれぐらい回収できるかという結果でありまして、結果的に買い取りをした価格まで全額回収できるということに限るわけはありません。

○山本(幸)委員 つまり、RTCに移したときに時価分しか払いませんね、買い取るときに、時価で払っているだけけれども、債権としては、おっしゃったように丸々回収する権利を移譲するわけですね。そのときに、借り手の方から見て、それで回収にかかったときにうまくいくかどうか。

皆さん方の言っておられることを考えると、RTCの方でもそう、民間の銀行の健全なやつにつ

いてもそう、その人たちが、あなた、不良債権になりまして、担保ありますねと、二十億担保がある、百貸して二十、二十の価値がある、それを早く返せと言って迫ったときに、借りている方はどう行動すると思いますか。もし、担保を処分しても二十億しか返せない。八十億はまだ依然として借金が残るわけですね。そのときに、皆さん方の議論をずっと聞いてみると、いや、あくまでも返さなければいけぬだろう、八十億もそろえて。それでずつとやっていると、これは突き詰めていくと、その企業はつぶれるしかないのですよ。

特に、日本の銀行の融資ルールというのは、銀行ひとり勝ちのルールなんです。その融資に社長個人保証までつけている、第三者の保証も求めているケースが多い。それで債権放棄もなしにやるうといったら、徹底的に抵抗するから、つぶされるか、どっちかを選んで、その借りている方は任意売却に応じることなどないと思いますけれども、皆さん方の回収の、不良債権処理のメカニズムというのは、そういう最終的には競売、つぶすという方式しか見ていないように思います。いかがですか。

○枝野議員 ます、原則論とそれから実際の動かし方と両方あると思うのですが、原則論としては、借金を免れさせない状態でありまして、その一部分を免除しますという話というのは基本的にはありません。担保権を実行してでも、とにかく可能な範囲で、可能な限り全部払っていただく、これが基本的にはルールであります。

それから、もちろん回収は実際の実を上げることが一番重要な点でありますし、それから債務者にもいろいろな種類があります。特に、今強力なR T Cを必要としなければならぬのは、いわゆるパブル紳士などという方々を俗に言われているように、個人の部分のところに資産を大きく移しておいて借金だけ大きく抱えておいてという例は、あえて名前を挙げませんが、幾つも出てきているわけでありまして、

こういうところは、たとえ保証人になつてい

なかつたとしても、損害賠償請求などを通じて個人の責任までとことん追い詰めていくことが必要でありまして、逆に、普通の実業をしていて、そうした中でたまにまじまじと返済が苦しくて不良債権ということになってきてしまったというところの回収の仕方とは、これは当然のことながら、日本版R T Cの中でも状況に応じて、無節操な放棄ということは考えられませんが、しかしながら、そのこととは状況に応じて、一番回収の実が上がり、不公平感のないような回収をしていく、これは当然のことだと思えます。

○山本(幸)委員 そうすると、それは日本版R T Cでも債権放棄をやることは大いにあるということですね。

そのときに、R T Cがそれをやるときに、税制上の取り扱いとかどうなるかというのを考えていますか。

○枝野議員 私どもの法案を通していただけるといふ前提でR T Cをつくっていただけたのであれば、さらにきちんと精査をしなければいけないと思っておりますが、基本的には、この日本版R T Cはいわゆる民間企業ではございませんので、そこそこ発生させないか、そもそも税の問題を発生させるか発生させないか、そのこと自体が、つまり債権者側の方にとっては十分にアローアンスを保持するため、債務者側にとっては基本的にはそもそも利益が上がっていない企業ということになりますので、税の問題は発生しないというふうに考えます。

○山本(幸)委員 そんなことはあり得ない。利益を与えておいて発生しないことなんてあり得ないので、そういうことが詰まっていらないような法案を出さなければいけません。

それから、破綻のやつは日本版R T Cでいいでしょう。私は、我が政府・与党の案は、本当は、破綻したところでR T Cに持つていくのはほんのわずかなんです。大半の不良債権というのは健全な銀行のバランスシートにある。しかし、それはほつておいていいという、資本主義だからほつて

おけという立場ですが、今まで何も進んでいない、これからそういう処理が進むということも期待できない。

それは、なぜなら、債権放棄するというのは銀行にとつては得なことじゃないのです。徳政令批判というのはやめて、どこを応援しているかといったら、銀行を応援しているのですよ。銀行がいろいろ言いわけを言っている。自分はバランスシートに置いておいて、もう引き当てを横断してしまつたから、もう八、九割進んでいますわ。そうすると、その部分についてはもういい。では、担保が残っている部分だけ保有コストを負担すればいいのだから、自由党さんがおっしゃっておられるように、将来いつか景気が回復してパブルの世に戻れば取れるのだから、そういうオプションとしては持っているのですよ。これは、銀行にその気にさせるというスキームをつくらない限り、動きませんよ。そして、皆さんのやり方でやつたら日本の中小企業は全部つぶれなければこの問題は解決しませんよ。

もし銀行にその気にさせて、そういう債権処理を、複雑な権利関係を処理するというのをやろうとしたら、銀行が協力しなければいけないのだから、今の日本の法制では、銀行が一緒に合意するような法制といつたら会社更生法しかありませんよ。調停だつて、銀行が納得しなければ、そんな調停制度に乗るわけがない。そのほかのやつも、銀行側が参加しなければだめですね。

では、強制的に銀行を参加させるといふたら、会社更生法しかありませんよ。ところが、会社更生法というのは、使い道がありますか、中小企業に。大手の、上場企業ぐらいのやつじゃないと使えない。(発言する者あり) 和議も整理も、法律家のくせにわかつていない、銀行の方が協力しない限りそんなものはできない。和議だつたら、担保がないとだめなんだ。これをやるためには、会社更生法にかわる、中小企業を対象にするようなやつしかできませんよ。

もしこのままいって、ずつと中小企業もつぶしていくといつたら、皆さん方が嫌いな大手のゼネコンとかは会社更生法で逃げるでしょう。しかし、それ以外のところは全部つぶれるしかない。そして、その不良債権が銀行のバランスシートで滞っているから、銀行は、B I S規制、早期是正措置で自己資本が窮屈になるから、ほかのところから引き揚げざるを得ない、それが貸し渋りなんですよ。

そうすると、そういう状況に銀行があるときに、時間がないのでちよつと話を進めますが、皆さんの案では、破綻したときに中小公庫を使ってやれば移すことができますという議論をしておられるのです。そのことが一つのポイントになつている。ところが、今申し上げたように、銀行は決してそれを望まない、バランスシートに依然としてその部分は残しておく。そういうことで進んでいる限り、新しい貸付先を引き受けましようなんという銀行は出てきませんよ。

その点はどうですか。

○鈴木(源)議員 山本委員、今貸し渋りの問題まで話を進めてこられましたので、ここでちよつと総合的に山本委員にお答えしたいのでございますが、貸し渋りの原因は何か。これは、政府・自民党さんは、端的に言つて資本が足りないから、自己資本比率が低いからだとお考えになつたために、まずこの三月に一兆七、八千億は入れてみます。しかし、効果はほとんどなかったと私も思いますし、宮澤大蔵大臣もほぼ同意見でございます。

なぜ自己資本比率を上げてやつたのに、自己資本を公的に注入してやつたのに貸し出しがふえなかつたか。それは、貸し渋りの原因は、単に自己資本比率が低い、あるいは早期是正措置で自己資本比率を一定以上にすることを強制されているからだけではないわけですね。今、山本委員がおっしゃつていたような、不良債権をそのまま資産の中に抱え込んでいかにざるを得ないという問題もあ

さらに、もう一つあるのですね。それは、言うまでもなく、ビッグバンを進め始めましたから、国際的な競争力をつけるためには、自己資本比率だけじゃなくて、自己資本の収益率、ROEを高めていかないと競争にならないわけですね。

そういうわけで、実は政府の金融行政というのは、お互いに矛盾する三つのことを一遍に銀行界に求めているのですよ。一つは、早期是正措置で自己資本比率を上げなさい。もう一つは、ビッグバンが来るから効率をよくしなさい、リストラをしなさい、ROEを高めなさい。三つ目は、今度は不良債権の早期処理だ。これが全部お互いに矛盾するということはおわかりになるでしょう。だから、銀行の対応として出てくるのが貸し渋りなんですよ。

例えば、自己資本比率を高め、しかもROEを高めようとしたら、自己資本をふやしたらダメなんです。分母の貸し出しの効率を高めなければ、ROEと自己資本比率の両方を上げることはできません。だから、貸し出しについて極めて厳しい審査をして、貸し渋りが起きているのですね。

我々が中小企業信用保険公庫を通じて、再保険機能を通じて信用保証で貸し渋りに対応しよう、あるいは破綻した金融機関の借り手で移れない中小企業を移そうと言っているときは、これは信用保証をつけますから、この融資というのは質がよくなるわけですね。だから、ROEと自己資本比率を両方高めようということを考えている銀行であつても、これなら応じる余地が出てくる。単に資本をふやしてやったのでは応じません、貸し渋りは解消しません。だけれども、信用保証をつけて貸し出しの質を高めれば、銀行は動いてくる。それが我々の、野党案の貸し渋り対策であります。

上ががるからいいのじゃないかとおっしゃったばかりじゃないですか。自己資本をふやすということと同じことでしょう。それが一つ。それから、ROEを上げるといふのは同感します。では、それはどうしたらいいか。私のROEを上げる一番いいやり方は、バランスシートから回収可能な不良債権を落とせばいいのですよ。そうしたら、保有コストは消えるのです。その分、そうしたら、業務純益はぐっと上がるのだ。ROEは途端に上がりますよ。十倍ぐらい上がりますよ、今のようなきき当てだけのことよりも。

だから、最大の不良債権対策、そして銀行の貸し渋り対策というのは、その不良債権を落とすようなスキームをどうしてつくるかということなんです、銀行に協力させて。それは、会社更生法みたいなものを別途つくらなければいけません。本当はチャプターイレブンみたいなものがあれば一番いいんです。だけれども、それは間に合わないんだ。その臨時的な措置として、不動産権利等調整委員会をつくったりしてやろうと言っているんです。それがなければ、これは全部解決しないんだ。

もし、そういうことをやらなくて野党案のことですつとやっていっていったら、企業はばたばたとつぶれていき、弱い銀行、多くの銀行が長銀みたいにどんどんなり、どんな景気対策を打ったってききませんよ。パブルをもとに戻すなんていう、そういう狂気じみたことを言っておられるとは私は思いませんけれども、そういうことを考えると、本当に政府・与党案の、その基本のところを守つていかないと、それをとっていかないと決してこの問題は解決しないと私は思います。

時間が来ましたので、これでやめます。  
○石原委員長代理 これにて山本君の質疑は終了いたしました。  
次に、北村哲男君。  
○北村(哲)委員 御苦勞さまで。民主党の北村でございます。  
三党派合同案を提出された皆様方、そして政調

のスタッフの方々、ここにおられませんが、また法制局の皆様方、この間日夜を問わず行われた超人的な法案作成の作業、大変御苦勞さまでございました。深く敬意を表したいと思います。

ところで、既に幾つかの重要な論点は、午前中また午後の自民党の委員の方々から質問されて、それに対して明快な答弁がなされ、法案自体の正当性あるいは妥当性は説明し尽くされていると思えます。しかしながら、翻つて一般の国民の立場に立つてみますと、また、国会を離れて外で市民の方々や金融問題について話し合つてみますと、今なお国会の議論と市民の間の議論に開きがあるような気がしております。素朴な質問にはなると思いますが、幾つかお伺いしたいと思います。

まず、現在の深刻な不況の原因は、パブルの崩壊に対して適切な対処ができなかったということが言われておりますけれども、そのパブルをつくった、その後その後遺症を抱えているのは、銀行はもちろんですけれども、不動産あるいはゼネコンあるいは一般企業すべてにわたります。

それ、その中でも、採算性が極端に悪い業界がたくさんある中で、なぜ金融業界の問題だけがこのように議論されるのか。我々の中だけの議論ではなくて、国民向けのわかりやすい議論をひとつお願いしたいと思えます。  
○池田(元)議員 北村委員の質問にお答えいたします。  
金融は経済の動脈とか血液と申します。なぜ金融業界の問題だけがこのように議論されるのかというお尋ねでございますが、まず、日本の場合、多くの取引先が資金繰りの面でメインバンクに依存をしております。経営危機に陥った銀行が取引先と与える影響は、ほかの業界との比較にはならないと思えます。北海道拓殖銀行の破綻が北海道経済に影響を与えたように、資金の調達ができなために、会社が収益を上げているにもかかわらず黒字倒産などが相次ぐことが考えられます。

次に、石炭、繊維、鉄鋼、造船、海運などの、いわゆるこれまでの業界再編と異なりまして、政策的に保護しようとしたらとしますと、税金等の投入が大変巨額に膨れ上がる可能性があります。

さらに、銀行が一度信用を失つてしまいますと、預金者や取引先が急減する可能性が高く、収益基盤を回復するのがほかに比べて極めて難しいと言えます。兵庫銀行を引き継いで誕生したみどり銀行が早くも経営破綻に陥つた例を見ればおわかりいただけると思えます。  
したがって、市場が危険と判断している銀行は、公的管理のもとに置いた方が回復が早いと考えております。

○北村(哲)委員 ちょっと関連してですけれども、そうしますと、今後、パブルの元凶であった不動産業とかゼネコンとかそういうものの不良債権処理というのは、どのような形で処理をされていくことになるんでしょう。簡単に結構ですけれども。  
○池田(元)議員 パブルに陥つたゼネコンや不動産の不良債権の処理ですね。北村先生がこの委員会でも質問されたように、権利調整委員会といったあの法律のようなやり方でなく、まずマーケットの中でそれぞれが対処をしてやっていかなければならないと基本的には思っています。

○北村(哲)委員 それでは、金融機関の危機回避が第一に必要であるということは、今力説されましてよくわかりました。  
しかしながら、不良な金融機関あるいは不健全な金融機関は消滅させるというのが新しい社会体制のもとでは必要であると言われております。ところで、長銀とか日債銀あるいは興銀などのいわゆる長信銀は、日本の基幹産業に長期の設備投資資金を貸し付けるなど、かつての産業構造を強化する目的で設立された、こういう銀行でございます。しかし、その長信銀の役割は既に二十年前に終わったというふうに言われております。その役割が終わったのであれば、自然死させるのが政策担当者の責任であると思えます。

なぜ長銀を救うことが、あるいはそういう救うスキームが大事だというふうなことが今言われているのでしようか。この間の、きのうの新聞とかあるいはテレビでは、まさに長銀を念頭に置いて、破綻前の公的資金の投入スキームの是非が、必要であるというふう論じられているわけですが、けれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

○池田(元)議員 いわゆる長信銀の役割は、北村委員が指摘されたように、戦後経済の中で、特に重厚長大産業を初めとするそういった戦後の復興の中で、資金の調達面で大きな役割を果たしたことは確かでございます。しかし、金融の市場といえますか、それが、いわゆる直接金融、そういったところから資金がとれる、このような時代に入りまして、この長期信用銀行のあり方については、例えばインベストメントバンクになるとか、まさに転換が迫られているのではないかと思っています。

そして、なぜ長銀を救うスキームを重要視するのか、いろいろそういう一部の論調もございまして、私たちがこの法案では、長銀ばかりではなくて、銀行を直接救済するスキームは用意してはおりません。銀行の突然の破綻によるパニックを避けるために、公的な介入で静かに退場をさせるための仕組みとして提案をしているものでございまして。

○北村(哲)委員 わかりました。その点については、世間の誤解というか、あるいはその論調はかなり違った方向で論じられているという点もあるかと思えます。

ところで、この三党派案で非常に特徴的なのは、いわゆる株を強制的に取得して公的管理に入るといふかなり思い切ったスキームを用意しております。その裏には、金融危機に対する厳しい認識と並々な覚悟があるというふうに思いますが、提案者は、金融危機の現状をどのようにとらえているらうかと。

私の見解を簡単に若干申しますと、マクロ的に

見て、現在の日本の金融システムの状況は、九〇年代の初頭のアメリカと比べると、ちよつと違うという点もあると思えます。当時のアメリカには、金融システム全体を覆う不良債権とかあるいは金融デフレというふうなことはなかったと言われているように、したがって、九〇年代にアメリカで実施された不良債権処理策、すなわちRTC方式だけでは、これは今の日本では通用しないのじゃないかという場面が出てくるのじゃないかと私は思っています。そこから、先ほど、今でも論じられているように、破綻前というあいまいな概念が出てくるのじゃないかというふう思っております。

むしろ、現在の日本と比べることができるのは、アメリカの大恐慌の時代を見るべきではないかと思うのですけれども、しからば、そのアメリカに範をとるのであれば、RTC方式はもちろんいいとしまして、復興金融公社、すなわちRFC方式をとるべきではないかという有力な説もあるわけですね。

そういうことから、この公的管理銀行、RFCというものは、すなわち破綻回避のための実質国有化策なわけですね。だから、そういう面から、その両方をとっているような形で、特別公的管理銀行ですか、そういうものを想定に置いたような気もするのですけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○池田(元)議員 まず、現在の金融危機についてのお尋ねだつたと思うのですが、これはもう北村委員もお感じになっておられる、昨年からは北海道拓殖銀行、山一の自主廃業と大型破綻が起きてまいりまして、ことし四月にいわゆる資本注入をやつても、マネーセンターバンクの一角である長期信用銀行が大変な危機に陥っているという状況でございます。同時に、アジアの通貨危機から発生して、それがまたアジアへ波及する。さらには、ルーブルの危機によってヨーロッパへ波及する。さらに、中南米へ波及する。私たちは大変憂慮しております。それでこそ私たちはここで日

本の金融危機の対応策を立てなければならぬと思ひます。

九二年以来、もう既に六、七年間これを放置してきた金融行政のツケが、まさに今回つてきたのではないかと私は考えております。そういう意味で、この不良債権を抜本的に処理し、また、市場、国民から信認される金融行政の姿を示すことが当面の喫緊の課題であると私は思っております。

エコノミストの議論や我々の試算でも、大手銀行の中には債務超過に陥っている可能性がかなり高いと見られております。このような状況の中で、大手銀行がもっぱら次々とつぶれていったとしますと、信用不安が不必要に拡大し、日本経済全体が崩壊してしまう可能性すらあると思ひます。ソフトランディングというのを宮澤さんは就任直後におっしゃいましたが、もはやソフトランディングはおろかハードランディングの機会を逸してしまつたのではないかと、ネバーランディングだということを言う人もおられます。

我々の法案は、こうした危機的状況の中で、経済、金融の有事といひますか、非常事態宣言とも呼べるものでありまして、最悪の事態にも対応できるようにいたしました。

まず、一斉に金融機関に検査に入り、まとめて一気に処理する仕組みを用意しておくことで連鎖的なパニックを引き起こさないで済むとの安心感をもたらしながらいであります。政府・与党派のように大手銀行への適用の難しいスキームでは、信用不安はおさまらないと考えております。

○北村(哲)委員 よくわかりました。

次に、特別公的管理機構、まあ特別公的管理銀行ですけれども、それに移行させること自体が一つの破綻認定であると思ひます。

システムリスクのある場合、公的管理機構に移行する前に何らかのルール、新ルールをつくる必要があるのではないかと議論が先ほど、私、ちよつと重複するかもしれませんが、やはり同じ議論が新聞なんかでも出ておりま

すけれども、その破綻前のルールづくりという考え方に対して、この三党派はどう考え、どう対処しようとしているのか、わかりやすく説明を、再度となるかもしれないませんが、お願いしたいと思います。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

午前中の質疑以来、このいわゆる破綻前処理というふうな話について議論が出ておりますが、一点は、先ほど来申し上げておりますとおり、ある程度の体力のある金融機関については、破綻前処理というところであるならば、従来の早期是正措置、これがむしろあまいになってきております。情報公開をしっかりと進めながら、みずから責任で経営の健全性を高めていくという努力をしていくこと、これは資本主義社会における企業の当然の原則であります。従来までこうした処理が進んでこなかったのは、隠ぺい、先送り、護送船団による行政が銀行業界を覆っていたことが原因でありまして、これは、私どもの金融再生委員会を軸にいたしました透明性、迅速性、そして厳しい検査というふうな中で早期是正措置をしっかりと進めていただく。このことによつて、健全な金融機関は体力を高め、自己資本比率なども高まっていくというふうな考えております。

一方、残念ながら、現在既に金融機関として体力を失つてしまつてしまつて、このまま放置をすれば破綻をしてしまつて、某銀行については大蔵大臣がお認めになつておられるような状況になつておられる銀行もあるようございまして。私どもも、さまざまな関係者その他から徹した情報によりまして、今の経済、金融の状況は相当深刻に受けとめなければならぬだろう。そうしたところから従来やつてきたような公的資金を導入するというやり方で、一時的にカンフル剤を打つたとしても、残念ながら、事態の先送りにはなるかもしませんが、解決にはなりません。むしろ傷を深くする。さらに、健全ではない金融機関相互の合併等というスキーム自体、これもまたここ数年来繰り返されてきていますが、これまたうまくいってき

はおりません。残念ながら、金融という信用を軸にした世界の中では、一度落ちてしまった信用をびぼう策で回復をさせるということは不可能なのだという認識を持つべきだというふうに思っております。

そうした中では、こういった金融機関につきましても、原則として、市場の原則に任せまして、経営に失敗した金融機関は市場から退場していただくという原則というものをまずは貫くという考え方を持つべきだろうと思っております。

ただ、確かに、金融機関が突然に破綻をする、つまり支払い停止になるというふうな状況になりますと大きな混乱を生じること、これは歴史が物語っていることでもあります。あるいはまた、破綻のさせ方によっては、現に北海道で拓銀の破綻によって大変深刻な状況を迎えているように、地域経済、そしてひいては、大きな銀行では日本経済、国際経済に関する大きな影響を与えることになってまいります。

したがって、マーケットから退場していただくにいたしても、そのときには、混乱を生じさせない、影響を最小限にとどめる、そのための管理、管理された清算の手続、管理された破綻の手続というものが必要であるというふうに考えまして、私どもは、一つには金融整理管財人という手法、そして、その影響が大きい、深刻なことが予想される場合には特別公的的管理というスキームを用意いたしました。

そして、この特別公的的管理に入る条件は、支払い停止等が現に生じてしまった場合に限られているものではございません。現に支払い停止などが生じてしまった場合には、もはや引き返すことができませんので、特別公的的管理に入ることがむしろ想定されないだろうというふうに考えております。

むしろ、支払い停止の直前といいますが、このまま放置をしたら支払い停止に間違いなくなくなってしまふ、そうした状況に立ち至ってしまった金融機関が、影響が深刻で他に手段がないという場合

には、その段階で特別公的の宣言をして、その国の信用によって、混乱なく管理された清算の手続に入っていくべきだ。これによって影響を小さくすることができると、しかも、金融再生委員会は、当然、そういった検査、あるいは当該金融機関からの申し出に基づく調査というものは、これは行政機関ですので審判的に行うことができますので、マーケットに影響を与えないまま。

そして、裁判所の認可という手続を加えました。これも申請の翌日までに決定を下していただくという形で短期間にいたしました。これは、申請から決定までの間にまさに大混乱、システムリスクを生じさせないためにこうした手続を用意いたしました。

したがって、私どものスキーム全体で、破綻の前の状況、そして破綻に至る状況という中で、混乱を生じさせることなく現在の金融の危機を回避できるというふうに確信を持っている次第であります。

○北村(哲)委員 破綻前の問題、いろいろと誤解も生じていると思えますけれども、今の説明でよく理解できたと思います。(発言する者あり)それはよく聞いていないからじゃないかと思えます。

ちよつと数字に移りますが、ことし三ヶ月の大手十九行の第二分以下は債権は五千兆二千三百四十億円と言われています。これだけの問題債権を抱えている上で、さらに最近の株価急落で、大手十九行の株式の含み損は二千兆六千六百億円で膨らんだという試算があります。業務純益が九十七年度は三兆五千六百六十億円らしいんですが、その業務純益だけで不良債権処理を進めるのはとても無理だという計算になります。

本当の意味での金融安定化には、金融機関の収益基盤の強化が必要であるというところは当然のことですけれども、そのためにはどうすればよいかというか、その点についての提出者の先生方のわかりやすい説明をお願いしたいと存じます。

○池田(元)議員 北村委員にお答えをいたしました。本当の意味での金融安定化には金融機関の収益基盤の強化が必要ではないかというお尋ねでございます。その前段で指摘された点はそのとおりであります。

こ数年、特に昨年来の政府・自民党の誤った経済運営、経済政策のブレキとアクセルを踏み間違えたことによって、大変実体経済が悪化しております。今回、この状況の中で金融危機対応策を今論議をしているわけですが、私どもの今回の法案は、大手銀行等の破綻による連鎖的パニックを回避するための緊急措置であることは言うまでもありません。

まず銀行の収益を上げるためには、リストラクチャリング等の経営合理化も必要ですが、収益の根拠は貸出金利と預金金利との利ざや、大きな利ざやを稼ぐためには、貸出金利が低いだけではだめでありまして、貸出金利が上昇する必要があります。これを逆に借り手の側から見れば、高い借入金利息を払うだけの高収益事業の存在が必要で、つまり、日本全体の投資収益率が向上して、金利上昇が容認されるような状況にならないと、銀行業界が今以上の収益を稼ぎ出すのは難しいと思えます。

本当の意味での金融安定化を得るためには、経済構造の改革が必要だという結論になると思えます。そのためには、規制緩和や起業奨励による新規産業の育成、生活、福祉、環境、エネルギー、情報通信など未来へつながる公共投資、労働能力開発の支援などの対策が必要であると思えます。

○北村(哲)委員 その点については今の説明でよくわかりました。それでは、最後の質問になりますけれども、金融再生委員会の設置法案では、金融監督庁設置法を廃止して、金融再生委員会のもとに金融監督庁を設置し、所掌事務を定めている。しかし、金融再生委員会が廃止された後はどういうふうになる

んだらうかという点についてははっきりしておりませんけれども、このあたりについてはどのような形になっていくんだらうか。一部再生委員会の仕事が残っている場合もあるわけですね。そういう場合は金融庁との関係はどうなるんだらうかという点について御説明いただきたいと思えます。

○池田(元)議員 法律案には、金融再生委員会は二〇〇一年三月で廃止する、お説のようになっています。一方、さきに成立した中央省庁等改革基本法では、二〇〇一年一月を目標に、できれば目標にということですから必ずしもやるわけじゃありませんが、金融監督庁を改組して、大蔵省にある国内金融の企画立案をあわせて金融庁に移行することになっているわけです。

我々の考えでは、金融庁は市場中心の行政ですから、むしろ三条委員会の金融監督委員会とか金融監視委員会とかそういう形がいいと思うのですが、いずれにしても、時限的な金融再生委員会はこの金融庁を先取りしたもので、金融庁に引き継がれることになると思えます。

先ほど二〇〇一年三月までと。これは、とにかく、今必要なのは、先送りすればするほど資産が劣化してそれだけコストがかかりますから、私はこのタイムリミットというのは大変重要であると認識しております。

○北村(哲)委員 若干時間が余りましたけれども、次の質問者に譲りたいと思えます。私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○相沢委員長 これにて北村君の質疑は終了いたしました。次に、海江田万里君。

したが、果たして本当にそうだったんかどうかどうなんだろうか、いずれ当委員会が宮澤大蔵大臣にこのルービン財務長官との話の中身についてお尋ねをしなければならぬことになると思ひます。

ただ、実は私は、この七月でございますが、衆議院の決算行政監視委員会の委員派遣で、自民党の原田昇左右先生、これは決算行政監視委員会の委員長でございますが、それから平和・改革の大口委員、それから自由党の一川委員、こういう方々とアメリカへ行つてまいりました。そして、日本でも最近すっかり有名になりました、シードマンさんと言われる、これはR.T.C.の初代の総裁でございます。それからアメリカで日本の金融監督庁に当たる財務省の通貨監督局というのがございます、O.C.C.でございますが、この担当者とも会ひましていろいろな意見交換をさせてもらいました。

ここで、シードマンさんですとかあるのはO.C.C.の担当者などが、まあ当時はまだ長銀の資本注入の問題は出ておりませんでしたけれども、長銀とそれから住友信託銀行の合併の話はもう既に新聞等に出ておりました。それから、もちろん三月の資本注入の話は、これはもう大変有名なところでございまして、これはもう大要有名なところでございまして、これららの点についてどう考えるのかということをお聞きしましたところ、先ほど保岡委員から御紹介のありましたルービン財務長官の言うことと随分違うんじゃないだろうかという印象を受けましたので、改めてその一部を紹介させていただきます。

詳しくは、決算行政監視委員会の充実した報告書が出ておりますが、それを見ていただければいいわけでございますが、まず、シードマンさんがこうおっしゃっています。アメリカでも以前は不良銀行を優良銀行と合併させることにより救済していましたが、それは結果としてより大きな不良銀行をつくり出しただけだということがわかったため、ブリッジバンク制度ができたということでございます。ただ、アメリカのブリッジバン

クは日本のブリッジバンクとは若干違いますが、ここで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

S・アンド・Lのケースでも不良銀行を優良銀行と合併させるということを経験しましたが、大抵の場合、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまふという結果に終わった。したがって、米国のこのような経験を踏まえれば、日本長期信用銀行を住友信託銀行と合併させることには疑問がある。非常にはつきり言っておるわけですね。

それから、O.C.C.のコメントでございますけれども、これはこういうことになっております。米国では、不良債権の処理をする過程で破綻銀行をつぶさず資本注入をして救済すること、これをオープン・バンク・アシスタンスと説明をしておりますが、これを行つたところ強く非難された。日本でも既に資本注入のため二兆円が使われた、正確には一兆八千億でございますが、二兆円が使われた十三兆円の公的支援がこれに相当すると考へておる。これは、つまりオープン・バンク・アシスタンスだとアメリカで非難をされた。

しかし、米国では破綻銀行の経営陣を更迭すること、日本ではこの時点ではやっております。それから、破綻銀行の株主にもリスクをとらせたこと、これも日本ではやっております。むしろ配当を受けたという事実があるわけでございます。それから、自己資本を充実させる等の自助努力を銀行にも行わせたこと、これも我が国ではやっております。あの時点では、それから、銀行のリストラを進めたこと、これは若干やったようでございますが、こうすることにより、オープン・バンク・アシスタンスについての国民の教育が進むにつれ、国民の批判は徐々になくなつていったということを言っております。

押したべてこのアメリカの、とりわけ八〇年代の後半から九〇年代前半の不良債権の処理に携わつてきた人たちは、自分たちの経験も踏まえて、我が国で今行われようとしているこの金融機関の破綻処理の問題については、やはり我が国の

やり方ではいろいろ問題があるんじゃないだろうか。わけても、今御紹介をしましたように、三月の資本注入については大きな問題があるということを描いておるわけでございます。

きょうそちらにお座りの皆様方は、三党共同で、公的資金による資本注入を認めます金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律については、これを直ちに廃止するという合意になっておるわけでございますが、改めて、この問題での決意でございますね、これを、確認でございますから、御披露いただきたいと思ひます。

○校野議員 お答えさせていただきます。今御指摘をいただきましたとおり、この公的資金の導入というやり方は、そのことが金融再生に向けた効果が乏しいということ、そして、特に三月のやり方が、銀行経営者、株主等に対するモラルハザードの問題を生じさせるというような問題等もございまして、私も、こうしたやり方は一刻も早く廃止をするべきであるとかたく決意をいたしております。

○海江田委員 本委員会では特に与党の皆様方に、私どものこの法案の優位な点でございますね、メリットでございますが、これを御説明をしまして、そして御理解をいただきたいわけでございます。与党の皆様方も、野党のいいところはこれを大いに取り入れていくという姿勢はお持ちのようでございます。とりわけ与野党は大手の金融機関の破綻については適用することができないんじゃないだろうかということが再三言われておる。これは、もちろん私も指摘をしておりますが、専門家も指摘をしております。

それから、私も当委員会ですと議論を聞いておりますが、日銀の総裁もそのような発言があった。それから宮澤大蔵大臣自身、例えばこのブリッジバンクの制度を説明するとき、わざわざ地方の銀行が破綻したときこういうふうになり、ああいうふうになりますということを言っており、例に引かれるのは、地方の銀行の例を引かれ

るわけですね。いわゆるマネーセンターバンクの大手の銀行が破綻したときのことについては具体的な説明がないということで、私は、この点から見ましても、この自民党の案がそういう意味では大手の金融機関の破綻というものに対応できないんじゃないだろうかというふうな考へております。与党の皆様方に、何でもこの自民党の案は大手の金融機関の破綻に適用ができません、野党の案はそれに対応ができるということをわかりやすく、これはどなたでもよろしくございしますが、改めてお尋ねをしたいと思ひます。

○古川議員 お答えをさせていただきます。ただいま政府・与党から出されております案におきましては、金融機関が破綻した場合には金融管理人というものを置きまして、そのもとでまず営業譲渡ができるかどうか、そういうことを考へるわけでございますが、大手の銀行の場合、この金融管理人が入るその瞬間において、いろいろ大手銀行を破綻させることができる、できないという議論の中で、よく言われておりますようなインターバンク取引であるとかあるいはデリバティブ取引、そういった問題がまさにこの時点で大きな混乱を生ずるおそれがあるということを一

点申し上げたいと思ひます。そして、その第一段階で営業譲渡先が見つからなかった場合に、まさにこの法案、いわゆるブリッジバンク法案と言われているブリッジバンクに移行していくというわけでございますが、大手銀行の場合には大体周囲に多くの競合金融機関があるわけでございます。そういう場合には、現実にも破綻した大手金融機関がブリッジバンクに移行することになります。現実的には預金者とか優良な債務者というものは他の金融機関に逃げていくことになるのではないかとこのように考へられます。

したが、いま、そうなりますと、その大手の破綻した銀行、金融機関を引き継ぐブリッジバンクには、いわば優良とは言えない債務者が残るこ

とになるということになります。このプリッジバンクにおきまして善良かつ健全な債務者に対する融資を継続するというふうに言われておるわけでございますが、果たして今のような状況の中でそういった善良かつ健全な債務者が残ることになるのか、むしろそうでない人たちがこのプリッジバンクにいわばたまってくるような形になつてしまふのではないかと。

しかも、このプリッジバンクは、そもそも期間がアメリカなどは数カ月ということでありますが、日本は何年もこのプリッジバンクを続けるなんてことを言っておりますが、その場合に、そのプリッジバンクは最終的にはこれはどこかに営業譲渡か何かして消滅しなければいけない。そういったときに、そのような債務者、不良な債務者を抱え込むような形で果たしてその後には営業譲渡先があるのか、そのようなことも大変に疑問がある。結局は、これは問題を先送りするだけにすぎないではないか、私たちはそのように考えておるわけでございます。

○海江田委員 今のお話、要点は二つあったと思えます。

一つは、大手の銀行でございますから、世界的な取引をやっている。とりわけデリバティブなどの問題がいろいろ議論をされたところでありますが、この問題につきましては、野党の案では少なくとも法人格が同一でございますから、与党の案のようにそこで法人格が変わる、あるいは管財人が派遣をされた時点でデフォルトですぐに手じまいをしなればいけないというような混乱がないということ、これは大変よくわかりました。

それから、もう一つの問題であります、これも確かに都市の銀行であれば統合する銀行もたくさんあるわけでございますから、この場合、いわゆるプリッジバンクに、いい借り手というのは全部ほかの銀行に行つてしまつて、余りよくない、健全でない借り手がそこにしがみついていつてしまふ。それがプリッジバンクの財務の内容そのものも劣化をさせるというふうなことだろうと思いま

すが、我が方の公的の管理を行った場合、まあ国有銀行でもいいわけでございますが、公的の管理を行った場合、いわゆる健全な借り手がそのまま借り手でい続けてくれて、そういうところが逃げていってしまうという保証は、これはあるものでしょうか、どうなんですか。

○古川議員 お答えいたします。私どもが、今委員御指摘のような大手の、破綻をする大変に影響が大きい、そして、清算をさせるようなことでは、これは周りに与える影響、そしてシステムリスク、そのような観点から、やはり特別公的の管理に入る方がふさわしい、そういうふうに判断したものにござります。私どもの案で御提案させていただいております。私に、金融再生委員会は裁判所の認可を得て全株式を買収するという形をとることにしております。したがって、これは国がいわば、まあこれは国有民営銀行というふうな言つてもよろしいかと思つて、JRやあるいはNTTが国有、国営から民営化されたときにやりましたように、株式は国が持つけれども経営は民営的な手法で行う、そういうふうな形にならうかと思つて。

その際には、最終的にその銀行の信用というのは国の信用で担保されるということになりますので、名前はいろいろ銀行の名前が、表面は、先ほども委員御指摘のとおり、法人格として暫定的には残りますのでそのまま残りますが、実質的には郵便局と同じように、最終的にはその信用は国家によつて担保されるということになりますから、そういう意味では、預金者や債務者なども、むしろ安心をしてその銀行との取引を継続できるものというふうな考えております。

○海江田委員 これは一たん国家の管理に入つてから、もちろん、これは一日も早く民間に対する譲渡というものを考えなければいけないわけですから、余りこの期間を長くしてはいけないわけですが、ただ、その中で、やはりこれはあくまでも危機管理の一つの形態ですから、国が責任を持って、借り手に対しても従来どおりの信用供与をし

ていくんだ、あるいは仲介機能を維持していくんだということをはっきり、それはまさに有能な金融整理管財人がそのことを明らかにして、そして、やはりそういう借り手にもこれまでどおりのつき合ひをお願いする、こういうことになるわけでございますね。

そこで、法案の中身に入りますが、金融機能の再生のための緊急措置に関する法案で、これは大変、皆様方三党の中で話をして、そして一致点を見出しているところというところで努力をされたたまたまでございますが、一つ、「金融機関の破綻の処理」というのがございます。これはこの法案の第三条で出てまいりまして、私たちはこういう方針で破綻の処理をやるんだということを国民に対して明らかにするということ、私は大変意味のある事項だろと思うのですが、ちょっと一つ疑問に思う点、疑問というか、まだ私の理解が足りませんが、ぜひそれはわかりやすく教えていただきたいのです。

この破綻処理の原則で、「一 破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること。」これはもう情報公開で、これまでの政府のやつてまいりました破綻処理というのは、まさにこの情報公開の点で大変大きな瑕疵があった、大変大きな不透明さの中で物事を進めようとしていたということ、それに対して、私どもがまず真つ先に情報公開ということを挙げたということ、これはよくわかります。

それから、「二番目に「経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとする。」これはちょっとここがわかりにくいのです、正直申し上げまして。ですから、ここは質問をすることで飛ばしまして、三番目が「破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にすること。」これも先ほどの資本注入の場合、こういう株主責任というものがあいまいであった、あるいは経営者の責任があいまいであったということもあります。そういう反

省の上に立つて、これもよろしゅうございませう。ただ、この株主の問題でございませうが、反対側に株主の権利もございませうので、その点は後でやはり若干質問をさせていただきます。それから、「預金者等を保護するものとする。」このことは先ほど答弁もありまして、非常にはっきりしております。

それから、「金融機関の金融仲介機能を維持するもの。」これもはっきりしております。それから、「金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。」費用最小限の原則でございますが、これらの六つの原則があるということでございますが、この二番目の「経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとする。」というのは、これはどういうことを言つておるんだらうかと。

破綻処理の原則でございますから、破綻した金融機関を存続させないということとはもう明らかだろと思うのですが、「経営の健全性の確保が困難な」という文言が入つておまして、この「経営の健全性の確保が困難な」というのは、例えばこれが実は今の長銀のようなことを意味するのか、あるいは長銀の問題を切り離してもよろしゅうございませうが、一体どういふことをイメージすればいいんだらうかということをお教えいただきたいと思つて。

○池田(三)議員 海江田委員の御質問でございますが、その部分を含めて、当初から立法に携つた者として申し上げます、非常に法律としては穏やかな表現になっておりますが、立法の趣旨は、不健全な経営の悪化した銀行は淘汰されるという、その一般原則をそこで規定したものでございませう。



立法の精神というものは池田提出者からお話をございましたので、このところをやはり私はある程度、どのような基準を設けたらばいいのかわからないかと、これも当委員会の議論などを通じて深めていた方がいいと思います。

それから、もう一つ、この三番目の「破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にする」これも株主の責任というところは非常にわかりやすい、これまでに欠けていたものでございませうから。

もう一つは、これは私が両方の案をよく読んでみまして、与党の案の場合は、株主の権利ということに随分、どちらかといえば、ちよつと極端な言い方をさせていただきますが、株主の責任という方では、どちらかといえば、極端な言い方ではございませんが、若干認識が薄いということに對して、株主の権利ということについては特例を今回設けてありますね、これは。

御案内だろと思ひますが、例えば、営業譲渡などをしたときに、従来でしたらこれは特別決議ということになりますから、まず過半数の出席を得て、しかも過半数の三分の二でこれは特別決議をしなければいけないという商法の決まりがあるわけではございませんが、まず、政府・与党の案では、過半数の、二分の一を落としてしまつてゐる。それで、三分の二の決議で一回決議ができませんよ。だけれども、これは最初の決議です。それから、もう一回、やはりこの場合も過半数の条項は抜きにして、そしてやはり三分の二の決議でもつて、これでそういう意味では特別決議ができるよというふうな配慮がなされてゐるわけですね。

野党の案の中には、株主の権利という方が希薄ではないだろうかということが感じられるわけではございませんが、これについては、これからいろいろまた与党の方たちの意見も聞きながら、若干議論をしていこうということであるのか、それはもう全く無視していいことなのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○枝野議員 御指摘のように、株主の権利、貴重

な財産権でありますので、当然のことながら、尊重するべきであるというふうな考えでおります。したがういふことで、私どもの案の中でも、金融整理管財人を置いた処理の中では、政府提出の法案の処理の仕方と似たような形で、株主の権利について一定の制限をかけるというふうなやり方で処理をしていくという部分も含まれております。

ただ、私どもの特別公的管理のスキームは、まさに、このまま管理されたい形では日本経済あるいは地域経済などに大混乱を生じさせるというふうなおそれがある場合に限つて、限定的に使われる手法であります。したがういふことで、例えば、株主総会を招集する、あるいは株主総会で決議が得られるかどうかあまいまいであるというふうな状況の期間を設けることが不可能な破綻というものは、十分あり得るわけではあります。そうしたときは、午前中の質疑でも御答弁申し上げましたが、憲法二十九条三項の規定で、正当な補償があれば、公共の利益、つまり今回の場合は、日本経済あるいは特定の地域に対する深刻な打撃を与えるというふうなことを回避するために、正当な補償のもとで株を一〇〇%いただいてしまつてということとは十分許されるということになります。

考え方によつては、何の補償もなしに株主の権利の大きな部分である議決権等を制約することよりも、私どものスキームであります、正当な補償のもとで、株主権、これは財産権でございますのでお金に換算できるものでありますので、お金に換算した正当な補償のもとでそれを取用するということが方が保護としては厚いという考え方もあります。それから、いづれにしても、限定的な場面に限つてとる手段でありますし、また、こういう形での国の信用で危機を回避する、大きな金融機関の深刻な危機を直前で回避するというための、まさに私どもの目玉でありますので、この点については自民党の皆さんにも御理解をいただけるものというふうな考えでおります。

○海江田委員 今ので非常に明快になつたと思ひますが、与党の皆様の案では、まさに国が一〇〇%株を買取るといふ、そのところはすつぱりと抜け落ちていきますから、そうすると、やはり株主の権利というものをかなり後まで引きずつてしまふわけですね。

そういう意味では、今回私どもは、かなり早い段階でまさに国が一〇〇%株を、まさに国有でございますから、買取りをする。そうすると、今度は国が株主になるわけですから、その場合、新しく一〇〇%の株を持つた国がそういう意味では株主で、この国の株主というのは、片一方で、まさに強制的な買取りというものを、一円なら一円とか、これは株価算定委員会が出した価格でもって買上げをするわけですから、そこで株主たる国の権利をずつと最後まで引つ張る必要はない、こういうふうな基本的な考え方にのつとておるということでございますね。それはよくわかりました。

そしてもう一つ、細かな点でございますが、預金保険法の一部を改正する法律案の中で、これは整理回収機構というものを新たに設けるということでございますが、この整理回収機構に、「役員として理事長一人、副理事長一人、理事十人以内及び監事三人を置く。」ということがございします。この第六條の十八の一項で、「政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。」これが第一項。第二項で「次に掲げる者は、理事長又は副理事長となることができない。」とありまして、一つ、「金融機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」、二番目、「大蔵省の職員（非常勤の者を除く。）であつた者」、三、「日本銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」とあります。このうち、「金融機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」ということになりまして、いつときでも金融機関に勤めていたという経歴がある、実はこの整理回収機構の理事長または副理事長になることができないのです。今答弁席に

座つておられます鈴木答弁者などは、とてもじゃないけれども、この理事長または副理事長になることができないわけでございますが、この「日本銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」というのは、これも項目として入つておりますが、この整理回収機構、もちろん、どちらかかといふとこれは法律の専門家を念頭に置かれてのことであると思ひますが、やはり法律の専門家だけでなく、私は、金融の専門家という者もおつてもいいのではないだろうかといふので、こはそういう意味ではかなり厳しい方針で臨んでおるなといふような印象を受けるものですから、こういう条文になりました経緯等を御説明いただきたいと思ひます。

○池田三三議員 民主党の海江田委員にお答えをいたします。金融業界と大蔵省との癒着といふのは大変深いものがございします。新宿の何となくしゃべりやぶ事件に象徴されるように、大変問題でございます。そして、もつと問題なのは、ある意味では、日銀の汚職等でも、民間金融機関が情報不正な手段でとつて、それをマーケットで取引の材料にした。これはまさにマーケットを汚す行為でございます。これはまさにマーケットを汚す行為でございます。強いて、日本の金融機関に対する不信任が大変強いことは、海江田委員御存じのとおりでございます。

そういう意味で、現在及び過去の金融業界にかかわつた者は排除するぐらいのけじめは必要であると考えるところでございます。○海江田委員 時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございました。○相沢委員長 これにて海江田君の質疑は終了いたしました。

次に、若松謙維君。○若松委員 新党平和の若松謙維でございます。平和、改革を代表して、野党三党共同案について質問をいたします。その前に、まず、三党さまざまな相違点がありましたけれども、それぞれの長所を生かしてしつ

かりまとめられたことに対して、まず敬意を表します。

そして、まず質問をさせていただくに当たって、やはり日本の、特に銀行ですか、今、世界十大銀行という言葉が言われておりますけれども、特にシティコブとか、あとはパークレーズとかモルガン・スタンレーとかUBSとか、いわゆる二十世紀初頭にはこのくらいしか残らないのではないかと。その中に、残念ながら日本の十九大手銀行が入っていないですね。こんな状況で、どう考えても、日本に十九行いわゆる国際業務をやっている銀行があるというのをおかしい、これは私は認識していると思えますし、委員各位もそうだと思います。

そんな観点から、そういう認識から、野党三党案について質問したいと思えますけれども、これは、さまざま部分的に各委員からも質問がありましたけれども、それは、野党案の政府案と比べて優位な点、これをぜひわかりやすく国民にめり張りのある形で御説明していただきたいと思えます。

○西川(知)議員 では、わかりやすく御説明を申し上げます。

幾つかございますけれども、まず第一に、政府案は、ブリッジバンクという一つの方式だけを法案の中に掲げております。これはいろいろと議論がありまして、果たして大手銀行に適用ができるのかどうかというような疑問が、この委員会でも多くの議員から出されております。

条機関の関与というところでもあらわれておりますように、チェック・アンド・バランスというものが機能するというところでございます。

もう金融監督庁初め大蔵省、大蔵行政に対するいろいろな国民の批判というものが、また行政機関に対して果たして裁量的な機能というものをチェックなしに認めていいんだらうか、そういうことが大きく国民から疑問視され、取り上げられておられます。

そこで、こういうときに限っては、金融監督庁が確かに銀行の検査をし、その中身を一番よく知ってはいるんでしようけれども、それをそのまま国民が情報開示も十分でないまま信用して、そして何のチェックもなく公的資金を導入したり、またいろいろの方法で国民負担にかけるというふうなことは、これは決してできないというふうな思われます。

そこで、先ほど自民党の議員から、裁判所の関与のことについて時間が過ぎるんじゃないかと、こういうような発言がございました。しかしながら、これは先ほど少し説明いたしましたけれども、倒産法制においては会社更生法、また破産法においても、例えば営業の大きな一部の譲渡等については裁判所の許可を受けないといけないということになっております。また、東京等におきましては特別の破産に関する部がありまして、その裁判官は非常にその分野については有能で、また経験を豊富に持っております。

また、今度は、三条機関としての金融再生委員会というものが、果たしてこの破綻の要件に該当するかどうかということの資料を十二分に検査して、それを持つてくるということによって、これはその裁判所における機能の十分な発揮ということには十分に行けるんじゃないかと考えております。

点から見まして、こういうチェック・アンド・バランスの機能をつくる、こういう点は極めて重要ではないかと思えます。

この今の二つに加えて、先ほどからいろいろの委員が説明しておりますように、情報公開の徹底というものが、我が会派案では具体的に書かれております。また、一元的な処理、すなわち三會派案では、主に金融再生委員会が一元的に取り組む、そういうふうな機動的なことが我が会派案には含まれております。

また、経営者の責任の追及ということに関しても、政府案では、金融管理人が入った場合における経営者の扱いが極めて不明でございます。責任追及もあやふやでございますが、三會派案では、金融整理管財人による管理及び公的管理のいずれの場合でも、旧経営陣、これに対しての解任権も付与しております。また刑事上、民事上の責任追及、これも政府案よりもより強く義務づけております。

ほかにもいろいろと政府案よりも優位な点がございますが、今申し上げましたような点が政府案よりも野党三會派案において極めて優位な点であるというふうな御説明申し上げたいと思えます。

○若松委員 ありがとうございます。

御説明、もともとだと思います。特に、私も午前中、一部自民党委員の質問を聞いておりましたけれども、野党案が非常に責任が不明確だ、こう言っておりますけれども、先ほど一元的な処理ということ、いわゆる今の与党案、大蔵省、金融監督庁、預金保険機構、それぞれがばらばらに責任をとる。結局、責任の分散化。これはもう職後一貫しての政府の、そして政治も含めた無責任体制そのままの法案だと私は思っております。

そういう意味で、現在の大蔵省、金融監督庁、預金保険機構、こういったところの現在の責任が金融再生委員会に一種集中するわけです。そこに、委員長、いわゆる大臣格、これはまさに政治の責任ですので、私は、国民に対しての責任という面から、大変この野党の案というのはいはつきり

しているのではないかと、そのように評価いたします。

それでは続きまして、破綻前処理が今議論となっておりますけれども、じゃ、破綻とは何なのか。この定義がはっきりしないことと次の議論には移れないと思えます。それについての御説明をぜひお願いしたいと思えます。

○石井(啓)議員 今の破綻の定義を御説明する前に、政府案と比較して優位な点について、若干私の方から補足して申し上げます。

処理に要する時間といいますが、政府案では、原則二年としておりますが、最長五年まで可能ということで、実質的にこの処理の先送りをしかなない、こういう内容でございますけれども、私も野党案では、金融整理管財人は原則一年、最長二年まで、また特別公的管財については平成十三年三月末までにその管理を終了するというところで、短期間の迅速な処理を図っている、こういうことも大きな違いではなからうかと思えます。

またさらに、私も野党案では、いわゆる大手銀行の連鎖破綻といったような大変危機的な状況にも対応できる、そういう内容になっていくところが違いはなからうかと思えます。

今の破綻の定義でございますが、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案第八条及び第二十八条に記載をしておりますけれども、金融機関が、その財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合、これが破綻と考えております。

○若松委員 それで、破綻というのは、今おっしゃったように、いわゆる債務を完済できないこと、債務超過というように形で認定されておられますけれども、債務超過と資金繰りとはちょっと別概念で、これについてはもっと明確にする必要があるかと思うんですけれども、あくまでも、当然債務超過が一つのベースになって、結果とし

ての資金繰りが滞って、それが破綻、そういう理解でよろしいですか。

○石井(啓)議員 そのとおりでございます。債務超過は資金繰り破綻をするおそれがある、その原因になる、こういうことでございます。

○若松委員 私も、谷口議員と同じ会計士で、債務超過になっている会社ばかりと資金繰りが滞りなくやっていると会社も見ておられますので、ぜひ債務超過という言葉に惑わされずに、あくまでも資金繰りと。

ところが、金融機関の場合には、これも認識をぜひ聞きたいんですけれども、特にアメリカにしろスウェーデンにしろ、実質、自己資本が二%切ったらもう破綻ということで、もう危険区域になっちゃって、営業を停止させちゃうんですよ。私は、債務超過以上にもっとマーケットは厳しいんじゃないかと思っております。それについての認識はいかがですか。

○石井(啓)議員 今委員御指摘のとおり、アメリカの場合には、自己資本比率二%以下になりますと自主的に監督庁が破綻処理に移行するという事になっております。我が国の場合、早期是正措置を見ますと、自己資本比率ゼロ、債務超過になった状況でもまだ猶予措置を与えている。こういうことを比較しますと、我が国の場合は、そういう意味で非常に金融機関に対しては甘い基準になっているのではないかと、こういう認識でございます。

○若松委員 ぜひ、そこまで言っていたら、甘いとすることで当然厳しくやっていたらいい。その方が与野党ともにいいのではないかと思っております。

続きまして—では、せっかくですから、そういう認識でよろしいですね。はいですね。ちよつと鈴木先生、ひとつコメントを、追加コメントをいかがですか。結構ですか。

○相沢委員長 鈴木さんに質問されますか。よろしゅうございませうか。

○若松委員 大丈夫です。

それでは、今度はちよつと長銀について質問させていただきます。

これは日銀總裁がかなり不適切な発言をして、いわゆるデリバティブですね、大手銀行が破綻するとマーケットが混乱になる、こういう話でしたけれども、最近マーケットには、デフォルトデリバティブという、破綻銀行が契約しているデリバティブ、それをヘッジしてリスクをとって稼ぐというデフォルトデリバティブができています。

ね。その結果、長銀も六十兆円くらいのオフバランスが半分ぐらいになってきました。マーケットが速いのですよ、処理が。ですから、こんな言い方は失礼ですけれども、もう長銀の処理は、私は市場では終わっていると思います。これが実態なんですよ。ですから、それで長銀で破綻前かどうかの議論は、もうマーケットの関係者からすればちゃんちゃんおかし、私はこういう認識だと思っております。

恐らくそうだと思うのですけれども、その上で、この長銀につきまして、先ほどデリバティブ取引の関係で破綻はできないと政府は何度も言っていますけれども、野党三党の皆様がどのようなお考えなのか。これも国民にわかりやすく、確信を持って言ってください。

○石井(啓)議員 私どもも、長銀につきまして、デリバティブ取引をやっているから破綻させられないという論理は正当性に乏しい、このように考えております。

まず現実に、今委員御指摘のとおり、長銀のデリバティブ取引、取引高自体が急速に縮小しております。九七年三月末時点での取引高は八十六兆二千億でございますが、ことしの三月末では五十一兆五千億というところで、この一年間で三十四兆七千億ほど取引が縮小をしております。このデリバティブ取引では、相手方の経営状態が悪くなると、取引を途中で一括清算する等急速に取引が縮小してまいりますので、現時点においてはこの三月末時点よりかなり小さくなっている、このように想定をされます。

また、この取引高自体を見ますと、大塚、兆単位で大きく見えますが、実際の信用リスクは小さい。今申し上げました取引高はいわゆる想定元本でございます。仮に一方が支払い不能の状況になったといたしましても、この金額のすべてが貸し倒れにならないことは御承知のとおりでございます。

例えば、金利スワップで申し上げるならば、その金利差がリスクということでございまして、実際の損失につながる信用リスク額は小さい。しかも、この信用リスク額も、一方的にデリバティブは、当方が負けた場合でございまして、勝ち負けがあるわけではございません。勝ち負けというのは信用リスク額よりもっと小さいということでございます。取引高が何十兆ということで大変だ、こういう御懸念には当たらないと私どもは考えております。

また、通常、例えばスワップ取引等では、相手方が破綻をしたケースを想定して担保を積ませる、こういうふうにしております。また、担保を組むことができないような信用不安のある銀行とはそもそも契約を結ばない、こういうことになっております。

以上申し上げました理由によりまして、仮に長銀が破綻をしたとしても、デリバティブ取引を通じて信用リスクが他の銀行に連鎖をする、こういうような可能性は極めて少ない、このように考えております。

○西川知議員 ちよつと補足させていただきます。御存じかと思いますが、例えばアービトラージというような裁定取引とか、そういういろいろなデリバティブの取引というのは期間が短くて、短期勝負ということでございまして、したがって、もう長銀のようにこれは危ないなというふうなものについては早く手じまいをしてしま、これが現実でございます。

○若松委員 せっかく金融監督庁にも来ていただいておりますので。

私もちよつと銀行を監査した経験がございまして、やはりこのデリバティブ取引で、いわゆる期末の、何十兆とかという取引があるわけですけれども、最終的にリスクポジションというところと本当に何千万円とかという、これが現実なんです。ですから、金額でよく議論するというのは余りにも愚かなことだと思います。

ところが、いわゆるリスクの間違ひなくあるわけでありまして、今西川委員がおっしゃったように、まさにスベキユレシヨンのな、そういうリスク取りがあつてポジションが一挙に大きくなるという可能性がございまして、金融監督庁において今十九行調査、全部とは言いませんけれども今進んでおりますけれども、やはりこれについてかなり重要な注意を払って調査が行われる必要があると思っております。その点に関して、今どういう状況か、説明できる範囲で御説明いただけますか。—ちよつと質問通告していませんでしたけれども、難しいかと思っております。やはり前総理は人事を間違えられたのではないですかね。ちよつと時間を差し上げますから、五、六分。次の質問に移りますので、その間に考えておいてください。ね。考える質問ではないのですけれども、よろしいですか。では続けますね。

それでは、私も八月末に北海道拓殖銀行、特に業務監査委員会、まさに生の大手銀行の破綻処理を見てまいりました。御本人たちが言っております、私たちに与えられたあのスキームというのは最悪だ。特に、自分たちが経営者として破綻認定されていながら、いわゆる整理、処理もしている、非常にづらい。貸付先を整理する、大変つらい。この情が結果的に破綻の期間を延ばしてしま。非常に切実なことを言っておられました。ですから、その方たちが言っていたのは、私たちがこの北拓銀行の整理をするのではなくて、経営者を、整理する人を外から連れてきてください、なぜそれを大蔵省はやってくれないのですか、そう私たちに訴えておりました。

ですから、これがポイントなんです。野党の

案は、金融整理管財人、これは当然大手銀行にも適用する。そうではなくて、大手銀行だから私はそれを適用しなくては行けないと思つてゐるので。それについては人材がいなかつたかと異論、議論がありますけれども、金融整理管財人、私は、大手銀行に十分適用できる、これだけなければいけない、そう思つておりますけれども、これについていかがですか。

○石井啓議員 私も若松委員と一緒に八月十一日に札幌まで参りました。北海道拓殖銀行の本店で、実際の拓銀の解体経緯といひますか、今の破綻後の業務の状況につきまして、実際にお話を伺つてきたところでございます。そこで、確かに今委員が指摘されますように、経営者はやはりかえた方がいい、といひますか役員は退任させた方がいい、こういう指摘がございました。私どもの法案の中では、金融整理管財人が入るケースでは旧経営者の解任権を持つておりますし、また特別公的整理に入る場合には新しく経営者を送り込む、こういうスキームになっておりますので、そういう点の問題点は解消ができるかと存じます。

今委員の御質問、金融整理管財人が大手行に適用できないのか、こういう御質問かと存じます。が、本法案の中では、金融機関が破綻して直ちに受け皿銀行があらわれない場合で、なおかつ他の金融機関の連鎖倒産等が予想されて、我が国の金融界に大変危機的な状況をもたらす、あるいは当該銀行が業務を行つてゐる地域または分野において融資比率等で非常に高い比率を持つておいて、他の金融機関では代替がでさぬ、こういうケースで、特別公的整理以外の手段によつてはこういう事態を回避できない場合には、この特別公的整理に入る、実施する、こういうスキームでございますが、それ以外のケースの場合では、たとえ大手行であつたとしても、この金融整理管財人による管理を行うことができるとしております。今委員がおつしやつた人材の点でございますが

れども、私ども、通常の銀行経営で、いわゆる経営戦略まで持たせて銀行を経営するということがあれば、これは能力のあるベテランの方を持つてこななければいけない。なかなか人材が厳しいとは存じますけれども、今回の場合は、いわば通常の銀行業務を継続しながら、債権を分類し、そして最終的に民間金融機関等に営業譲渡をする、こういうことでございますから、いわば銀行の部長長クラスがしっかりと仕事をすれば銀行の通常業務はできる、それを指揮する金融整理管財人というのは、十分それは人材はいる、私どもはこのように考へてゐるところでございます。

○若松委員 それでは、この金融整理管財人の役割ですけれども、破綻銀行といふことにしますと、破綻銀行のいわゆる取引先とか預金先も含めて全部なくしちゃう、どうしてもそう理解しやすすいわけですけれども、アメリカのいわゆる破綻処理は、ブリッジバンクはたしか二割もいってないと思ひますね、どつちかというPアンドAという営業譲渡。買手を見つけてやすいマーケットで不良債権処理を早期化して、生き残れる営業をしっかりとめてそれを譲渡する、これが金融整理管財人に与えられてゐる使命だと思ふんですね。

じゃ、そのときに、先ほどもちよつと質問が漏れてしまつたんですけれども、破綻した金融機関、いわゆる先ほどの破綻の定義から、破綻になりましても、そこから営業譲渡まで、当然大手銀行であればかなり時間がかかると思ふんです。その間の資金繰りというのは、だれがどうやってつなぐんですか。それは大変重要だと思ふので、お答えください。

○石井啓議員 二つのケースがございますけれども、金融整理管財人が入る場合、いわゆる銀行の業務を継続するための資金繰りは、日銀からの融資等によつて行うことを考へております。これは、最終的に引き受け手となる民間金融機関が営業譲渡等を行う場合に、これは預金保険機構から資金贈与等が行われるわけでございますから、こ

れで返済をされる、こういうことになるわけでございます。

また、特別公的整理の場合には、これは預金保険機構が、金融再生委員会の承認を得て特別公的整理銀行に対して業務に必要な資金を貸し付ける。この経理のために、預金保険機構に金融再生勘定を設けて、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受けて、日本銀行その他から資金の借り入れを行う。政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、この借り入れに対して債務保証をする、こういう枠組みで考へております。

○若松委員 案外、日銀というのは、特に与党の先生方は知らないんですね。日銀特融という大変強力な権限、だからこそ中央銀行であつて、だからこそ金融システムを大きく救済する能力と、そのその権限を与えられてゐる。日銀特融がありましますから、大手銀行十九行全部とはいひませんけれども、私は、数行同時に破綻になつても、これは日銀特融で当面の資金繰りは十分であると思ひますよ。(発言する者あり) そうですよ。それはそれでいいんです。最後は公的資金です。ただ、いつになつたら不良債権処理をしてくれるんですか、与党さんは、それになると黙つちやつて、不良債権処理がつかないと、この金融再生処理だつてできないんですね。

金融監督庁、日野さん、どうですか、答えは出ましたか。

○日野政府委員 突然の御質問でしたので、御答弁がおくれたことを申しわけないと思つております。

デリバティブ取引をどういうふう把握してゐるかというお尋ねだつたと理解いたしますが、これは委員御承知のとおり、金融の自由化、国際化の進展に伴ひまして、デリバティブ取引を含むオフバランス取引が急速に増加しておりますので、金融監督庁におきましても、リスク管理体制の実態把握に鋭意努めてゐるところでございます。特に、今回のこの十九行の検査におきまして

は、資産の査定ということを中心によつておりますので、当然のことながら、資産査定の一環としてデリバティブ取引の内容の実態把握に努めておりますが、こういう金融の派生商品につきましては、極めて専門的、高度化、複雑化しておりますので、今後、検査部内におきましても組織整備を図りまして、市場リスク検査室を中心に、より一層検査技術も向上させたいと考へてゐるところでございます。

○若松委員 済みません、何かよく頭に残らなかつたんですけれども。要は、ちゃんとやつていふことですか。そういうことですか。また今週質問しますから、よく考へておいてください。

それと、どうも私も納得してゐないのが、長銀が破綻してないかどうか、債務超過といふ一つのメルクマールがありますけれども、これについてちよつと、認識を再度聞かせていただければ。これは石井議員がたしか長銀の集中質疑で最初に質問しましたけれども、私は、どうもこれ、決算がおかしいと思ふんです。どうですか。

○石井啓議員 現在の長銀の資産内容、財務内容につきましては、金融監督庁がその検査結果を発表しませんので、私どもも正確な実態を把握できないのが実情でございます。そのことが、逆に言えばこの問題に対する処理をおくらせてゐるといひますか、国民に対して十分な説明をできない、してゐない最大のネックになつてゐるのではないかと認識をしております。

私もこの委員会で質問させていただきましたが、そもそもこの三月期の決算内容、不良債権の実態等を見ますと、あの決算内容から、なぜ半年もたたないうちに七千五百億ものこの不良債権の償却ができるのかは到底納得ができません。ところでございまして、私も、委員が指摘されますように、この三月期の決算の内容がおかしかつたのではないかと認識をしております。

○若松委員 私、そういうことで先ほどの日本リースとかの三社の決算書、恐らく、負債二百億



だとおっしゃいました。ここにその記事がござい  
ます、これは事前にお配りしておりませんけれど  
も。

この記事を、委員長、理事会で協議していただ  
いて、この記事のもととなっている発言をしたと  
いうその副報道官、それを参考人として招致する  
ことをこの委員会で御検討いただきたいと思いま  
すが、よろしいでしょうか。

○相沢委員長 後刻理事会で協議いたします。

○西田(猛)委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして官房長官にお聞きしたい  
のですけれども、今金融監督庁は、総理大臣、官  
房長官のもとに、総理府のもとに置かれているわ  
けです。

そこで、本年二月の大蔵委員会ですが、当  
時、いわゆる金融機能安定化緊急措置法の審議を  
しておるときに、当時大蔵省が所管庁でしたけれ  
ども、当時の大蔵省の銀行局長が、吸収合併され  
るような銀行には十三兆円の運用としては対象と  
しませんというふうな発言をしておられるので  
す。今回の、今委員会でも議論になっている長期  
信用銀行、もう宮澤蔵相もその他の方々も、ま  
るでその住友信託銀行と申しましょうか、吸収合  
併されるということをお話をしておられる  
のですけれども、二月の大蔵委員会の政府委員の  
答弁と全くそこを来しますが、いかがでございま  
しょう。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

本年二月の大蔵委員会では当時の銀行局長がお答  
え申し上げましたのは、当時の議事録にいますと  
「破綻がすぐ見込まれるようなものは対象にし  
ていないということでございます」と、要する  
に、十三兆円の運用といたしましては、破綻がす  
ぐ「見込まれるようなものは相手にはするべきで  
はないという考え方で御提案申し上げているわけ  
でございます」と述べておりまして、これはあ  
くまで、破綻する蓋然性が高いと認められる銀行  
につきましては十三兆円の適用がないことを確認  
的に答弁したのと思えます。

なお、その趣旨は、法律の二十三条第二項二号  
の口、当該金融機関が「破綻する蓋然性が高い  
と認められる場合でないこと」と明記してござ  
いまして、またそれが審査基準に入っており、ま  
たその審査基準がクリアされないと十三兆円の適  
用がない、そういうことだと思えます。

○西田(猛)委員 私は責任大臣としてきょう出席  
していただいている官房長官にお聞きしたんです  
けれども、今、大蔵省の金融企画局長の方から御  
答弁がありました。確かに、二月の当時の銀行局  
長の答弁では、破綻することを前提とはしてい  
ない、だから吸収合併されるような銀行には資金注  
入をすることを予定していません、こう言ってお  
られるわけですが、私自身もこの間る大蔵  
大臣にお聞きいたしました。長期信用銀行は資金  
注入をしなければ破綻してしまうという認識を大  
蔵大臣も示しておられます。あるいは、いずれな  
くなってしまふんだ、スピリットだけが残るんだ  
というふうな話をしておられます。そういうこと  
は、この立法の意思からすれば、対象としていな  
いことなんですか。

私たちは、何も長期信用銀行一行のことをあげ  
ておられるのではございません。あるいは、マー  
ケットからはじき出された銀行は絶えて死ぬべし  
ということをおっしゃっているわけでもございませ  
ん。ただ、原理原則は、市場の原理、マーケットの規  
則というものを守った上で、それで我々は日本の  
信用秩序、全世界的なシステムを構築して  
いくことを考えていくのかということも真剣に議論し  
なければいけないときに、この特別委員会でも、  
何やら長期信用銀行だけが問題かのごとく議論  
されるなされている、ここが私は問題だと思っ  
てます。

なぜならば、今、金融機能安定化緊急措置法が  
あるわけですから、もしも、どうしても政府にお  
いては長銀に十三兆円からの勘定で資金注入をしな  
ければ日本の金融秩序が大変だと思われれば、速  
やかに長銀から申請をさせて、政府は国会の議論  
などなくとも注入できるんじゃないですか。すぐに

でもやったらいいんじゃないでしょうか。ただ  
し、政府の権限と責任においてですよ。大切な  
はそこだと思えます。

マクロ経済政策についても、橋本内閣から小淵  
内閣に移るときに大きな転換が行われました。そ  
の橋本内閣の責任を一体自民党、与党内閣はどの  
ようにとつたのですか。全く責任を明らかにされ  
ないままにかわってきましておられます。今こ  
の国会で議論しなくてもよいことを議論している  
のは政府、自民党の方ですよ。資金注入したいん  
だっただけでもしたらいんじゃないでしょうか。  
私はそう思いますけれども。

○宮澤国務大臣 それは、私は違う意見です。政  
府の責任と権限において資本注入することはでき  
ません。私企業に対してそんなことができるはず  
がない。申請があったときに検討するのでありま  
す。それで、長期信用銀行はそういう申請はして  
いないんです。

○西田(猛)委員 大臣、まことに大先聲に対し  
て、お言葉ではございませぬけれども、私の議論の  
趣旨はそんなところにありませんよ。それはも  
う大臣が一番よく御存じだと思っております。私は、  
申請があったらとか申請がないから資金注入でき  
ない、そういう議論をしているのではありません  
。もしも長銀が申請をして、政府が必要だと  
思ったらできるわけではございませぬ。何も、私  
たちがここで反対を言っているからだとか、国民の  
七割が反対していたら、政府が、いや、これは  
絶対必要なんだ、国民の七割の方はよくわかって  
おられない、我々がやらなければいけないんだと  
思ったら、どんな反対を押し切ってもやったらい  
いじゃないですか。もちろん申請があればですよ  
、大臣。ただし、政府の責任においてというこ  
とを私は申し上げているわけですよ。

○宮澤国務大臣 私どもの理解では、長銀は、住  
友信託と合併の話がありまして、そしてリストラ  
計画を立てて、ある段階で政府に申請をしたいと  
言っておられるのでありまして、長銀の考えておるこ  
とは、合併ということをおっしゃっているかと、

これを申し上げているんです。  
○西田(猛)委員 官房長官が四十五分からお時  
間が、ほかの用事がありだそうなので退席され  
るとのことです。一つお聞きしたいと思いま  
す。

官房長官、もしもこういうふうな形で資金注入  
を長銀が要請して、そして政府がどうしても必要  
だということでも資金注入をしたとします。そして  
その後、実は法的要件を欠いていた、すなわち長  
期信用銀行の検査の結果が債務超過に陥っている  
ということがわかったというふうな場合、内閣の  
かなめとして、官房長官、内閣の責任はどのよう  
になりますでしょうか。

○野中国務大臣 純粹に法律の問題でございま  
すので、事務当局からお答えをさせていただきます  
ので、事務当局からお答えさせていただきます  
。○西田(猛)委員 いえ、違います。法律の問題で  
はございません。内閣の責任を問うているのであり  
ます。

○日野政府委員 御指名いただきましたので御答  
弁させていただきます。……(西田  
(猛)委員「いや、私、指名していませんよ」と  
呼ぶ)いや、委員長から御指名を。

○相沢委員長 私が指名していません。

○日野政府委員 ただいまの委員の御質問は、も  
し債務超過であったならばという仮定での御質問  
でございますので、これはちよっとお答えはで  
きないのではないかと思えます。

○西田(猛)委員 金融監督庁長官からはそれで結  
構ですよ。しかし、私は、今申し上げたように、  
長銀からの申請があれば政府は、今法律もあるわ  
けですから、十三兆円の勘定もあるわけですか  
ら、どうしても必要だ、日本国民、わかってくだ  
さいということであればおやりになったらい  
じゃないですか。しかし、その後、法的要件を欠  
いているということが、我々が今批判しているよ  
うに、それが明らかになったときの内閣の責任は  
どうなるのでしょうかということを閣僚に問いて  
いるのであります。官房長官、どうでしょう。

○宮澤國務大臣 私がいいますのに、内閣の責任とおっしゃる以上は、何かそこに法律的な誤りがあったとかいうことではないといけませんので、それで、これは法律問題だというふうに申し上げているんです。

○西田(猛)委員 官房長官、もしお時間があれでしたらどうぞ、よろしゅうございますけれども、実は、次の質問も後でよく議事録を読んでいただいて、認識していただきたいと思う質問でございます。

そこで、今大蔵大臣は法的な問題だというふうにおっしゃいました。そこで私は、この議論を、これだけを取り出してすることは余り好ましくないことかもしれないけれども、やはりここできつちりと、はっきりとした法的な問題を指摘しておかなければならないと思います。

長期信用銀行が提出した書類あるいは決算書類等が真実のものではないということを知りつつ、その後、日本長期信用銀行の書類を金融監督庁内あるいは預金保険機構内あるいは金融危機管理審査委員会内での後のプロセスに付して、そして長銀に十三兆円の勘定から劣後債なり優先株なりを買取取る、あるいは引き受けるということを行って資金注入をしてしまった場合ですね。しかし、その長銀が提出した書類は真実ではないということを知りつつ、その公務員もしくはみなし公務員とされる人たちが、それは総理大臣も大蔵大臣も金融監督庁長官も含まれます。それから日銀総裁、それから預金保険機構の理事、理事長、それから金融危機審査委員会の審査委員、これ、全部含まれます。その方たちの刑法上の責任というのはどのようなか、法務大臣、お聞かせ願えますか。

○中村國務大臣 お答えいたします。

極めて大胆な組織的な犯罪があったという想定のもとにお聞きになっていらっしゃるのです、これもなかなか答えがたいところだと思えますが、大体、資本の注入、優先株等の注入をやるには、まず整理回収銀行とか預金保険機構、それから

佐々波委員長いらっしゃいますが佐々波委員会、そういうものの審査を経て、そして大蔵省、そして閣議決定となるわけですから、そういうことの中で、何が起こったかというのを想定してお答えするのは、これは困難だと思います。

ただ、何か不正があつてそれによつて國家に損害を与えたということがあれば、これは極めて一般論ではありますが、一般的な件としてはそれは背任罪というのがあるかもしれません、今のような壮大な仮定のもとに立つて責任ある回答というのは難しいと思います。

○西田(猛)委員 今、法務大臣からお答えがありましたように、背任罪の構成要件に該当してまいります。現に……(発言する者あり)いいですか、私はまだ質問していません、質問を終えていいんです。

しかも、私は、この質問通告を金曜日に出したけれども、何と、偶然でしょうかけれども、土曜日に、これは金曜日が始まったのだと思えますけれども、防衛庁の調達実施本部の副本部長、それからその後、元本部長の方も背任の容疑で逮捕されたわけでございます。したがつて、公権力の行使に当たつても背任ということに該当せしめることは大いにあり得るわけですね。しかも、今、何やらこちらの方から目的罪だということがありまして、しかも、その目的の認定というのは、これはできるわけですね。

この調達実施本部のときの実事関係等、我々はつまびらかにしてはわかりません。しかし、私が今言ったのは、その長銀が提出した書類あるいは決算書類等々が真実でないことを知りながらやる、しかも、それが自分の保身でもないわけですよ。例えば、ボスである金融監督庁長官が資金注入しろ、あるいは内閣総理大臣が言ったこれではできない、法的要件にないから嫌だと言つたら非常に危うい、だから知りつつやつてしまつたということだつて保身であり、それは目的を満足するものなんです。そういう判例がございます。そのことを私は

聞いてるのであります。

○中村國務大臣 私のお答えの仕方が悪かったのか、意図が通じていないと思ひますが、大きな想定のもとに、こういう幾段階にもいろいろな行政の手續を経てやることを想像して、それが何の罪に当たるとかということをおっしゃるのには困難であると申し上げておられるわけですね。そして、最終的にどういふ罪がこの犯罪に対して当たるのだということに裁判所が決定することでありますから。

ただ、一般論として、だれかに、政府のやつたことで國に損害を与えたというふうなことがあればそれは背任罪なんだろうけれども申し上げただけで、それは一般論で損害を与えた場合のことを言つたので、今回の件を全く想定して申し上げたことではございません。この幾段階にも審査を経てきたことを、いろいろな行政段階の手續を経て閣議決定されることを、私どもが一概に何の罪に当たるといふようなことを申し上げることは到底できません。

○西田(猛)委員 想定、想定とおっしゃいますけれども、なぜ今この特別委員会、長期信用銀行に対する資金注入をするのかしないのか、あるいはそれが当、不当なのかということの議論をしていくかといへば、それは、私冒頭申し上げました、もし長銀から申請があつて、政府がどうしてやりたいのだから、やればいいわけですよ、国会の議論なんかなくても。

だけれども、それをするとするのは、国民の皆さんに理解してもらいたいからだとときと政府・自民党はお答えになるでしょう。もしも、政府・自民党が国民の皆さんにやはりわかつてもらいたいから国会でこのことを議論しているんだということをおっしゃるのであれば、丁寧に説明しなければいけないのじゃないでしょうか。そのことを我々は、各党、野党会派、全部聞いているわけですよ。

しかし、今の金融監督庁長官のお答えなんかでもそうでしよう。いつも、お呼びもしないのに出てこられて、それはお答えし兼ねますなんて、そ

んなふざけた答弁ないですよ。本当に丁寧に、わかつてもらいたいだからここで議論している。もしも、そんなもの要らない、我々の判断は正しいんだからやるんだと言へば、長銀から申請があればおやりになったらいいですよ。ただし、それはそれなりの責任を持つての決断だと我々もある意味では高く評価し、それを見守らせていただきます、そういうお話を私はしているのではありません、細かな法律の議論を、重箱の隅をつつくような議論をしてはございません。

それともう一つ、背任の可能性もあります。それから刑法には、第百五十六條、「虚偽公文書作成等」というのがございまして、真実じゃないということを知りながら、例えば行政部内の文書をつくる、そして、それをその後の行政過程にのせるといふことになると、これも十年以下の懲役という罪もございまして、それから、刑法第百五十八條では、その虚偽公文書の行使ということも定められております。

この百五十六條それから百五十八條、これはどういふ構成要件に該当するのか。また、今申し上げたような、もしも真実じゃないことを、行政部内で書類をつくらせて、それをその後のプロセスにのせれば、これは該当するのだから。法務大臣、いかがでしょうか。

○松尾政府委員 お答えいたします。具体的な件につきましてはお答えいたしかねることは、先ほど法務大臣からお答え申し上げたとおりでございますが、一般論として申し上げるならば、今議員御指摘の刑法百五十六條でございますが、虚偽公文書作成罪ということでございます。百五十八條がその行使罪ということでございます。

この虚偽公文書作成罪でございますけれども、公務員が、その職務に関しまして、行使の目的で虚偽の公文書を作成したまたは文書を変造したことが要件といふことになっております。二人以上共同して犯罪を行使した場合には共同正犯とされる等の規定は、刑法の一般の、総則等

にあります。  
以上でございます。

○西田(猛)委員 今、法律の説明がありました。これはまさに、真実でないことを、それを職務に關して虚偽の文書もしくは図画を作成して、あるいはそれを変造したりする場合には当たるといわれておられます。もしも、例えば長期信用銀行が債務超過に陥っているにもかかわらず、債務超過でないかのごとき書類を部内でつくって、それをその後の行政過程のプロセスにのせたらば、これは本罪に該当し得るということでございます。

それから、今申し上げた十三兆円の方の勘定ですけれども、この議論に戻ります。今、官房長官が退席されるということ、ちょっと中をはしりましたけれども。

十三兆円というのは、この二月の大蔵委員会、新しい十三兆円の勘定をつくるよきの議論をよくよく読んでみますと、「特定の銀行を想定して考えているわけではない」ということでございます。「法律にも書いてございますように、システムリスクが生じるような場合でございますので、こういうことを当時の銀行局長は言っているわけですね。

ですから、ことしの三月は、二十一行に横並びで十三兆円の金融危機管理勘定から資金注入をされたわけですね。これは我々賛成したということではないですよ。しかし、そういうことがこの法律をつくったときの立法者の、立法者というが政府の意思だったのですよ。

要するに、システムが危ない、だから、どこの銀行は経営状況がいいから入れないけれどもどこの銀行は悪いから入れるとか、そういうことじゃないと言っているのですよ、当時の銀行局長は。なぜならば、そんなことをしたら、資金注入を申請した銀行は大変なことになるわけですね。ですから、どこが悪い、どこがいいということじゃない、システムリスクを回避するために、いわば押しなべて資金注入してシステムリスクを回避するんだということを銀行局

長は言っているのですね。それが何でこんなふうに変容してきたのか。長銀については、何やら長銀を救うためにこれは入れることの議論になつていくわけですね。

ですから、破綻前の処理については、あるいは破綻後の処理についても、今野党三会派がまとめて提出したこの法律案、これで万全を期していけると私は考えているのであります。そこで、一つ提案者にお聞きしたいのですけれども、金融機関の破綻前処理についてどう考えているか。

もちろん、金融安定化措置法の廃止、これを我々の法律案の中には明記してあります。その理由は、今私がるる申し上げたようなことでもございます。

それでは、その金融安定化特別措置法を廃止した場合、破綻前処理について、三会派の法案ではどのように考えられますでしょうか。

○鈴木(淑)議員 西田委員御指摘のように、私ども法案には、十三兆円の注入を内容とする金融安定化特別措置法の廃止を定めております。

では、破綻前はどうするのか。これは、基本的には、破綻前の金融機関に対する金融行政の対応というものは、例の早期は正措置であるわけですね。我々は、とにかく自主的に資産査定をして財務状況をちゃんとディスクロズしなさいよということを書いてあります。これは、きちっとディスクロズすればするほど市場の信用を得ることができるのです。だから我々は、これは要望、命令じゃなくて要望ですね、でも、市場の信用を得るために、自信のある金融機関はちゃんとディスクロズしなさい。

もう一つは、検査、審査が入るわけですから、自己査定の結果と照らし合わせて、自己資本比率が本当のところどのくらいなんだろうというのを見る。そして、早期は正措置にあるように、自己資本比率が非常に低ければ業務改善命令を出すし、極めて低ければ、場合によっては業務停止命令を出す。そのとき整々と整理に入っていく、そ

の手続をきちっと決めていっているのが野党案であります。

整々と整理に入っていくときには、申すまでもないことですが、この整理は、本当に清算してしまふのか、あるいは手を挙げる受け皿金融機関があるわけですか。PアンドAで渡すのかという選択があるわけですね。その一連の手続。それで、一番極端なケースとして、日銀特融が入って整々と整理していてもまだシステムリスクがあるというふうな場合に限り公的管理に入るという二段構えでいられるわけですね。

こういうふうな、破綻前処理の考え方から一貫して整理、清算の手続に至るまで考えておられるのが我々野党三会派の法案でございます。

○西田(猛)委員 私は、そのような処理策をとっていくのが一番いいのだと思います。透明かつわかりやすい。しかも、二十一世紀に向けて、二〇〇一年四月からはもうペイオフですから、そうなりますと、ペイオフになるので預金者は銀行選別をしてきますよね。そうすると、銀行は預金者から逃げられるのが嫌ですから、自分がとっている担保、土地を安い値段でも何でもいからとにか売っていくはずですよ。そして不良債権の処理をしていくはずですよ。そうなりますと、またまた土地は暴落するし、大変なデフレの時代になつてくると思います。そういう二〇〇一年三月三十一日かもう目の前にあるということですから、私は、前に申し上げた、今のグレースピリッドの中において、何とか日本は体質の改善、構造的改革を図っていかなければならないという大変な時期に今来ているのだと思います。

したがって、この法のあり方が、個別の銀行に資金注入をしていく、しかもその銀行はもう破綻するのだ、そして吸収合併されるのだというふうな資金注入の仕方というのはそもそも予定してないわけですから、我々はこのことをもう一度議論をしっかりとしなければならぬと思います。もしもそうでないならば、今のまま本当に、今の政府・自民党が金融機能安定化措置法の十三兆

円勘定で、これを長銀に資金注入するというのであれば、さらなる情報開示が必要だと思います。そこで、最後は、きょうはお忙しい中を佐々波金融危機管理審査委員長にも来ていただいたのですが、お体の不調を訴えておられますが、いかがでございますでしょうか。

以前、委員長は、私の質問に対して、金融監督庁の検査結果は必ずしも審査委員会の議の前提条件ではないというふうな言っておられるのですけれども、それはお考えは変わりませんか。もしそうであるとすれば、一体、金融監督庁の検査結果を待たないのであれば、金融審査委員会はそんな審査機能をお持ちなんですか。

○佐々波参考人 いろいろお心遣いありがとうございます。先日のお答え、言葉は尽くしませんがもしもせんでしたので、加えてお答えしたいと思います。

審査委員会といたしましては、いかなる申請につきましても、金融システムの安定化の重要性を念頭に置きつつ、厳正に審査を行う所存でございます。一般論としてお答えいたしますと、資本注入の審査に当たりまして、申請銀行の実態を踏まえて、審査基準を満たしているかどうかを審査するのが基本と承知しております。

制度上は、監督庁の検査結果を踏まえることは資本注入の審査、承認を行うための条件とはなされておられません。極めて重要な情報であることは十分承知しております。したがって、委員会といたしましては、でき得る限り監督庁の検査結果を踏まえて審査を行うように配慮してまいりたいと存じております。

特に、今回の長銀のケースにつきましては、正式な申請が行われる時点までに金融監督庁の検査が終了しているものと期待しております。以上でございます。

○西田(猛)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。



○相沢委員長 これにて西田君の質疑は終了いたしました。

次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。

野党三党に御質問させていただき予定でございましたが、日米蔵相会談に關して、大變看過できない報道がされておりますので、大蔵大臣に事実を確認させていただきたいと思ひます。

まず、ルービン財務長官が、資本注入のための公的資金は十三兆円で足りるのかという、金融危機管理勘定の十三兆円の資金枠、この拡大を促す発言があったの様に報じられております。まず、これは事実かどうかを大蔵大臣、お答えください。

○宮澤國務大臣 私とルービン長官の会談が始まりました前、兩國事務当局で一時間半ほどフリーディスカッションをいたしております。それには、ルービンも私も出ていないわけですから、事務当局のフリーディスカッションの中で、十三兆円を使つていつて事情によつてこの十三兆円が足りなくなることはないのかというやりとりがあつたそうです。アメリカ側がそういう疑問を出した。我が方の事務当局は、まあそういうことではないと思ひ、こういう答えをしておるそうですから、アメリカ側にも、もし足りないときはどうするのだという質問があつたことはそのとおりのようでございます。

私とルービンとの間にそういうやりとりは一切ございません。

○春名委員 では、その事務当局はどなたですか。

○宮澤國務大臣 こつちを申せば向こうも申さなければなりませんから、申し上げられません。

○春名委員 これは大變大事な問題でして、足りなくなつた場合はどうするのですかということをお聞かされて、そして、そのことも検討しなければいけない、そういう議論が一定の時間やられたのでしよう、大蔵大臣との間ではそうではないと言わ

れても、ですから、そういう議論がされて、それが國際的に公約的になつていけば大變なことになるから、だから、それがそういうことに対応してお話をしたのか、明確にお答えいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 第一、意見の交換というものは、自由に幾らでもいたします。だから会う意味があるのでして、おまけに、そのことがそうなら出しますよ、その辺の役人が言えるはずがない。

○春名委員 出しますよ、言えるはずがないのは当然であります。

ところが、六日のテレビ朝日の番組ですけれども、与党の最高責任者の一人の森幹事長が、必要であれば当然その用意、つまり十三兆円の枠の拡大、これはしなければならぬということをしてテレビ討論会の場で発言したと報道もされております。もう既成事実のような走り方で、十三兆円以上の枠組みをつくつていく、こういうふうな議論がされていくわけでありまして、新聞も一斉に、こういう重大なことが議論されてきたと言われているわけでありませぬか。こんなことになつていくのですよ。明確に否定されているのであれば、なぜ森幹事長がこんなことを発言するのであるか。こんな大問題じゃないですか。与党の最高責任者のお一人ですからね。

さらに、きょうの朝日新聞には、政府・自民党は、「金融システム安定化の観点から、現在の金融機関の資本増強のための公的資金投入枠である十三兆円を超える投入の必要が生じればこの枠の拡大に前向きに対応する方針を固めた」という報道すら既にされているのであります。こういう報道すら既にされているのであります。とんでもない話だと思ひます。

皆さん、野党三党の皆さんも私たちも、この枠組み自身が今大變な問題だと言つて廃止を主張している、そういう議論をしていくときに、こういうことがひとり歩きをして進んでいくようなことが行われているんですよ。大問題だと思ひませぬか。

明確に、この会談の中身、蔵相会談の中でそういう議論がもし出ていないとしても、その議論の前段の議論がどのようなことがされたのか、当委員会に明らかにしていただきたい、このことを要求したいと思ひますが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 最初におつしやいましたことは、サンフランシスコでどういふ話があつたかとお話であつた、それはお答えしました。

今度は与党の幹事長が何か言つたとお話したら、それは別の話で、与党の幹事長はそういうことを言う権利もあるでしょうし、資格もあるでしょう。

○春名委員 そんなことは通用しませんよ。与党と政權、政府は一体にやつていられるわけでありませぬ、それで、森幹事長がそんなことを言つて零闘気づくり。そうしたら、もし、これは全く無視して、だめだ、そうではない、事實はなということなのであれば、こういう報道をさせておいて、今長銀への公的資金投入の世論づくりに使つていふに言われぬでも仕方がないですよ。それぐらいの問題なんですよ、これは。それであるならば、この新聞、全部間違ひでしたということでご訂正させていただきます。それぐらいの問題だと私は思ひますよ。

○宮澤國務大臣 今度は新聞の話でございます。

それはどうも何とも申し上げられません。

○春名委員 余りにも私たちをばかにしている話だと私は思ひますよ。だれが読んだつて、あの新聞を、すべての新聞に書いてあるんですよ、だから、そういうふうな。それで、それは全然違うというのであればそれでいいでしょう。

それでは、改めてこの蔵相会談の、実務者レベルの会談も含めた中身を当委員会に御報告いただきたいということをお委員長に私は要請したいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○宮澤國務大臣 それは私の方からお願ひがございませぬ、委員会が御決定なさることはもう私の申し上げる限りではございませぬ、このようにインフォーマルな会談の中身をお出しすることに

なりますと、今後こういう会談はできないことになりませぬので、どうぞ委員会としてもその点御配慮をお願いいたします。

○相沢委員長 強いておつしやれば、理事会において協議いたします。

○春名委員 それでは、改めて正式に御検討をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

こちらも気合が入つてまいりました。

続きまして、次に金融監督庁長官にお伺ひしたいと思います。(発言する者あり)野党にも後で聞きます。

金融監督庁は、長銀について七月十三日より検査を行つていふことまでは明らかにされました。しかし、幾ら野党が質問しても、終了予定日を明らかにしません。債務超過かそうでないのかという根本的な問題すらやみの中で、ひたすら公的資金投入が推進されようとしております。これは重大であります。

まずお聞きしたいと思ひますが、金融監督庁の検査というのはそもそも何のために行つていふのか、非常に根本的な問題で恐縮ですが、長官、お答えください。

○五味政府委員 お答えいたします。

金融監督庁によります銀行、預金受け入れ金融機関の検査は、各金融機関の資産の健全性、それからこうした金融機関のルール、いわゆるさまたまな預金受け入れ金融機関に課されておりますルールがございませぬので、こうしたルールの遵守状況、こういったものを検査をするというのがその内容でございます。

○春名委員 健全性、そしてルールをしっかりと調べていく、維持していくというお答えだつたと思ひます。

大蔵省大臣官房金融検査部長の名前で、原口さんの名前で、新しい金融検査に関する基本事項というのが三月三十一日に発行されておりました、これを読んでみますと、最初にやはり「明確なルールを前提とした透明性の高い行政に転換する

ことが必要不可欠」になってきている、これが第一。そして、「最近の一連の不祥事により大きく損なわれた金融検査・監督に対する信頼を」「回復するために、真に厳正で実効性ある金融検査を早急に確立し、実施する」ことが必要である、このように三月三十一日に発表されており、まさにそのとおりだと私は思います。

そこで、そういうふうにご意見を、その検査も終了していないのに公的資金を長銀に導入する、そのような態度をとることは絶対にできないと私は考えます。改めて、その検査がいつ終わるのか、そしてその結果によって検討する、そういうふうには私は認識しておりますが、長官、それでいいですね。

○日野政府委員 お答えいたします。

いつもお答えしていることですが、いつ終わるかということは、今やっている最中でございまして、確定することは申し上げられませんが、先ほど佐々波委員長がお話しになりましたように、金融監督庁の検査をできたら参考にしたというお話もございました。

本来、その検査というのは、別に長銀に対する資本注入が是非かという目的でやっているわけではございません。あくまでもその十九行に対する検査の一環、ルーチンなワークなわけでございます。長銀のケースというのは、これは恐らく十年に一度かあるいは二十年に一度かあるいは百年に一度かあるかないかのケースでございます。これに対して、ルーチンで行っているこの検査は、そのためにやっているわけではございません。ございませぬが、委員会の委員長が先ほどお話しになりましたように、審査委員会としては、長銀の金融監督庁の検査の結果を参考にしたというお話もございませぬ、もしも金融危機管理審査委員会でも審査が行われる際に、金融監督庁、長銀の検査の結果はどうだったんだと聞かれれば、それに対してはお答えはせざるを得ないのかなというふうにご意見を、参考にするというふうなあいまいな

ことじゃ絶対だめだと思えますよ、私は。前提ですよ、これは。

しかも、九月の三日の岩國哲人議員が質問したときに、五味さんがお答えになっておりますけれども、なぜ、七月十三日から調査に入ってこんな時間がかかっているのかという問いに対して、「今回、住友信託銀行との合併に関連いたしました、公的資金の導入を要請する予定であるという発表がございました。そうなりますと、三月時点での資産の自己査定と正確性のチェックをしつても、その後、起こりましたもろもろの事象について、やはりできる限りの実態把握をあわせてする必要があります。」だから時間がかかりますと言っているんですよ。つまり、これをやらなかつたら、一体公的資金投入ができるのでないのかかわからないからやっているんだと言っているんですよ、これは。そういう問題なんです。

参考にするというふうな話じゃないんです。前提なんです、これは。そういう問題として私は問うていなくて、それは、そんないかげんな検査であれば必要ないかと私は思いますが、いいですか、いかがですか、それは。

○日野政府委員 お答えいたします。

金融危機管理審査委員会という審査をされるかということは、具体的な事案が金融危機管理審査委員会に上程されませんと私はわからないと思っております。それは、金融危機管理審査委員会という資料を出せというふうな言われるかというところは審査委員会でお決めることではございませぬ、私どもの方からあらかじめこういうものを申すとか出さないとかということややはりちょっと申し上げられないんじゃないだろうかというふうにご意見を、参考にするというふうな発言をして

○春名委員 九月の三日の岩國議員の質問に、長官はこういうふうにご答えています。「私どもの検査の終了を待つか待たないかと関係なしに、合併そのもの手続は進行させていただいて一向に差し支え」ありません、こういうふうな発言をして

おります。

私は、これを横で聞いていて重大だと思いましたが、公的資金を投入して自己資本を増強する、そのことが合併の前提条件となっている、つまり合併計画の重要な構成要素が公的資金投入でありませぬ。その公的資金投入ができるかできないかという大前提の問題が、債務超過になっているのかい

でございませぬ。そういう問題が、いままで過ぎていって、私どもの検査終了を別に待たなくても合併そのものはどんどんやってくださいます。合併そのものの中身のその構成要素に公的資金投入が入っているのです、そんな無責任な答弁は許せませぬか。私は、検査結果が出ていないのに公的資金投入の結論は絶対に出せないと、そうすね、長官、そのことを改めて御答弁を願いたい。

○日野政府委員 お答えいたします。

公的資金を入れるか入れないかということは、私どもの方で決めるわけじゃなくて、あくまでも金融危機管理審査委員会が決めることだと思っております。それで、例えば長官の方で、今の定款でなつたとしても、例えば長官の方で、今の定款では、恐らく既にかなり定款がもう満杯近くなつておられますので、定款も変更しなればならなかつたというふうな、例えば長官の方で、今の定款で私に思っておりますので、よく御理解をその辺は賜りたいというふうにご意見を、参考にするというふうな発言をして

○春名委員 決定するのは審査委員会であるというのぐらひは当然ですよ、そんなことは。その前提の検査をどういう中身でどうなつたのかということが議論されるわけであつて、その前提がないのですよ、今は、それを問題にしているのではありません。

なぜ、八月二十一日の金融監督庁長官の談話で、申請があれば適切に対応する予定であるとすぐ言っているじゃないですか、検査の結果もわからないのに、申請があればすぐ適切に対応する、すぐ公的資金を入れる用意があるとあなたは

言っているのですよ。その責任があります。私は、そのことを厳しく指摘をしておきたいと思つたのです。

それで、今の議論もお聞きになって、野党三党にお聞きをしたいと思つた。

検査の結果もわからないで、ただ申請があれば公的資金導入に突き進む、私は、こんな姿勢は国民を愚弄するものだと思つたので、野党三党の皆さん、どうお考えでしょうか。

また、あなた方の法案では、金融機関に資産査定義務を課したりそれを公表させる、あるいは虚偽報告に対する罰則規定など積極的な内容も盛り込まれております。この法案の情報開示の考え方、あわせてその点をお聞きをさせていただきます。

○古川議員 まさに、今委員と監督庁長官とのやりとりを聞いておりました、この辺が、我々野党も危惧をしておりますので、ご意見を、まさに今この委員会でも審議をしております問題について、要は監督庁を初めとする行政の行っている検査が信用されていない、まさにクレジビリティクライシスとも言えるような、そういう信頼がされていないということがこの金融の大変な不安の状態を引き起こしているのではないかと。

そういう意味からいいますと、この長銀について公的資金を導入する、しないを議論するには、やはり適切な情報開示をしていただかないと、しかも監督庁長官はまさに佐々波委員会の委員でもあられるわけですから、そういう委員が今のような非常なまさに他人事とも言えるような御発言をされるといふところに、私は、これは与党の議員も聞いておられて、本当に危機感というものや与党の議員と同じように政府が共有しているのかどうかという疑問を持たれてもおかしくないのではないかと、まさにこう思つた。

私たちは、まさにこうしたいという責任が一体どこにあるかわからない、本来であれば集中して危機管理体制をとつていかなければならない、そういう権限とか責任というものを一カ所に集中

していかねばいけない、そういった発想から金融再生委員会というものをつくって、そこで一元的にチェックをしていこう、そこで金融機関についてもしっかりと自己査定をさせ、金融再生委員会のつくりかたも規則に従って自己査定をさせ、それを公表し、そしてまたそれに付随して引き当て率等も公表させていく。その中ではどう対応していくべきか、そういうことを検討していくべきであるというふうに我々は主張しておるわけでありませぬ。

その中で、長銀の検査につきましても、まさに今般の長銀から発表されました経営再建計画で行うことになりました七千五百億円の引き当てにつきましては、本来三月以前に行われなければならなかったものである可能性が極めて高いというふうに我々考えております。それで、このような債権がこれまで非分類債権とされましたり、あるいは第二分類債権とされてほとんど引き当てられてこなかったことが、これが大きな問題である、そしてまた、そういうことを見逃してきた検査というのとは一体では何の検査をやっていたのか、そういうことになるのではないかと思います。

現在進行中の検査に関して言えば、長銀が言う七千五百億円不良債権が本当にすべてきれいなものかどうか、必要な償却が終わるのかもこれでははっきりしておりません。それ次第で、これは長銀が果たして資産超過であるかどうかの判断も変わってくるわけでありまして、そうしたところをやはり明らかにしていただかないと、これは次のところに話が進めないのじゃないか、私たちがそのように考えております。

先ほども最初に申し上げましたが、とにかく国民も市場も、今回の金融監督庁の検査結果をもって同庁に対する信頼性を判断しようとしておるわけでありまして、かつて大蔵省が検査をしておった、そのことがマーケットの信頼を失い、そのような形で金融監督庁ができたにもかかわらず、その監督庁の検査が、この委員会での長官の答弁などを聞いておりますと、私は、残念ながら、だん

だんとも発足当初から信頼が失われていってしまっているのではないかと、そういう状況になって、果たして検査したこと、政府がしたことについてだれも信用してくれない、そういう状況があつては、まずまずこれは日本の金融市場に混乱を引き起こすのではないかとこのように考えております。したがって、一刻も早く、やはりこれは信頼の置ける、そして権限も責任もちゃんととれる金融再生委員会という、そういう危機管理体制を構築することが必要ではないかというふうに考えております。

○春名委員 それでは、続いて野党三党にお伺いしますが、この法案は、今の情報開示の前提になる問題なんですけれども、この目的は、当然、破綻銀行への対応とともに、不良債権の処理という問題が主要な目的になってくると思うのですね。それで、その前提問題として、その不良債権がなぜつくれたのか、一体責任がどこにあるのか、これをまず明らかにすることが私は何よりも大事じゃないかと思うのです。その点で、不良債権の根本的な原因、責任がどこにあるというお考えか、どなたかお聞かせいただけませんか、というふうに思っております。

○谷口議員 お答えいたします。今おっしゃいました不良債権問題の原因と責任というところでございますが、私は、約三点にまとめられるのではないかとこのように思っております。

まず第一点は、先日、本会議で宮澤大蔵大臣もお認めになりましたが、あの一九八五年のプラザ合意の折に、当時のドル高から一転、ドル安・円高というふうになったわけでございますが、その折に政府は金融緩和策をとり、その結果、過剰流動性が発生し、それが土地、株に回った、こういうことを考えますと、まさにこの政策の失敗、経済政策の失敗があつたというふうに考えております。

二点目は、我が国の構造上の問題でございますが、我が国は、御存じのとおり、欧米に比較いた

しまして間接金融制度が極めて比率が高いわけでございます。そういう状況の中で、あのバブル期にどんな企業がエクイティファイナンスを行ったか、転換社債であるとかワラント債であるとか、そういう状況の中で金融機関はこの間接金融制度を前提としてビッグパンに入ったわけでございますが、極めてオーバークャパシティーの状況にあるわけでございますが、そういう状況の中で金融機関の中に一種の焦りがありオーバローンになった、それが不良債権の一つの原因になったのではないかと。

また、そのオーバローンは、御存じのとおり、あのバブルの時期に、経済成長率は六%、七%、極めて高い成長率であつたわけでありまして、それを超える融資の割合、十数%の融資の増加があつたわけでございます。そのような極めて急激な融資の増加が乱脈経営につながり、不良債権の発生した大きな原因になった、このように考える次第でございます。

○春名委員 ありがとうございます。今お話が出ましたけれども、そういう原因と責任が明確になりますと、私は銀行業界自身の自己責任というものが非常に問われてくると思うのです。

それで、日本共産党が国民の血税投入に一貫して反対してまいりましたのは、主に二つの理由からでございます。一つは、不良債権や銀行の破綻問題が国民には一切責任がない、今政策の失敗だというお話も出ましたけれども、むしろバブルの犠牲者に国民はなつていて、その国民に負担を強いることは、私は全く道理がない、これが第一点。第二点は、金融機関の自己責任や自己負担の原則をきちんと貫いてこそ、初めて、不良債権問題などの日本の金融業界が抱えている問題を解決して、本当の意味で金融システムの安定と信頼を回復することができる、こういうふうにか

らです。そこで最後に、鈴木議員にお聞きするのがいいでしょうか。銀行業界の自己責任、自己規律とい

う問題についてどのように提案者はお考えか、鈴木議員にお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(淑)議員 お答えいたします。委員御指摘のとおり、それぞれの個々の銀行の責任、今日の事態を引き起こしたことについての責任は非常に重大だということに思ふので、したがって、個々の銀行が自己責任に基づいて自分で努力してリストラをする、あるいは償却の努力をする、そして、それでもだめだ、債務超過だというときは、これは当然破綻をして、責任者は責任をとって、整理していくのが当たり前だと思ふのです。

ただ、委員は銀行業界という言葉をお使いになりましたが、業界という話になりますとこれはちよつと微妙な問題で、やはり市場経済ですから個々の金融機関の自己規律というものが厳しく問われますが、業界という話になってくると、これは一つ間違えると護送船団方式、奉加帳方式になりかねないわけですね。つまり、業界でさらに預金保険の料率を上げてそれで何とかせよ、預金者保護は最後の手段は十七兆円の例の公的資金に頼るわけですが、その負担を減らすために業界でもう少し持つてよということになってくると、私はちよつと違うかなというふうに思ひます。

それは、もう既にビッグパンということで国際的な競争をしているわけですが、日本の預金保険の料率というのはかなり高くなってきています。アメリカなんかでは、御承知のとおり、いい銀行の料率は低いのです。預金保険の変動料率を使っているのです。それがやはり自己規律であつて、業界として何か求めるとちよつと護送船団的になるかな、その点がちよつと委員と御見解は違ふのかもしれない。

○春名委員 では、終了しましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○相沢委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 本日は、野党三会派の提案が出てお

りますので、その野党三派の案をきちんと理解するために、政府側には質問をいたしません。

それで、何点か伺いたいと思いますけれども、実は、これは順序が少し変わって来ると思いますけれども、今、春名議員がお聞きになった答えの中で、銀行業界としては個々の銀行とは態度がちよっと違うんだという御発言が、提案者の鈴木委員の方からございました。それに關連して、私は、実はこれは政府案の場合の方がより適切なんですけれども、野党三派案に關連しても、最終的には、例えば公的な管理に入るといふような可能性も指摘されているわけですから、公的な措置をとるに当たっては、金融機関の責任、または金融業界、銀行業界全体の責任といたすものをやはり問わなくては行けないというふうにも考えております。

特に私たちが問題にしたいと思っているのは、銀行業界あるいは個々の銀行等からの政界に対する政治資金の提供です。

この点に關しては、銀行業界としてまとまった資金提供をしております。まさに、先ほど鈴木委員が言及されました季加帳方式によつて、銀行業界は明確に自民党に対しては政治資金の提供をしている。これは各銀行もしているでしょうし、それから自民党に対してではなく、自民党に所属する各議員、すべてではないけれども自民党に属する各議員、すべてではないけれども自民党に属する各議員、すべての資金提供を受けている。銀行そのもの、金融業界そのもののお金の使い方というところが非常に不透明であるという点も問題にされ、そういった経営責任を放棄して金を使ってきたような銀行業界に税金を投入していいのかというところが議論になっているわけですから、当然政治資金の提供ということも問題にされなくてはならないと思えます。

政府案における例えば公的資金の注入の前に、あるいは野党案の公的管理等といったある程度税金を使う措置をとる前の段階として、例えば金は、銀行業界全体として、さらには個々の銀行が、特に自民党に対してこれまで提供してきた十年ぐらゐさかのはつて当然だと思えますけれども

も、政治資金の返却を求めて、これを国庫に一たんに入れた上でそれも公的資金の一環として使うという事であれば、これは国民的な納得も当然得られるというふうにも思えます。

この政治資金の問題をやはり前面に取り上げた上で、最低限、現在提供されている政治資金は即時に中止をすること、過去十年間遡及して返却を求め、それを公的資金を使うかわりに、税金はその分使わないで、自民党に行つた分では埋め合わせるということぐらゐはやるべきだと思いますけれども、野党の提案者の皆さん、これについてはお考えになっていただけますでしょうか。

○枝野議員 公的資金を注入をされなければ継続できないような、そういった金融機関が政治献金を行うというものは、国民の税金が政党等に還流をしているようなものでございまして、言語道断であると考えております。

自由民主党さんは、金融機関からの政治献金を受け取るのをやめると言いますが、過去の借金の返済分は別だという理屈にならない理屈をつけて献金を受けておられますが、あるいはまた自民党の金融対策立案に關与している議員の方が、例えば株価浮揚策を発表する傍らでその株を買つていったというように話も出ておまして、こういったことは許されるものではないと考えております。当然のことながら、こうした金融機関からの政治献金はとめるべきでありますし、またさらには、野党三派案として、これらの点を含めた新たな政治倫理立法の提案に向けて鋭意協議を進めているところでもございます。

また、既に献金をされたお金の返還の問題でございますが、これは当事者間の問題であり、法律で強制する部分はなかなか難しい部分があるのかなどと思っておりますが、道義的な責任は一方であるかと思っております、さらにはまた、損害賠償請求あるいは不当利得返還請求などの成立する余地も検討すべきではないだろうか、そういった形で可能な限り回収を図るべきであるというふうにも思

ています。

○秋葉委員 政治資金の方の立法化、こういった政治資金、業界からの政治献金は禁止するといった点については、既に社民党の方で立法を提案したものがございしますので、ぜひそれも御検討の上、御協力いただければ大変ありがたいと思

ところが、過去に遡及する話になると、今ちよっと歯切れが悪くなってしまったのですが、自民党の問題だけを言いますと、これはもう明白に、自民党は金融業界から金をもらっているということを公言しているわけですから、よく恥ずかしげなくこういうことが今の時点で言えるという点はあるにしろ、公開はしております。野党三党の方も、現時点では銀行業界あるいは金融業界から政治献金をもらっていない、あるいは過去十年に遡及するというのを申し上げましたけれども、過去十年、これまで自民党から移された方は当然もらうございましたから、そういった点も明白にした上で、あるいは党としてももらうところがあるかと思っております。そういったところも含めて、これは自民党だけの問題ではなくて、野党各党、すべてこういった点を公開した上で事には当たらないと、税金を投入する、あるいは経営者の責任を問うといった点において、説得力がないんじゃないかと思つて

過去にさかのぼつて野党各党の皆さんの銀行業界からの献金についてきちんと情報公開を、今何つて、幾らあるとすぐ言つていただけに思いますから、きちんと情報公開をした上で経営責任を問うんだという姿勢を明確に示していただ

○枝野議員 私どもの党はゼロベースで二年前の秋にできましたので、それより以前、それぞれ所屬していた党はばらばらでございまして、それあたりのところをどうするかというのとはなかなか難しいところがございますが、民主党として、そこから先は、ことしの四月の統一のときも法人格が継続しておりますので、一昨年の秋以降の政治

資金の収支につきましては既に公表しているのではないかなと思つてますが、ちよっと確認できませんで、当然のことながら、そういったことはきちんと公表していくつもりでございます。

○西川(知)議員 私は平和・改革を代表しておりますので、改革クラブは少なくとももらつておりません。新党平和についても、その旨を伝えて、明確にされることと思つて

○谷口議員 自由党でございます。

本年一月に結党いたしましたので、それ以降、全くございませぬ。

以上でございます。

○秋葉委員 名前を変えれば責任が消えるというつもりでおつちやつておられるのではないと思つて、現在問題になつておられる不良債権処理の問題はまさにそこそこにかかつておられるわけじゃないですか。名前を変えれば責任がなくなつてしまふというレベルでの答えを、私は野党の皆さんからは期待していません。

今ということは無理だと思つてますから、少なくとも十年間については、皆さんが所属された政界についてきちんとした情報公開を行つた上で、しかしながら現在の野党はこういう方針でちゃんとやるんだということを、けじめとしてしっかりと示す必要があると思つて。そのことをぜひお願いしたいと思います。

それで、野党案をよりよく理解するために、何点か伺いたいと思つて

出てきたのか。大まかなところで結構ですから、大体その全体図をどう把握されているのか、御説明ください。

○池田(三)議員 大変残念ながら、秋葉委員の御質問には解答がないと言っていると思います。つまり、不良債権の総額は正確にわからないわけです。

大蔵省などが不良債権の実態を隠蔽してきていることは、皆さん御存じのとおりです。しかし、銀行が自主的に公表しておりますいわゆる公表不良債権、大手十九行の九八年三同期リスク管理債権は二十二兆、金融監督庁が発表した自己査定結果、大手十九行で九八年三同期分類債権五十兆円、こういった数字はマーケットでは余り信用されておりません。先日、ニューヨーク・タイムズの一面に日本の価格にして百四十兆円というのも出ましたが、要するにわからない。

したがって、不良債権の処理に要する費用、公的資金の必要額も正確には把握できないといったのが実情です。問題の解決には、もうこの委員会でも何度も繰り返し指摘されておりますように、情報の開示が不可欠であるということを重ねて申し上げたいと思います。

○秋葉委員 その点は賛成なんですけれども、大体、大ざっぱな、例えば何けたの数字なのか、何けたの処理なのかというあたりは最低限、現実の問題として目の前にあるわけですから、ある程度詰めた議論が必要点ではないかと思えます。

質問時間が余りありませんので、それはまた皆さんいろいろな面で、先ほど宮澤大蔵大臣がおっしゃいましたように、自由な議論ができるような場でぜひ詰めさせていただきたいと思えます。次の問題なんです、野党三会派案では二つの方法が破綻金融機関に対してとられることになっております。一つは金融整理管財人を任命する方法、それからもう一つは特別公的管理に移すという方法ですが、この間の関係が我々にはよくわかりません。

つまり、破綻金融機関の方で選べるのか、それとも、これは特別の基準があつて、その上で基準を厳格に当てはめればいい問題なのか、あるいは時と場合によって裁判所が決めるのか、その基準は何なのか、そのあたりがはっきりしないのです。単純に考えれば一つの方法でいいんじゃないかと考えられますけれども、あえてこの二つの制度を並立、並列した理由というのを御説明いただけますでしょうか。

○古川議員 お答えいたします。

委員御承知のとおり、私どもの提案させていただいております法案では、金融機関の破綻処理の大原則の一つといたしまして、経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させない、それを大原則にしております。ですから、その意味では、私どもは、原則としては金融整理管財人のもとで破綻した金融機関については清算をしていく、それが大原則であるというふうを考えております。

ただ、特別公的管理というのも置いておりますが、これは、そうした清算するような手続では不慮の、不要な混乱などを起こすような場合、いわば非常手段として、具体的には大手銀行の連鎖破産等を想定したスキームとして私たちは考えております。

具体的に、ではどういう場合に特別公的管理に入るかというふうに申し上げますと、他の金融機関等の連鎖的な破綻を生じさせることになるなどによりまして、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることになる事象か、あるいは、当該銀行が業務を行っている地域または分野における融資比率が高率であるなどの理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域または分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事象のいずれかの事象を生じさせるおそれがある場合には、特別公的管理に入ることとしております。

ただし、その場合でも、他の方法によってはこの事態を防ぐことができない、そういった意味で

は、いわば特別公的管理は、破綻した金融機関の処理方法としてラストリゾートというふうにご考えていただければいいんじゃないかと思えます。

金融整理管財人の方法で清算に進むか、あるいは特別公的管理に入るか、それは金融再生委員会が実質的に決定をし、そして裁判所の認可を受けて最終的には決定されるということになっております。

○秋葉委員 先日の本会議でも質問をいたしましたけれども、今のお答えにあつたような仕組みですと、裁判所が、非常に高度に政治的で、その基礎には高度に経済的な問題が横たわっているわけですから、その判断を裁判所が二日間で行わなくては行けないという事態になります。お答えとしては、これは要件を備えているかどうかという形式的な問題だから裁判所で大丈夫なんだといったような趣旨のお答えだと思えます。

しかし、今の御説明にもありましたように、要件を満たすといったことだけではなくて、事柄の内容に立ち入った判断が必要とされていきます。

例えば、特別公的管理以外の方法によって二のイまたはロに掲げる事態を回避することができないこと。これは、回避できるかどうかいろいろの可能性がある、その可能性についての十分な知識があり、そのおのおのについて十分な知識に、そのおのおのについての有効性、あるいは緊急に対応できる能力、あるいはそういった対策を具体的に施行する人材の問題、コストの問題等々、高度に経済的かつ経営的、政治的な判断を必要とする問題だと思えます。これは決して、要件にかかっているかどうか、法的な手続上の問題ではなくて、本当に内容についての十分な理解がある上での判断だと思えます。

その点については、私は、それだからだめなんだと言っているのではなくて、そうであるならばやはりきちんとした措置が必要なんだから、その措置のところはまだ不十分であれば一緒に考えるなり、あるいは皆さん既にお答えをお持ちであれば

きちんと説明をしていただいた上で、安心できるシステムをつくり上げるべきだということに考えているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○西川(知)議員 お答えいたします。

事業の内容とかそういうことについて、経営の内容まで裁判所が関知をするということは、確かにおっしゃること、そのとおりだと思いますが、御存じのように、破産法また会社更生法のもとにおいて、例えばこの財産を処分していいものかどうか、またこの更生計画が大丈夫なのかどうか、そういうことについては裁判所の許可というものが必要になっております。

それで、許可と、我々が今度三会派で出した法案の中は、これは裁判所の認可というふうになっておりましたが、これは先ほども御説明いたしましたけれども、ある公的な行為を補充する、補充する、そういう意味での認可でございます。したがって、今まで、まずその裁判所、これで果たしてそんなことができるかどうかという事実上の疑問がある、また経営内容にも入るのじゃないかという御疑問に対しては、まあそれは今までの経験からしても、そういうことはできるというふうにも思いますが、もしも、そちらの方からいう御意見があれば、それはぜひ拝聴させていただきます。

またこれは、三条委員会である金融再生委員会というものは、我が国の金融行政の企画立案から検査監督まで金融行政全般を一元的に行う機関でございます。裁判所がみずから自分の手で調査をして、そして果たして、例えば金融整理管財人の方に行つた方がいいのか、また国有化した方がいいのかということを一時的にまた一元的にやるわけではございません。

この点については、金融再生委員会が裁判所の判断を的確にできるために、その申請に当たっては必要な処理として事実、こういうものを明確に出すということが必要であるというふうにごえま

すので、我々の今現在の見解では、現在の裁判所の構成を強化することによってできるのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、また何か特にいい知恵があれば拝聴したいと思います。

○秋葉委員 その点についてぜひ議論を続けさせていたいただきたいと思えます。

質問時間が終わりましたので、これで終わります。

○相沢委員長 これにて秋葉君の質疑は終了いたしました。

次回は、明八日火曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

第一類第九号

金融安定化に関する特別委員会議録第十号

平成十年九月七日

平成十年九月十四日印刷

平成十年九月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D